

長崎市 環境白書

令和7年度版



長崎市

ながさき環境都市宣言

～人と自然と文化が輝き続けるまち長崎～

私たちのまち長崎市は、海や山がおりなす豊かな自然によって育まれ、起伏に富んだ地形は特徴的な斜面市街地を形成しています。また、長崎港を中心とした諸外国との交流の中から、多様な文化や伝統を生み出した歴史あるまちです。

この、世界に誇れるかけがえのない長崎のまちをまもり育て、市民が将来にわたって健康でこころ豊かに暮らせるように、きれいな空気と水、豊かな生きもの、そして貴重な歴史遺産を大切に引き継いでいくのは、私たちの責任です。

私たち長崎市民は、共に考え、行動し、「環境を大切にするまち」をつくることを宣言します。

- 1 私たちは、ペーロンのはしる光きらめく海、ハタの舞うさわやかな風を感じ、おいしい空気と水をたのしめるまちをつくります。
- 1 私たちは、小鳥のさえずりで目覚め、ホタル狩りができるような豊かな自然を求め、多くの生きものと共に住める清流と緑豊かなまちをつくります。
- 1 私たちは、出島をはじめとする輝かしい歴史と文化遺産をまもり活かし、文化のかおり高いまちをつくります。
- 1 私たちは、みんなの知恵と工夫で、太陽からもらったエネルギーと限りある地球資源を大切にし、ごみのない美しいまちをつくります。
- 1 私たちは、原子爆弾を受けながらも生きぬいた被爆クスノキのように、自然と平和の大切さを将来へ引き継ぎ、地球環境保全に貢献できるまちをつくります。

平成13年（2001年）12月3日

長 崎 市

目次

令和6年度の主な取組み	1
第1部 長崎市環境基本計画の概要	4
第2部 計画の実現に向けた取組み	12
成果指標実績値一覧	13
第1章 地球環境（脱炭素社会の実現）	
第1節 地球温暖化対策の推進	15
第2節 再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化	18
第2章 循環型社会（資源の有効活用）	
第1節 ごみ排出量の削減とリサイクルの推進	21
第2節 廃棄物適正処理の推進	24
第3章 地域環境（豊かな地域環境の保全と活用）	
第1節 豊かな自然環境の保全・共生	26
第2節 良好的な生活環境の確保	29
第4章 都市環境（環境にやさしいまちづくりの推進）	
第1節 環境と調和した快適なまちづくり	34
第5章 環境意識・行動（環境意識・行動の定着）	
第1節 当事者意識の醸成	38
第2節 環境行動の定着	41
第3部 資料編	46
資料 1 成果指標詳細	47
資料 2 大気汚染に係る環境基準等	49
資料 3 大気環境測定局別測定項目等	53
資料 4 浮遊粒子状物質に係る経年変化	55
資料 5 大気中の一酸化炭素に係る経年変化	56
資料 6 二酸化窒素に係る経年変化	57
資料 7 その他物質に係る経年変化	59
資料 8 悪臭に係る各種基準	62
資料 9 水質汚濁に係る環境基準	64
資料10 水質調査地点	66
資料11 河川水質測定結果（令和6年度）	67
資料12 海域水質測定結果（令和6年度）	69
資料13 BOD（75%値）、COD（75%値）の経年変化	71
資料14 その他の項目の測定結果（令和6年度）	72
資料15 道路交通振動の測定結果（令和6年度）	74
資料16 自動車交通騒音の測定結果（令和6年度）	76
資料17 環境騒音（一般地域）測定結果（令和6年度）	78
資料18 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（令和6年度）	80
資料19 有害大気汚染物質の経年変化	82
資料20 底質調査地点	84
資料21 底質中の総水銀含有量の経年変化	85
資料22 公害関係法令に基づく規制監視状況	86
資料23 諸届出の受理状況	87

令和6年度の主な取組み

「ながさきエコライフ・フェスタ 2024」を開催しました！

令和 6 年 11 月 23 日(土)、24 日(日)、長崎水辺の森公園にて「ながさきエコライフ・フェスタ 2024」を開催し、約 20,800 人の来場がありました。

「ながさきエコライフ・フェスタ」は、より多くの市民が環境行動を実践するためのきっかけづくりとなることを目的として平成 22 年度から開催しており、今回で 15 回目の開催となりました。

イベントでは、会場内を巡るスタンプラリーを実施し、スタンプを集めた方には豪華景品が当たる抽選会を行いました。

また、環境団体及び事業者 51 団体によるブース出展のほか、ステージイベント、ガレージセールも行われ、盛況のうちに終えることができました。

今後も市民の環境行動の実践に繋がる、様々な普及啓発活動に努めていきます。



省エネ家電、電気自動車および太陽光・蓄電池の補助金を実施しました！

長崎市では、長崎市民を対象にエネルギー消費性能がより優れた省エネ家電等への買換え(2,263件)を支援するとともに、長崎市民および市内中小企業者を対象に電気自動車および普通充電設備(63件)、太陽光発電設備及び蓄電池(117件)の導入を支援しました。

今後も長崎市内のCO₂の7割を排出している家庭部門およびその他業務部門、運輸部門の排出量の削減を図り、「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向けた取り組みを、市民・事業者・行政が一体となって進めます。

令和6年度 省エネ家電買換え補助金チラシ

令和6年度 長崎市ガロカーボンティ推進事業費補助金チラシ

令和6年度の主な取組み

リユースの取組みを推進する「リユース倉庫きばち」を供用開始しました！

令和6年6月から、リユースの取組拡大とともにリユースに関する市民の意識醸成を図るため、粗大ごみの中から比較的状態の良いものを、インターネット上の地域特化型掲示板「ジモティー」に出品しています。

なお、令和6年度は家具などを中心に、「リユース品」として合計1,263件を無償で引渡しを行いました。

出展場所は、木鉢町にある中央環境センター横（長崎市木鉢町2丁目406番地）で、受付は、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前8時～午後4時30分（予約不要）となっています。

お気に入りのリユース品があれば、その場でお渡しできますので、お気軽にお越しください。



「新東工場」を地球温暖化防止に貢献できる施設として整備しています！

市民生活で排出されるごみの焼却処理を行っている東工場は、稼働開始後、約37年が経過して老朽化が進んでいることから、新東工場整備運営事業として、公共が資金調達を行い、設計・建設から運営までを民間に一括発注するDBO方式により、現在、令和8年度の供用開始に向けて、建設工事を進めています。

新東工場は、戸石町の現東工場の敷地内に建設し、処理能力が日量210トンで、長期の安定稼働を目指した施設整備を実施し、40年以上の稼働を目指す計画です。

また、エネルギー回収型廃棄物処理施設として、ごみの適正処理を行うとともに、ごみ焼却処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図ることで二酸化炭素(CO₂)を削減し、地球温暖化防止へ貢献できる施設として整備します。



【新東工場完成イメージ】



【R7.12月末時点】

第1部 長崎市環境基本計画の概要



(出典:環境省「2100 年未来の天気予報」を加工して作成)

このまま有効な対策をとらずに地球温暖化が進行すると、2000 年頃からの平均気温が最大 4.8°C 上昇すると予測されています。上記の画像は、気候変動政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書における世界の平均気温上昇が最も大きくなりうるケースを想定し、また、最新の気象状況等を踏まえ、産業革命以前からの気温上昇を 1.5°C に抑える目標を達成できなかった場合の 2100 年の天気予報です。

このような 2100 年を迎えないためにも、私たちが今できる環境行動を実践していくことで、みんなで未来を切り開いていきましょう。

長崎市環境基本計画の概要

1 計画策定の目的

長崎市では、平成 11 年 9 月に制定した「環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を、市、市民、事業者等全ての者の参加のもとで総合的かつ計画的に推進する事を目的に、平成 12 年 3 月に「長崎市環境基本計画」を策定しました（平成 19 年 9 月改訂）。

その後、これまで実施してきた環境に関する取組みの成果と、長崎市を取り巻く環境の現状や、新たな社会情勢の変化を踏まえ、平成 23 年 3 月に「長崎市第二次環境基本計画」を、令和 4 年 2 月に「長崎市第三次環境基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- (1) 長崎市環境基本条例の基本理念の実現に向けた計画
- (2) 長崎市総合計画を環境面から実現する計画
- (3) 市民・団体、事業者、市役所の行動指針

3 基本理念

- (1) 環境の恵沢の享受と将来にわたっての維持
- (2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等
- (3) 地球環境保全の積極的推進

4 めざす環境像

「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」～豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く～を長崎市がめざす環境の将来像としています。

5 計画の対象と期間

(1) 地域の範囲

長崎市全域とします。ただし、広域的な取組みを必要とする場合は、国や県、近隣自治体との連携を図ります。

(2) 環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲は次の 5 つの分野に大別します。

「地球環境」、「循環型社会」、「地域環境」、「都市環境」、「環境意識・行動」

(3) 期間

「長崎市第五次総合計画」との整合を図り、令和 4 年度から令和 12 年度までの 9 年間とします。

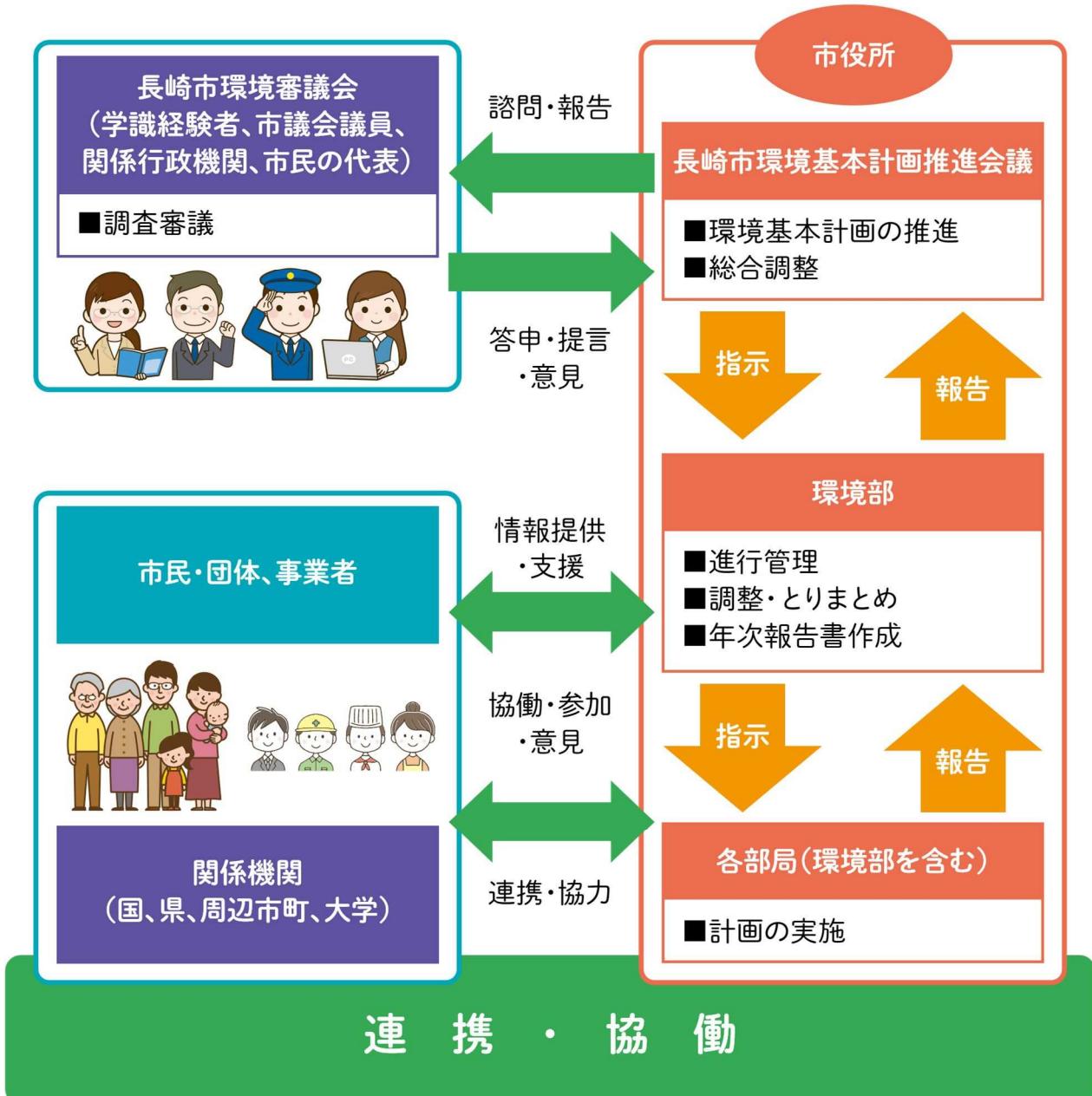
(4) 計画推進の主体と役割

計画推進の主体は、市民・団体、事業者、市役所に加え、市外からの通勤・通学者や観光客など、長崎市に来訪するすべての人を含むものとします。

長崎市環境基本計画の概要

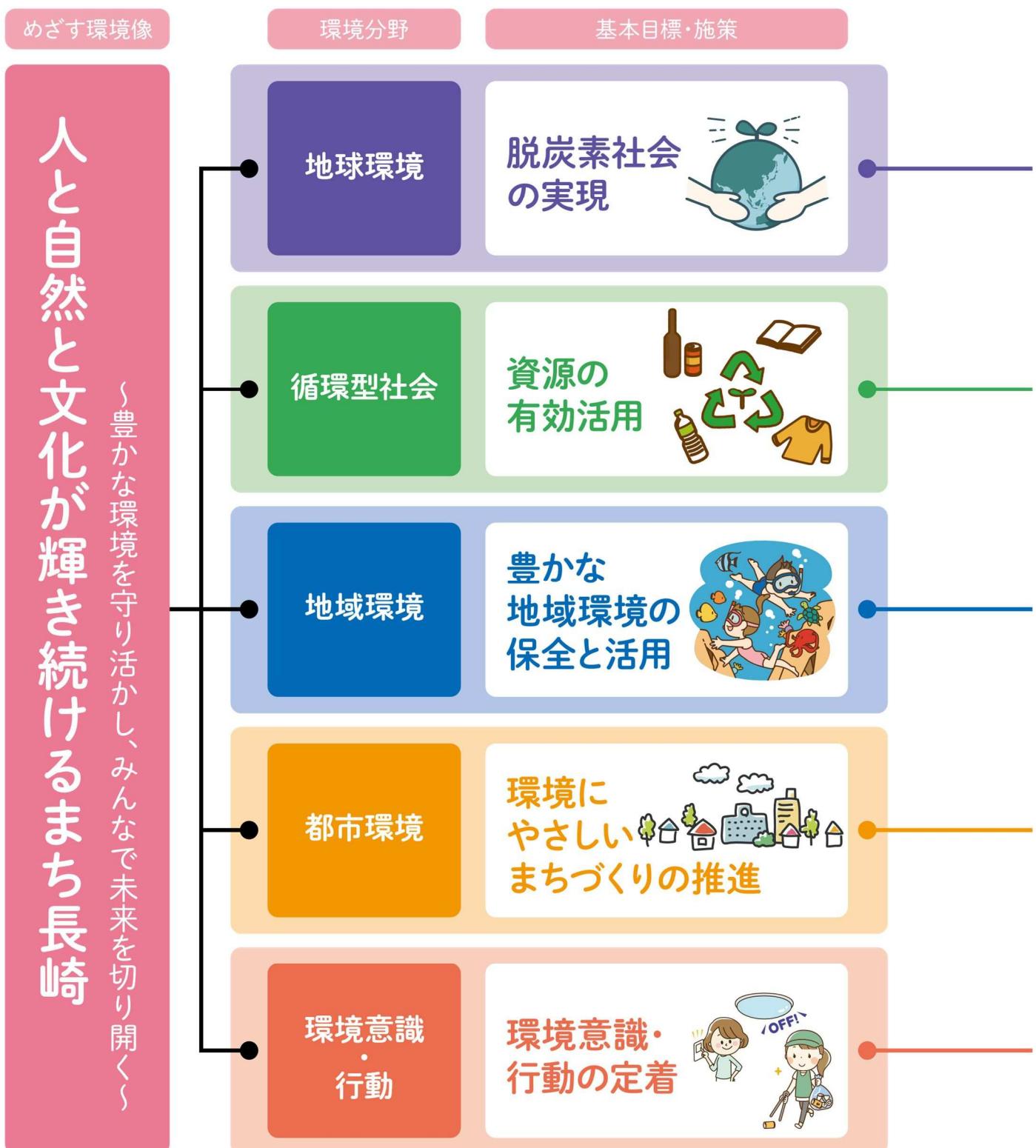
6 計画の推進体制

計画を実効性のあるものにし、めざす環境像を実現するためには、市民・団体、事業者、市役所が、果たすべき役割を理解し、一体となって取り組んでいることが必要です。

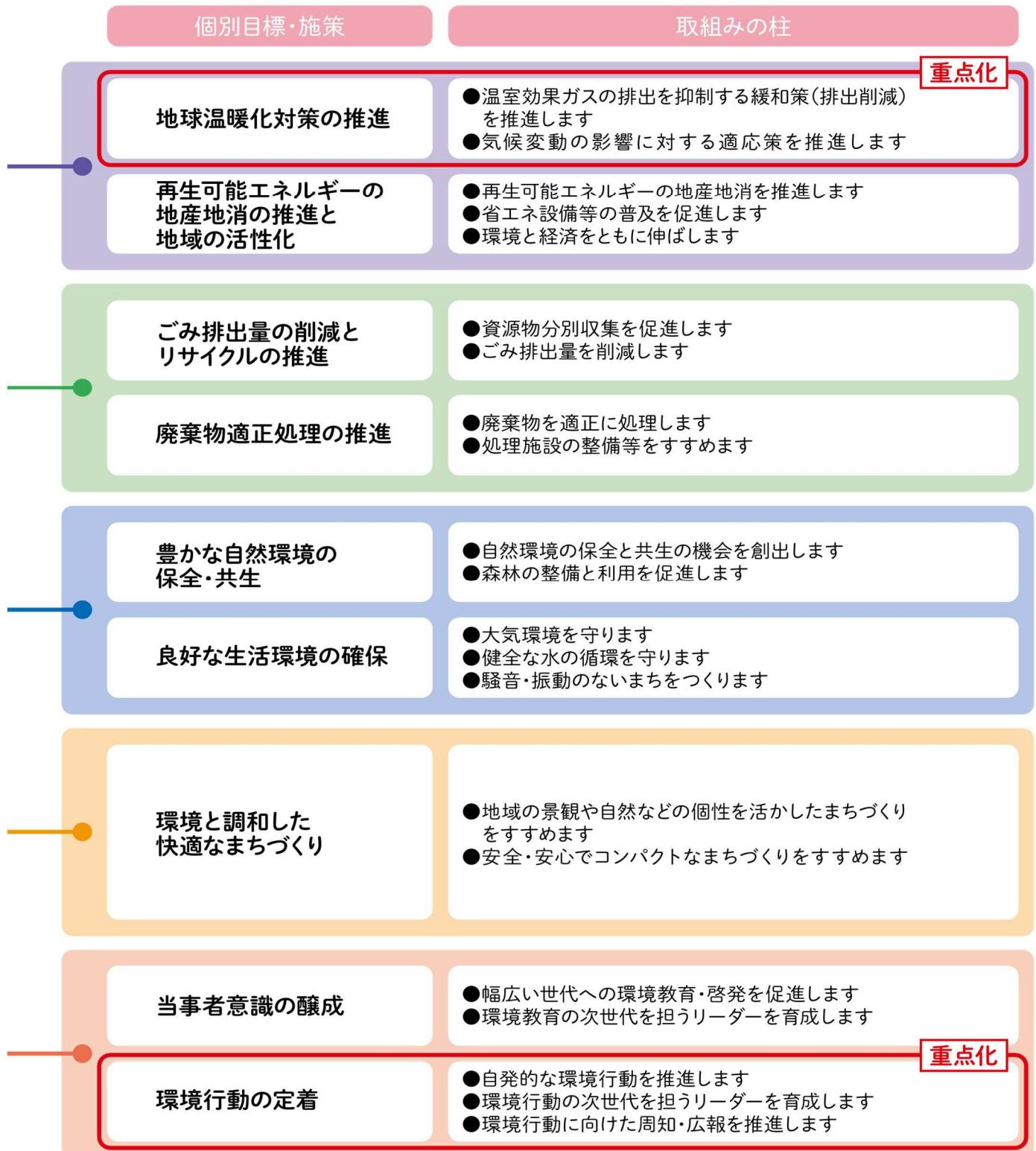


長崎市環境基本計画の概要

7 取組みの体系図



長崎市環境基本計画の概要



長崎市環境基本計画の概要

8 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係

SDGsの17のゴール	1 	2 	3 	4 	5
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう
地球環境					
脱炭素社会の実現					
地球温暖化対策の推進				●	
温室効果ガスの排出を抑制する緩和策（排出削減）を推進します				●	
気候変動の影響に対する適応策を推進します		●	●		
循環型社会					
資源の有効活用					
ごみ排出量の削減とリサイクルの推進					
資源物分別収集を促進します					
ごみ排出量を削減します					
廃棄物適正処理の推進					
廃棄物を適正に処理します					
処理施設の整備等をすすめます					
地域環境					
豊かな地域環境の保全と活用					
豊かな自然環境の保全・共生					
自然環境の保全と共生の機会を創出します					
森林の整備と利用を促進します					
良好な生活環境の確保					
大気環境を守ります					
健全な水の循環を守ります					
騒音・振動のないまちをつくります					
都市環境					
環境にやさしいまちづくりの推進					
環境と調和した快適なまちづくり					
地域の景観や自然などの個性を活かしたまちづくりをすすめます					
安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます					
環境意識・行動					
環境意識・行動の定着					
当事者意識の醸成					
幅広い世代への環境教育・啓発を促進します				●	
環境教育の次世代を担うリーダーを育成します				●	
環境行動の定着					
自発的な環境行動を推進します				●	
環境行動の次世代を担うリーダーを育成します				●	
環境行動に向けた周知・広報を推進します				●	

長崎市環境基本計画の概要

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基礎をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう

第2部 計画の実現に向けた取組み



**Zero
Carbon
Action
Nagasaki**

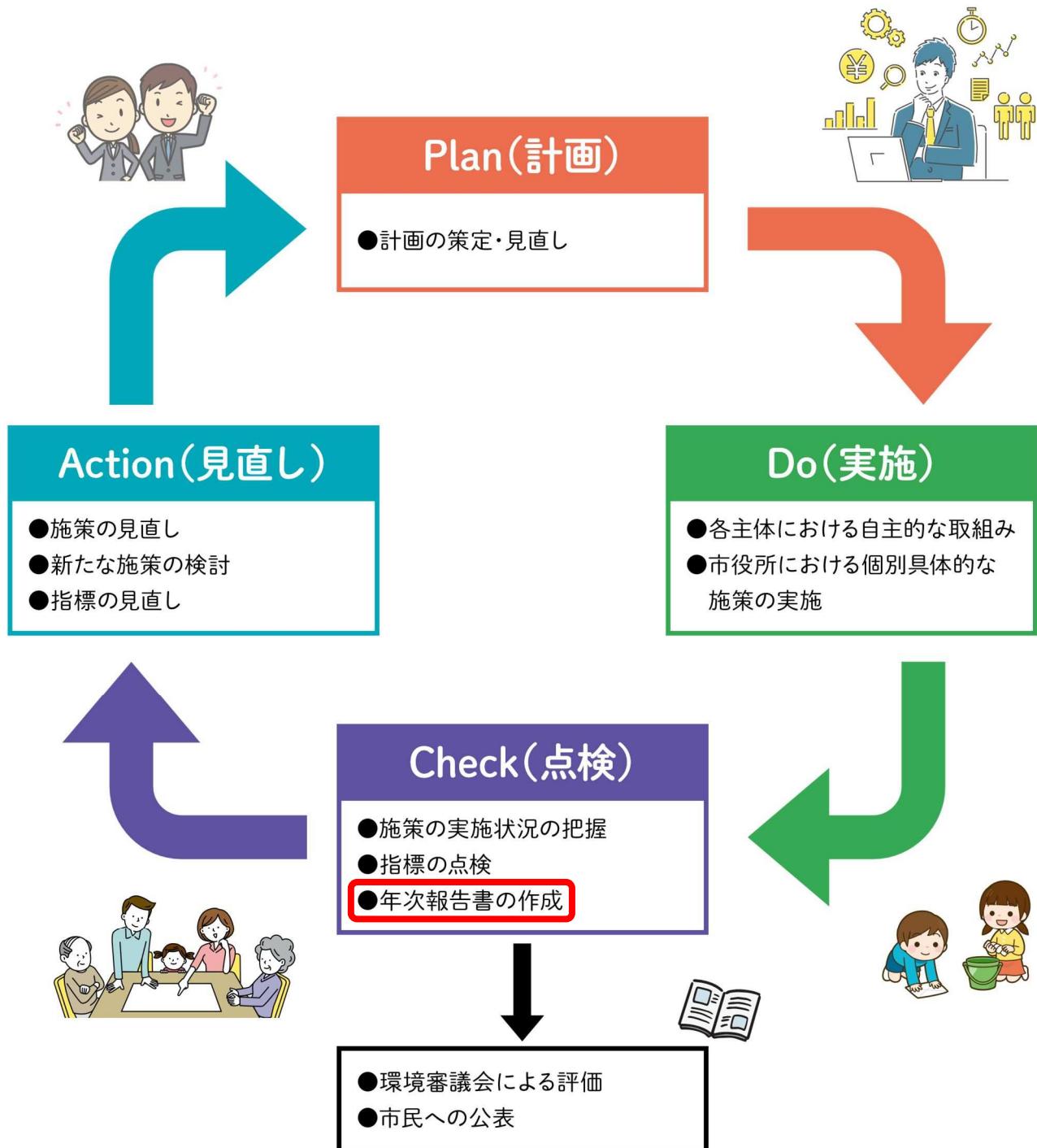
わたしからできるゼロカーボン

成果指標実績値一覧

※令和6年度の目標値を達成している項目は、赤色に着色しています。

分野	個別目標・施策	成果指標	計画策定時 (R2)	目標値 (R6)	実績値 (R6)	最終目標値 (R12)	
地球環境	地球温暖化対策の推進	長崎市域から排出される温室効果ガスの排出量(減)	2,032千t-CO ₂ (令和元年度)	1,573 ^{*1} 千t-CO ₂	1,933 ^{*1} 千t-CO ₂	1,280千t-CO ₂	
		市役所から排出される温室効果ガスの排出量(減)	67,492t-CO ₂	57,078t-CO ₂	83,175 ^{*2} t-CO ₂	46,689t-CO ₂	
※1 令和6年度の速報値は令和8年度に算定するため、実績値には令和5年度の速報値を掲載。 また、目標値には実績に合わせ令和5年度の目標値を掲載。							
※2 令和6年度の速報値を掲載。							
循環型社会	再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化	公共施設の太陽光発電設備の導入箇所数(増)	56 施設	70 施設	63 施設	93 施設*	
		※計画策定時は105施設としていたが、その後の調査結果により93施設を目標としている。					
地域環境	ごみ排出量の削減とリサイクルの推進	4Rを実践している人の割合(増)	76.3% (令和元年度)	80.3%	81.2%	86.3%	
		1人1日当たりのごみ排出量(減)	968 g	956 g	914 g	937 g	
地域環境	廃棄物適正処理の推進	最終処分場の年間埋立量(減)	22,485 t (令和元年度)	20,935t	19,362t	19,216t	
		ホタル飛翔定点確認割合(増)	95.1%	100%	96.3%	100%	
地域環境	豊かな自然環境の保全・共生	森林整備面積(増) (植林、枝打ち、間伐等)【累計】	-	690ha	819ha	2,070ha	
		大気汚染物質の環境基準達成率(維持)	100%	100%	100%	100%	
都市環境	良好な生活環境の確保	公共用水域の水質の環境基準達成率(増)	96.0%	100%	100%	100%	
		自動車騒音の環境基準達成率(増)	94.6%	100%	96.1%	100%	
環境意識・行動	環境と調和した快適なまちづくり	長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合(増)	89%	90%	86.8%	90%	
		居住誘導区域内の人口密度(維持)	66.2 人/ha	65.3 人/ha	62.8 人/ha	62.4 人/ha	
環境意識・行動	当事者意識の醸成	環境活動に参加した市民の割合(増)	37.8%	45.8%	38.5%	57.8%	
		環境学習等への参加者数(増)	29,678 人 (令和元年度)	32,428 人	11,539 人	35,800 人	
環境意識・行動	環境行動の定着	環境保全団体メンバーカー数(増)	59,283 人	61,300 人	60,541 人	64,300 人	

～環境分野ごとの年次報告～



第1章 地球環境（脱炭素社会の実現）

第1節 地球温暖化対策の推進

取組みの柱① 温室効果ガスの排出を抑制する緩和策（排出削減）を推進します

【主な取組み】

- 市民及び中小企業者に対する電気自動車等購入補助（63件）を実施し、市域における運輸部門のCO₂の削減につながった。また、市役所公用車10台を電気自動車に置換え、市役所活動におけるCO₂の削減につなげた。
- 脱炭素先行地域づくり事業において、対象事業者向けの省エネ補助金を令和6年11月に開始した。令和7年2月には脱炭素とサステナブルツーリズムを融合したモデルとして、ソーラーパネルで発電した再生エネルギーを使用するソーラーランタンを持ち夜に居留地エリアを歩く「ナイトさるく」を企画し、トライアルを実施するなど事業の進捗を図った。
- ゼロカーボンシティ長崎ポータルサイトにおいて、1日のエコ日常や環境行動を実践する市民・事業者の取材記事の掲載、環境ポイントを付与するアプリを活用したお得なキャンペーンを行うことで、環境に興味のない方の掘り起こしを図った。また、当該アプリの登録を省エネルギー家電製品等購入補助の要件とすることで、ポータルサイトの周知や市民の環境行動の推進を図った。

【問題点とその要因】

- 市域から排出される温室効果ガスの排出量は、1,933千t（令和5年度速報値）となり、令和5年度の目標値1,573千tを上回っている。
- 電気自動車など次世代自動車の普及率は年々増加しているものの、自動車性能や充電インフラの整備状況への不安から、未だ低い状況にある。



【公用車 EV】

取組みの柱② 気候変動の影響に対する適応策を推進します

【主な取組み】

- 集中豪雨や大型の台風の接近など、気候変動により激甚化する自然災害の影響を共助により軽減するため、自主防災組織が未結成の自治会や連合自治会、地域コミュニティ連絡協議会に対し結成に向けた働きかけを行い、新たに2つの自治会と2つの連合自治会で自主防災組織が結成され、1つの連合自治会で結成に向けた準備が進められており、地域防災力の向上につながった。
- 広報ながさきや市ホームページ、電光掲示板、出前講座等を活用し熱中症への注意喚起や予防・対処方法等の啓発活動を行った。また、熱中症警戒アラート発表時に防災無線を使用して注意喚起を行った。

【問題点とその要因】

- 自主防災組織の結成促進、既存組織の活動活性化を進めているものの、地域住民の高齢化などの理由から自治会の加入世帯割合（加入率）が減少しており、かつ、自主防災組織は4団体増加したものの、5自治会が解散したことから、自主防災組織の結成数は1減となっている。



【気候変動の要因・対策】

成果指標（令和6年度の目標値と実績）

	計画策定時	令和6年度目標 ※1	令和6年度実績 ※1	令和12年度目標
●長崎市域から排出される 温室効果ガスの排出量（減）	2,032 千t-CO ₂ (令和元年度)	1,573 千t-CO ₂	1,933 千t-CO ₂	1,280 千t-CO ₂
●市役所から排出される 温室効果ガスの排出量（減）	67,492 t-CO ₂	57,078 t-CO ₂	83,175 t-CO ₂	46,689 t-CO ₂

※1 令和6年度の速報値は令和8年度に算定するため、実績値には令和5年度の速報値を掲載。

また、目標値には実績に合わせ令和5年度の目標値を掲載。

※2 令和6年度の速報値を掲載。

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 温室効果ガスの排出を抑制する緩和策（排出削減）を推進します】

- 「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」等に掲げる市域・市役所から排出される温室効果ガスの2030年排出削減目標値（市域▲43%（対2007年度比）、市役所▲46%（対2007年度比））の達成に向け、各種取組の推進を図る。
- 市民・中小企業者の電気自動車購入支援を継続する。また、電気自動車の充電インフラ整備については、民間と連携した手法により整備を進める
- ゼロカーボンシティ長崎ポータルサイトを活用し、補助金等市民にとって有益な情報を掲載しつつ啓発を図るとともに、環境ポイントを付与するアプリを活用しキャンペーン等のインセンティブを実施することにより、新たに環境行動に取り組む方の掘り起こしを図る。

【取組みの柱② 気候変動の影響に対する適応策を推進します】

- 既存の自治会単位の自主防災組織を含めた連合自治会単位や地域コミュニティ連絡協議会単位での結成が増加しており、地域防災活動の活性化に繋がっていることから、引き続き単位自治会の枠を超えた単位での自主防災組織の結成促進及び活動の働きかけを行う。

第2節 再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化

取組みの柱① 再生可能エネルギーの地産地消を推進します

【主な取組み】

- 市民及び中小企業者に対する太陽光発電設備等の補助（117件）を実施し、市域における再生可能エネルギーの地産地消につながった。
- 脱炭素先行地域づくり事業において、自治体新電力（株）ながさきサステナエナジーが対象エリアへ再生可能エネルギーを供給するための太陽光発電設備設置に対する補助金を開始した。
- 公共施設において、自治体新電力（株）ながさきサステナエナジーから供給されるゼロカーボン電力を使用することで、CO₂排出量の削減を図るとともに、エネルギーの地産地消及び地域内循環につながった。（施設数：162施設 電力量：26,249,432 kWh CO₂削減量：10,552 t - CO₂/kWh）



【(株) ながさきサステナエナジーの事業スキーム】

【問題点とその要因】

- 現在の市有施設における再生可能エネルギー電力量では供給施設数に限りがあるため、現状以上の地産地消が進まない。
- 本市の再生可能エネルギーの普及については、屋根設置の太陽光発電にポテンシャルがあるものの、高額な導入コストや売電単価の低下などの要因により、設備導入が十分には進んでいない。

取組みの柱② 省エネ設備等の普及を促進します

【主な取組み】

- 市民を対象とした省エネルギー家電製品等購入補助（2,263件）及び住宅性能向上リフォーム補助（781件）を実施し、市域における家庭部門の省エネ化及びCO₂削減につながった。
- 全公共施設のLED化に向け、対象施設の検討及び事業費の算出を行う等導入計画の検討を行った。

【問題点とその要因】

- 市民や中小企業者の省エネ化に対する支援や全公共施設のLED化には莫大な費用がかかる。
- 市内事業者において脱炭素化の必要性は認識しているものの、省エネ設備等の導入については費用負担や費用対効果等の問題もあり、取組みに慎重になっている企業も多く見受けられる。



取組みの柱③ 環境と経済をともに伸ばします

【主な取組み】

- 環境関連産業の活性化を目指し、これまでの海洋再生可能エネルギーの産業集積に向けて、地場企業の新分野への進出を促進するため、取組みに必要となる機械設備や技術研究開発、人材育成の支援を行ってきており、洋上風力発電の仕事を行う市内企業も徐々に増えるなど、一定の成果がでてきている。長崎海洋産業クラスター形成推進協議会の市内会員企業数（市内に事業所等を有する企業）は増えてきており、海洋再生可能エネルギーの本格的な普及に向け、関連産業の集積は進みつつある（平成26年度：18社→令和6年度：76社）。

成果指標（令和6年度の目標値と実績）

- 公共施設の太陽光発電設備の導入箇所数（増）

計画策定期

令和6年度目標

令和6年度実績

令和12年度目標

56 施設

70 施設

63 施設

93 施設*

*計画策定期は105施設としていたが、その後の調査結果により93施設を目標としている。

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 再生可能エネルギーの地産地消を推進します】

- 市域における再生可能エネルギーの普及を図るため、脱炭素先行地域づくり事業において、自治体新電力（株）ながさきステナエナジーが実施する太陽光発電設備設置に対する補助を継続する。
- 市民や中小企業者を対象とした太陽光発電設備等の導入補助を継続し、市域における再エネ化を推進する。

【取組みの柱② 省エネ設備等の普及を促進します】

- 公共施設のLED化を進めるにあたり、複数の施設をまとめて発注することでLED化の早期導入を図る。

【取組みの柱③ 環境と経済をともに伸ばします】

- 長崎県海洋産業クラスター形成推進協議会など関係機関と連携し、海洋人材の育成、サプライチェーンの形成などの支援に努める。

第2章 循環型社会（資源の有効活用）

第1節 ごみ排出量の削減とリサイクルの推進

取組みの柱① 資源物分別収集を促進します

【主な取組み】

- 市民と行政が一体となったごみの分別と減量を推進するため、自治会などに対して資源物集団回収活動奨励補助金の交付や用具の譲与など資源物集団回収活動を支援した結果、延 1,908 団体が活動を行い、3,852 t の資源物（古紙 3,792t、古布 1 t、アルミ缶等 59 t）を回収することができた。
- 市民が身近なリサイクルを実感することができるようするため、ペットボトル回収量のうち 50%を用いて水平リサイクル「ボトル to ボトル」の事業を実施したことにより、500ml ペットボトル換算約 2,905 万本のリサイクル（ボトルからボトルへのリサイクル率 81.2%、キャップやラベル等の残渣を含む事業全体のリサイクル率 92.6%）を実現したことを確認できた。
- 令和 6 年度末時点で 737 自治会 2,522 人がリサイクル推進員として委嘱されており、ごみや環境問題について関心が高く、約 8 割の自治会で推進員が配置されている。推進員を対象に活動内容等に関する研修会を開催するほか、ごみ処理施設の見学会を実施した。

【問題点とその要因】

- 市民のリサイクルの意識や実際の取組みが浸透してきており、リサイクル率は 13%程度を維持しているものの、新聞・雑誌の電子化による紙類の流通量の減少に伴い、古紙回収量及び集団回収団体数が減少したことなどにより、資源物回収量が減少していることから、現状の資源物収集の取組みだけではリサイクル率の向上を図ることが困難な状況となっている。



【水平リサイクル「ボトル to ボトル」】



【集団回収活動】

取組みの柱② ごみ排出量を削減します

【主な取組み】

- 市民及び企業等による 4R の推進の強化のため、令和 6 年 6 月、10 月に市内全域でのフードドライブで、メットライフ生命と連携し長崎支店内での受付を実施するとともに、メットライフ生命を通じて長崎経済同友会へフードドライブ、食品ロスを周知して事業者の活動を促したことにより、令和 6 年度のフードドライブによる食品回収量は 2,127.1 kg となった。また、広報ながさきの折り込みチラシ「リサちゃんニュース」の発行、出前講座、ホームページ掲載等により食品ロス削減や、ごみの分別に関しての啓発を行った。

- ごみの1人1日あたりの排出量は914gであり、目標値956gは達成している。
- リユースの取組拡大とともにリユースに関する意識の醸成を図るため、粗大ごみの中から比較的状態の良いものを「リユース品」として、インターネット上の地域特化型掲示板「ジモティー」に出品し、令和6年6月にリユース拠点として整備した「リユース倉庫きばち」にて、無償で引渡しを行った。



【リユース倉庫きばち】

【問題点とその要因】

- 市民1人1日あたりのごみ排出量は914gであり、目標値は達成しているものの、ごみとして排出された物の中には「まだ使えるもの」や「まだ食べられるもの」が含まれている。



【フードドライブ】

リサちゃんニュース
Vol.35

特集 わけで!減らそう!暮らしごみ!

環境行動11か条

長崎市は、長崎市第三次環境基本計画において市民のみなさんが生活中で気楽に取り組める環境に良い行動を「環境行動11か条」として定めて、「ごみを正しく分別する」もその中に含まれています。ごみを分別することは、どうし環境によい行動となるのでしょうか?

ごみを分別するのなぜ?!

★ごみを減らす!!

ごみが減ると費用節約することで発生する二酸化炭素を抑えめることができます。また、ごみを処理する費用を抑え、ごみを埋め立てる費用が分別を長く使うことができます。

私たちの環境行動11か条

★限りある資源を守る!!

皆さん、ごみストレーションごみを出す時に、正しく分別することで、出された資源をリサイクル工場にて、リサイクルすることができます。リサイクルすることで、使われる天然資源の量を少なくすることができます。

ごみを減らしたり、資源を守るために、私たちでもできる協って何かな?

【リサちゃんニュースの発行】

成果指標（令和6年度の目標値と実績）



今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 資源物分別収集を促進します】

- 循環型社会の実現を目指し、使用済みペットボトルを繰り返し再生する「ボトルtoボトル」など市民が身近にリサイクルを実感できる取組みを民間企業と連携しながら拡大するため、リサイクルしたペットボトルを使用した再生ペットボトル水を製造し、イベント等において配布し手に取ってもらうことで、市民一人ひとりのごみ減量・リサイクルの取組みを推進する。
- ゼロカーボンと地域内資源循環の促進を目的に、令和8年10月から市内全域（一部4月開始地区あり）で、「プラスチック製容器包装」と「プラスチック製品」の廃棄物を一括して回収し、「プラスチック製品」は市内の事業所において再商品化を行う。
- 燃やせるごみ（家庭系）の中に含まれていると考えられるリサイクル可能な古紙や古着等について、分別徹底や古着の拠点回収再開の周知を行うことによる資源化量の拡大を図る。

【取組みの柱② ゴミ排出量を削減します】

- 食品ロス削減に向け、フードドライブ活動の更なる浸透・活性化を図るため、寄付された食品ができるだけ近くで活用され、役に立つことが実感できるような仕組みを検討する。
- 粗大ごみとして排出されたものの中から、状態が良く、まだ使用可能な家具をはじめとしたリユース品を、長崎市「リユース倉庫 きばち」で希望者に引き渡し、4Rの推進及び市民のリユースの意識の向上に加え、ごみの減量化を図る。

第2節 廃棄物適正処理の推進

取組みの柱① 廃棄物を適正に処理します

【主な取組み】

- 水銀は、極めて有害であり、他の廃棄物と一緒に処理すると環境汚染を引き起こす可能性があるため、分けて回収する必要があることから、ごみステーションにおいて使用済み乾電池等(121,400kg)及び蛍光管(24,218kg)を回収するとともに、地域センター等での拠点回収で水銀体温計(286本)、水銀温度計(5本)、水銀血圧計(42個)を回収したことにより、水銀使用製品の適正処理につながった。なお、廃蛍光管の排出量はLED化により減少傾向にあるものの、その他の水銀使用製品の排出量には大きな変化は見られない。
- 一個当たりの容積が大きいマットレス等について、三京クリーンランド埋立処分場において、金属資源と燃やせるごみに解体、分別して処理を行ったことにより、埋め立て量が減り、埋立処分場の延命化が図られた(処理実績：マットレス 4,266個、ソファー 4,792台、折り畳みベッド 692台)。

【問題点とその要因】

- 不適正なごみの搬入を放置すると、状況がさらに悪化する可能性があることから、ごみ処理施設に持ち込まれる事業系一般廃棄物の展開検査を強化し、分別が不十分なものなど不適正なごみを搬入しないよう指導しているが、徹底することが困難である。一般廃棄物と産業廃棄物の区分、燃やせるごみと燃やせないごみの混合物で区分がはっきりしないものなどが不適正なごみの搬入の要因となっていると考えられる。



【水銀体温計回収ボックス】



【ごみの組成調査】

取組みの柱② 処理施設の整備等をすすめます

【主な取組み】

- 新東工場の令和8年度からの稼働開始に向けて、令和5年度に引き続き建築工事を進めるとともに、令和6年12月にプラント工事に着手した。
- 令和7年3月、西部下水処理場に建設予定のし尿等受入施設の詳細設計が完了した。

【問題点とその要因】

- 令和5年度に造成工事で硬い岩盤が存在していることが判明したため、掘削工法の変更を行う必要が生じたこと等により工期が2.5ヶ月延長となつた。その後、令和6年6月に工事現場内の法面崩落が生じ、約1ヶ月間工事が中断され、工程に遅れが生じている。



【新東工場完成イメージ】

成果指標（令和6年度の目標値と実績）



今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 廃棄物を適正に処理します】

- ごみ処理場での展開検査と事業者への立入検査等の行政指導を行う組織間の連携により、不適正なごみの搬入を防止する。
- 三京クリーンランド埋立処分場内のマットレス等解体作業場を活用し、嵩張る粗大ごみを解体・再資源化することで施設の延命化を図る。
- 長崎市電子申請サービスを利用して、搬入券をオンライン化することにより、市民の利便性を向上させるとともに、申請していないごみを持ち込んでいないか搬入時に確認することで、不適正なごみの持ち込みを減らす。

【取組みの柱② 処理施設の整備等をすすめます】

- 新東工場の令和8年度の稼働開始に向けて、工事の進捗状況を確認しながら、施工が適切に図られるよう監理を行う。
- 新東工場建設工事において、令和6年度に引き続き、建設事業者と連携し、安全に配慮した車両動線や誘導人員を確保するとともに、施設利用者や地元住民へ周知の徹底を図る。
- 令和10年度稼働開始予定の新たなし尿等受入施設の整備と、稼働開始までの間、既存し尿等処理施設（琴海クリーンセンター）の稼働延長について、関係する地元自治会等と環境保全に向けた協議を行い、円滑な事業実施を図る。

第3章 地域環境（豊かな地域環境の保全と活用）

第1節 豊かな自然環境の保全・共生

取組みの柱① 自然環境の保全と共生の機会を創出します

【主な取組み】

- 海、山、川での親子環境教室など自然体験イベントを行ったことにより、合計 34,010 人が自然との触れ合いを通じて自然や生物多様性の恩恵を学ぶことで、自然環境保全の意識向上につなげた。
また、海岸や河川のごみ拾いなど、自然環境保全を行っている市民団体等の取組みも行われている。

(主な自然体験イベント)

・親子環境教室	3回	176人
・相川休耕田（野外観察会等）	5回	118人
・体験の森の森林体験館等	12回	303人
・黒崎永田湿地自然公園	1回	23人
・あぐりの丘周辺の里山体験	665人	
・あぐりフェスタ等	延	32,725人



【親子環境教室（山）】

- 市内のグリーンツーリズム実施団体（7団体）への活動支援や市内小中学校を対象とした子ども農山漁村交流体験事業の実施（体験受入れ実績：11校・372人）、グリーンツーリズム体験ガイドブックによるPRなどにより、6,127人に農山漁村体験活動に参加していただき、農山漁村の魅力を伝えることができた。
- 自然環境保全のバロメーターとして「ながさきホタルの会」との協働によりホタル飛翔調査を80ヶ所実施し、飛翔状況を市ホームページにおいて発信することで、鑑賞の機会を促し身近な自然に対する保全意識の向上につなげた。
- 市内の希少な動植物を紹介した「長崎市レッドリスト」を6年ぶりに改訂し、絶滅の恐れのある野生生物の状況を把握することができ、あわせて市民へ周知を行った。また、長崎市自然環境調査委員と協力し、市内の環境保全に係る現地調査を継続して行った。



【グリーンツーリズムの体験プログラム】



【ホタル飛翔の様子】

- 環境負荷の少ない環境保全型農業の促進を図るため、有機質肥料の施用や化学肥料・化学合成農薬の低減等の取組みに対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付した。
- 里山地域の体験プログラムにおいて、親子を対象とした稲作体験（565人）や茶摘み体験（86人）を実施し、里山に対する理解の促進や里山地域の維持保全を図った。

【問題点とその要因】

- 特定外来種の拡散防止のため土地の管理者への周知や指導を行ってきたが、希少種・外来種に関する情報や生物多様性の重要性について情報発信が十分でないため、希少種の生育環境の確保や外来種への適切な対応について、市民への周知が徹底されていない。
- 現状として、環境保全型農業直接支払交付金制度に係る取組みを行う団体が少ない。

取組みの柱② 森林の整備と利用を促進します

【主な取組み】

- 市有林などにおいて、間伐や下刈りなどを実施した（19.01ha）。
- 市有林の間伐材で木製品などを製作し、資源の有効活用を図った。

【問題点とその要因】

- 林業の担い手の不足などにより、維持管理が行われない森林が増加している。



【森林整備の様子】



【間伐材の活用】

成果指標（令和6年度の目標値と実績）

	計画策定期	令和6年度目標	令和6年度実績	令和12年度目標
●木タル飛翔定点確認割合 (増)	95.1 %	100 %	96.3 %	100 %
●森林整備面積（増） (植林、枝打ち、間伐等) 【累計】	— ha	690 ha	819 ha	2,070 ha

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 自然環境の保全と共生の機会を創出します】

- 「親子環境教室」など自然体験イベントを継続して実施し、自然環境に対する意識の高揚を図る。
- 長崎市自然環境調査委員による市内動植物の生息調査を継続し、調査結果の積極的な活用を図るとともに、レッドリストの解説として、掲載種の生息状況等の詳細をとりまとめた最新版の「長崎市レッドデータブック」を策定する。また、長崎市自然環境調査委員と協議を重ね作成してきた資料を基に、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがある特定外来生物に指定されたオオキンケイギクなど希少種・外来種の情報や生物多様性の重要性について、チラシなどを作成し、市民の関心を高めるための広報・啓発に取り組む。
- 長崎市グリーンツーリズム連絡会議等を通じて意見交換を行いながら、体験活動の実施に係る各種支援制度の拡充や体験プログラムの充実、団体間で連携した受け入れ態勢構築の検討を図る。
- 里山地域の体験プログラムにおいて、引き続き稻作体験や茶摘み体験に取り組むとともに、来訪者のニーズにあった内容の企画・検討に努める。
- 農薬や化学肥料使用の削減に向けた国の支援制度の周知に努める。

【取組みの柱② 森林の整備と利用を促進します】

- 森林の持つ多面的機能を発揮させるため、森林の整備促進を図り、森林資源の有効活用と公益的機能の充実を図る。

第2節 良好的な生活環境の確保

取組みの柱① 大気環境を守ります

【主な取組み】

- 大気汚染防止法に基づき、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、一般環境大気測定局（4箇所）及び自動車排出ガス測定局（2箇所）による大気汚染の常時監視、有害大気汚染物質モニタリング調査（2箇所×22項目）を行った。
- 上記監視の結果、光化学オキシダントは環境基準を超過した日はあったが、注意報発令に達するような数値の超過は見られなかった。PM2.5をはじめ、その他の物質は環境基準に適合しており、環境汚染の未然防止に寄与している。
- 大気汚染防止法に基づく届出対象施設76事業場で立入調査を行った。

【問題点とその要因】

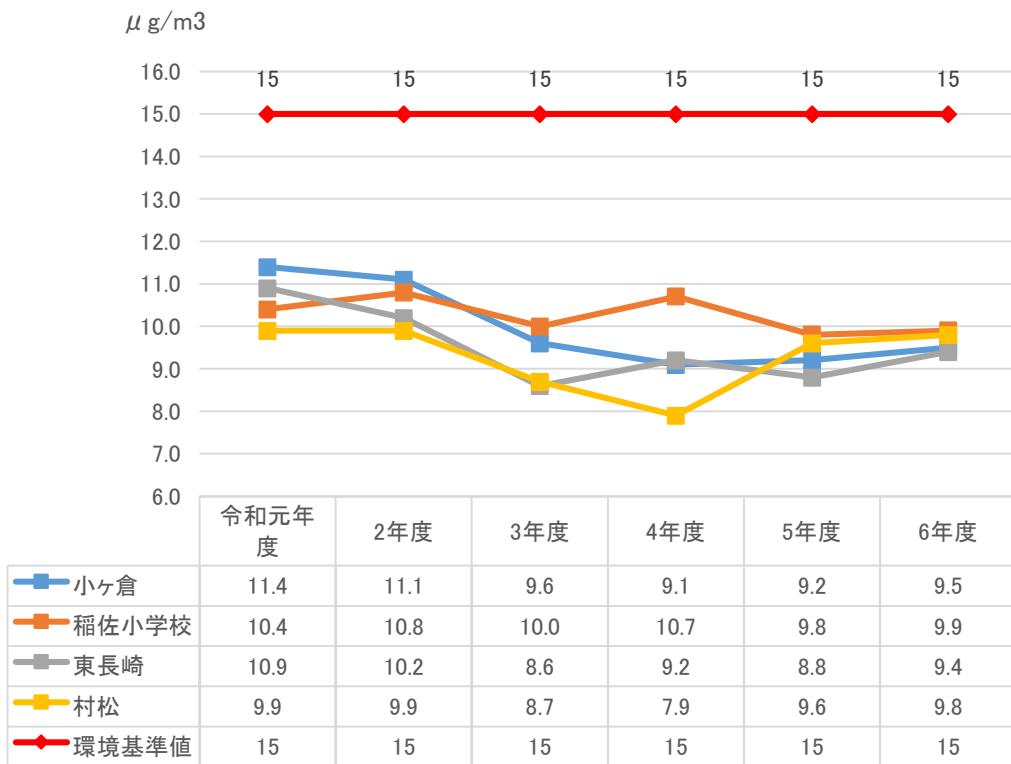
- 光化学オキシダントは、大気汚染に係る環境基準を超過している。その要因として、長崎市は日本列島の西端に位置しており、大陸からの越境汚染物質等の外的要因の影響を受けている可能性が高いと考えられる。



【大気環境測定局等の配置】

測定局等の区分	測定局名
一般環境大気測定局	東長崎測定局
	小ヶ倉測定局
	稲佐小学校測定局
	村松測定局
自動車排出ガス測定局	長崎駅前測定局
	中央橋測定局
中央監視モニタリング（環境部内）	-

【大気中の微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の経年変化（令和元～令和6年度）】



取組みの柱② 健全な水の循環を守ります

【主な取組み】

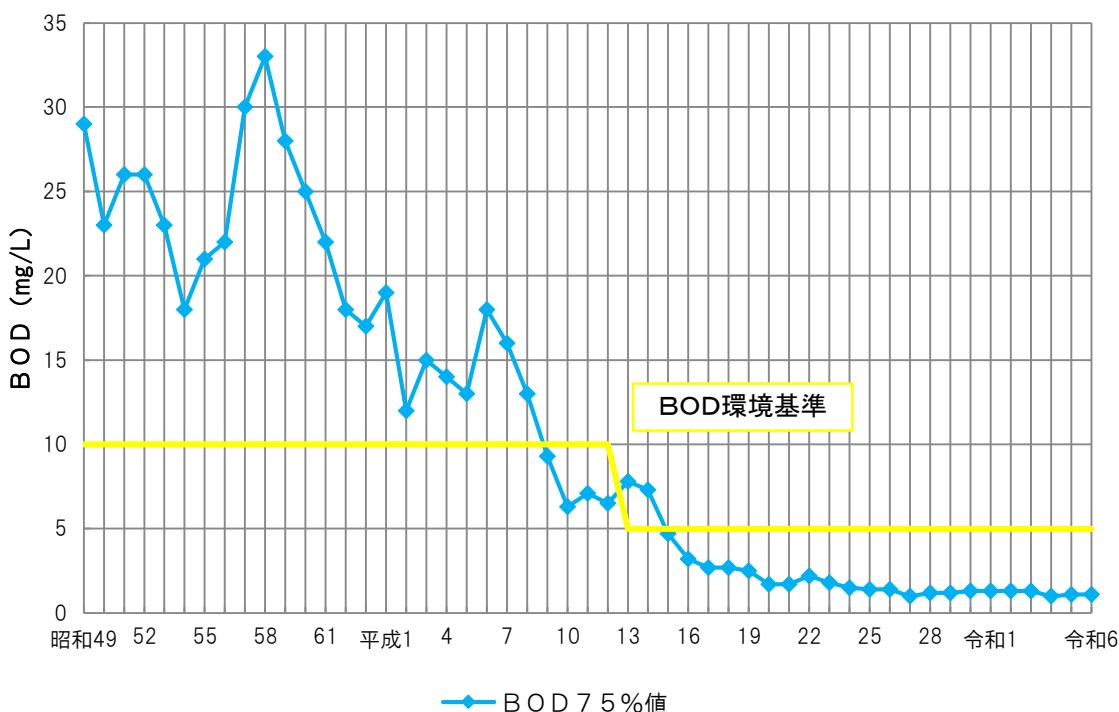
- 水質汚濁防止法に基づき、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、公共用水域（13河川18地点、4海域21地点）、地下水（31地点の井戸）の常時監視及び同法に基づく届出対象施設（特定事業所39箇所）の立入調査をするなど監視・指導を行った。
- 上記の監視の結果、公共用水域において環境基準を達成しており、環境汚染の未然防止に寄与している。
- 浄化槽設置費補助金により15基の合併処理浄化槽が設置され、公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上につながった。
- 水質検査の透明性を確保するため、水道水水質検査計画を毎年策定し、安全な水の供給に寄与した。
- 水道水の安全性の向上を図るため、水質基準より厳しく設定した長崎市独自水質管理指針値を達成することを目指して水質管理を行うことで、より安全でおいしい水の供給につながった。
- 未水洗化家屋に対し訪問・文書郵送により水洗化の勧奨を行った。（令和6年度末 水洗化率 97.2%）
- 配水管末からの放水や追塩装置の設置などを行い、塩素濃度を一定に保つことで、安全な水の供給につながった。
- 安全な水の供給のため、定期的な配水タンクの清掃を行い、適切な維持管理を行った。

【問題点とその要因】

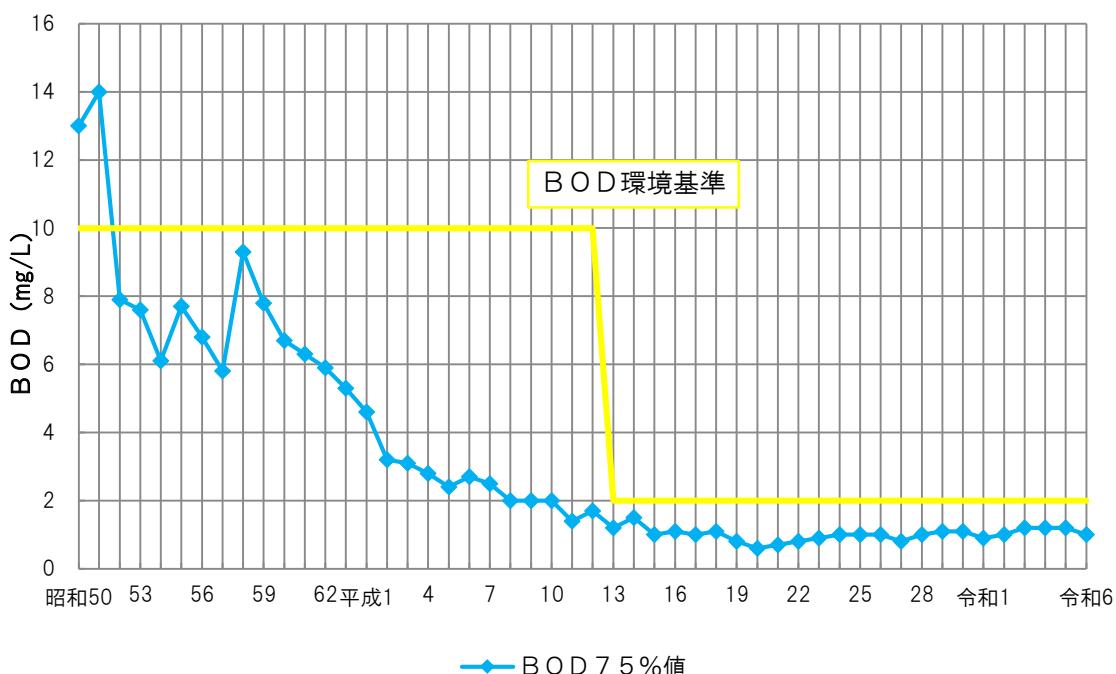
- 高齢者世帯の増加や経済的理由により、し尿汲み取りや単独処理浄化槽の下水化や合併処理浄化槽への

転換が進んでいない。

【浦上川 大橋堰における水質経年変化】



【中島川 東新橋における水質経年変化】



※BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要とされる酸素の量のこと。河川の汚濁を測る代表的な指標とされており、数値が高いほど、汚濁が進んでいることを示している。

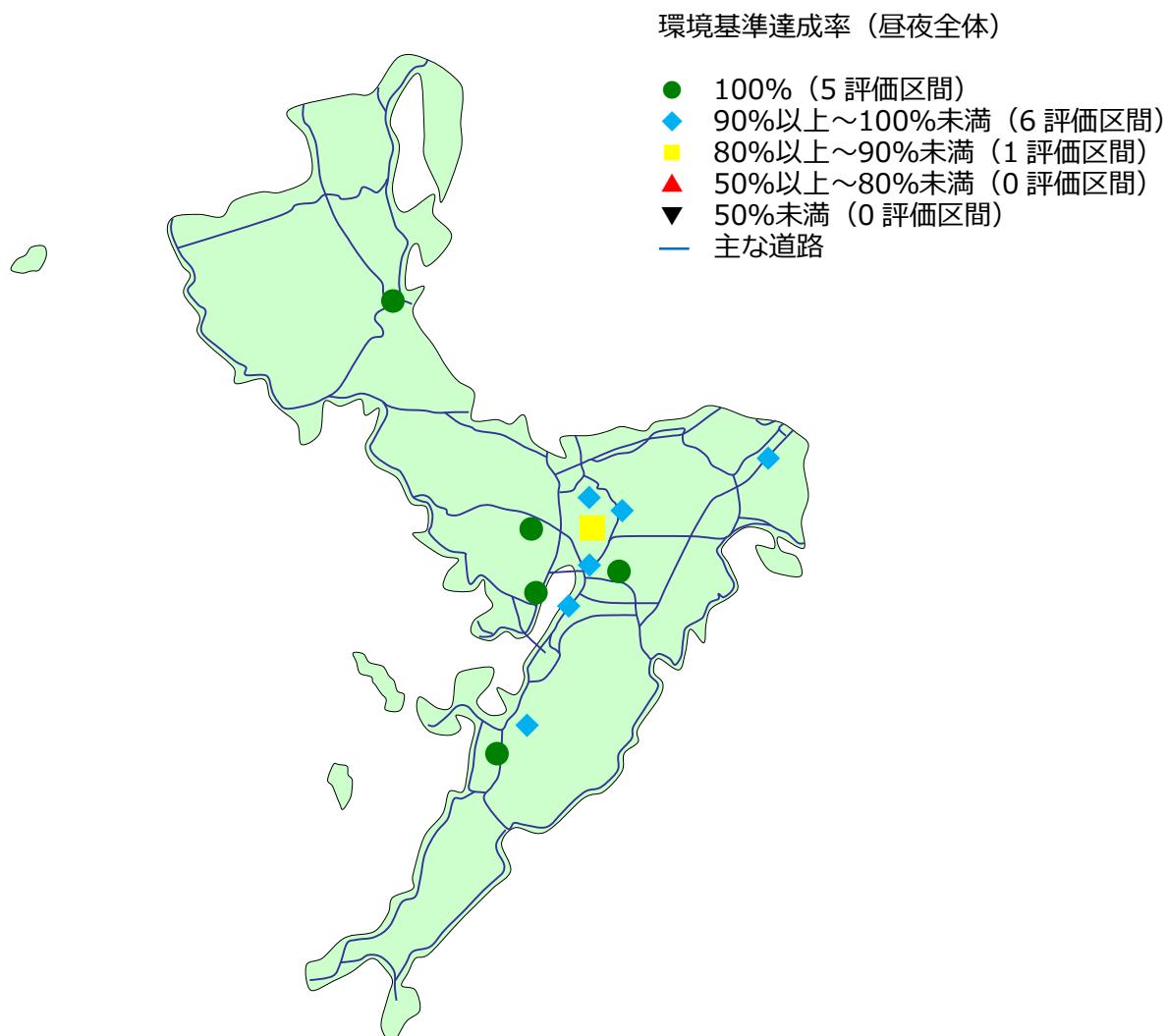
取組みの柱③ 騒音・振動のないまちをつくります

【主な取組み】

- 騒音規制法に基づき、生活環境を保全し、市民の健康の保護に資するため、自動車騒音の常時監視（12区間）、環境騒音の測定（40地点）、立入検査（43件）を実施し、防音対策の指導や基準適合の確認を行ったことにより、生活環境の保全につなげた。

【問題点とその要因】

- 長崎の地形的特徴から幹線的道路網が平地部に集中しやすいため、自動車騒音の環境基準達成率が比較的低い。



【自動車騒音の測定地点（令和6年度）】

成果指標（令和6年度の目標値と実績）

	計画策定時	令和6年度目標	令和6年度実績	令和12年度目標
●大気汚染物質の環境基準達成率（維持）※1	100 %	100 %	100 % 	100 %
●公共用水域の水質の環境基準達成率（増）※2	96.0 %	100 %	100 % 	100 %
●自動車騒音の環境基準達成率（増）	94.6 %	100 %	96.1 % 	100 %

※1 大陸からの越境汚染や黄砂に影響される監視項目である光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）を除く。

※2 河川においてはBOD、海域においてはCODの環境基準の達成状況を評価している。

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 大気環境を守ります】

- 光化学オキシダント生成原因物質の一つである二酸化窒素や非メタン炭化水素を削減するため、自動車排気ガス抑制のため施策の継続を図る（公共交通機関の利用促進、電気自動車等の普及促進、道路網の整備（渋滞緩和））。

【取組みの柱② 健全な水の循環を守ります】

- 公共用水域の常時監視、特定事業所の監視指導、合併処理浄化槽の普及促進により、水質の環境基準達成を維持する。

【取組みの柱③ 騒音・振動のないまちをつくります】

- 環境基準達成率を向上させる施策を講じる（公共交通機関の利用促進、電気自動車等の普及促進、道路網の整備（交通量の分散減少））。

長崎市の大気環境状況													
測定局・測定項目情報 測定項目及び環境基準についての説明													
時報（速報値）													
測定局名	測定日	測定時間	表示可能期間：過去2週間										
測定局名	二酸化硫黄 SO ₂ (ppm)	一酸化窒素 NO (ppm)	二酸化窒素 NO ₂ (ppm)	二酸化窒素 NOx (ppm)	CO (ppm)	光化学オキ シダント Ox (ppm)	非メタン 炭化水素 NMHC (ppmC)	メタン CH ₄ (ppmC)	全炭化水素 THC (ppmC)	浮遊粒子状 物質 SPM (mg/m ³)	PM2.5 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) (NEWS) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	風向 WD	風速 WS (m/s)
小ヶ倉	0.001	0.004	0.005		0.056					0.009	5	NE 2.1	
福佐小学校	0.001	0.000	0.006	0.006		0.047				0.004	3	NNW 2.0	
長崎駅前	0.011	0.017	0.028	0.2		0.10	2.24	2.34	0.008				
村松	0.000	0.000	0.003	0.003		0.043	0.03	1.95	1.98	0.005	4	N 1.7	
東長崎	0.001	0.008	0.009		0.042					0.008	4	N 2.2	
中央橋	0.024	0.029	0.053			0.14	1.99	2.13	0.011				



【長崎市の大気環境状況（ホームページ）】



【PM2.5 自動測定器（小ヶ倉）】

第4章 都市環境（環境にやさしいまちづくりの推進）

第1節 環境と調和した快適なまちづくり

取組みの柱① 地域の景観や自然などの個性を生かしたまちづくりをすすめます

【主な取組み】

- 良好な景観の形成を図るための景観に関する届出の際に指導を行い、また、ながさきデザイン会議による助言を行った。
- 公共空間のデザイン向上を図るため、景観専門監協議やながさきデザイン会議を行った。
- 東山手・南山手地区において、長崎の歴史を生かしたまちづくりを推進するため、長崎居留地歴史まちづくり協議会と協働して策定した長崎居留地歴史まちづくりグランドデザイン及びアクションプランに基づき、旧長崎英國領事館の整備及び活用方法の検討等官民で様々な取組みを実施している。また、令和5年度には、環境省から脱炭素先行地域に選定され、協議会や地域と連携し省エネ設備の導入や脱炭素に関する啓発活動等を進めている。

【問題点とその要因】

- 民間建築物等について、ながさきデザイン会議などによる助言や指導を受け、色彩や意匠においては一定の見直しがなされているものの、土地の有効利用が重視される結果、敷地内の植栽やくつろぎ空間の創出につながらない傾向がある。



【長崎居留地まつりにおける脱炭素の啓発活動】



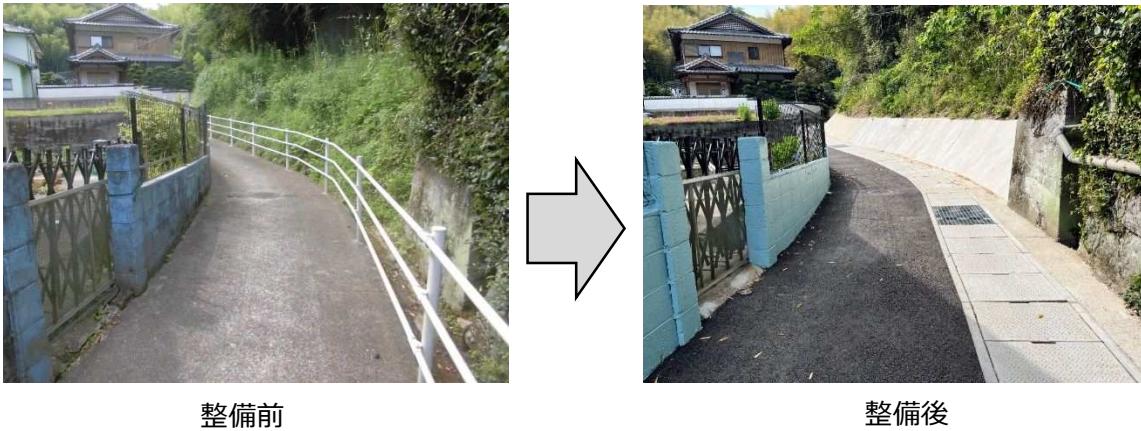
【ながさきデザイン会議】

取組みの柱② 安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます

【主な取組み】

- 令和5年度に見直しを行った「市街化調整区域における住宅団地開発の許可基準」について、制度活用の機運を高めるため、関係団体や関心がある自治会に対する説明会等の周知を行った。
- 平成23年から令和3年に行なった長崎駅周辺及び幸町周辺の都市計画の変更をはじめ、長崎駅周辺土地区画整理事業などの長崎駅周辺再整備や、長崎スタジアムシティへの優良建築物等整備事業による支援などによって、都心部における都市機能の集積が図られた。
- 斜面市街地の住環境と防災性の向上を図るため、斜面市街地再生事業による着手済み路線の早期完成に努めるとともに、即効性・実現性の高い事業として、「車みち整備事業」を実施し、水路の暗渠化や回転場の整備などを行った。

— 車みち整備事例（水路の暗渠化【戸町41号線】）—



- 良好的な道路ネットワークの形成に向けて、高規格道路長崎南北幹線道路の茂里町～滑石工区においては工事に向けた調査・設計が進められ、高規格道路西彼杵道路の時津町日並郷～長浦区間においては事業化に向けた環境影響評価が進められた。また、アクセス道路となる主要地方道長崎歓刈線 滑石工区においては設計が完了するなど事業の進捗が図られた。
- 公共交通の利便性向上につなげるため、乗継拠点（ハブ）となる栄上バス停等で路線バスの接近情報などを表示するデジタルバス停の運用を開始した。

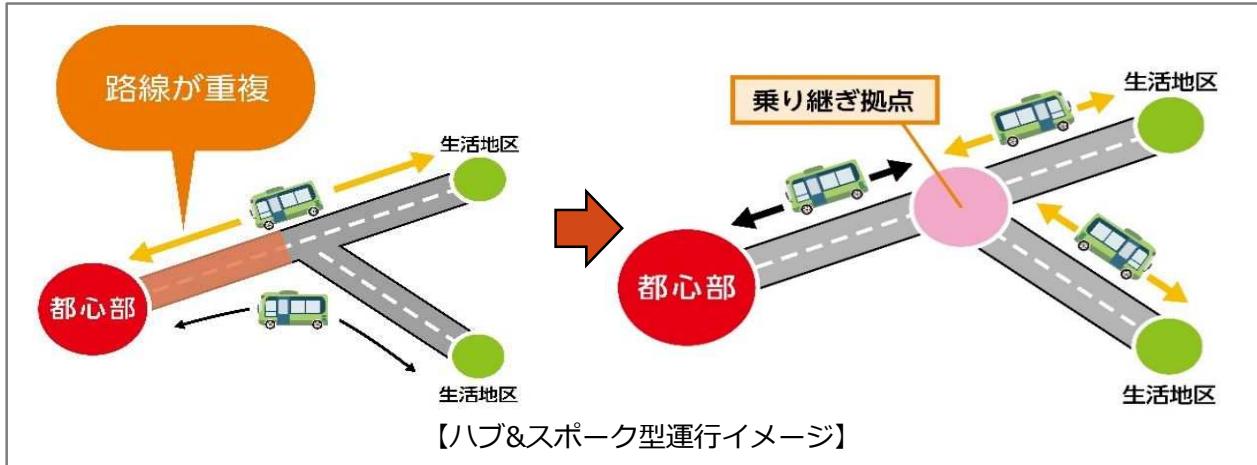


【栄上バス停デジタルバス停の運用開始】

【問題点とその要因】

- 各地域拠点における都市機能の集積や、各拠点をつなぐネットワークの整備等に取り組んでいるものの、人口減少等の影響により、安全で暮らしやすい場所である居住誘導区域の人口密度が低下している地区が多く、安全で快適な居住環境の維持・確保が懸念される。
- 持続可能な都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向けて、長崎駅周辺の開発など新たなまちの基盤整備により都市機能の集積が進んでいるものの、都市構造の核となる都心部や、地域拠点等における賑わいと活力の向上につなげるためには、まちなかや周辺部まで回遊させる具体的な取組みが十分でない。
- 斜面市街地再生事業については、住環境の改善や防災性の向上に繋がっているが、事業用地の確保に時間を要し、事業に着手することができない箇所があることから事業が長期化している。
- 高規格道路長崎南北幹線道路及び西彼杵道路の未整備区間にについて、一部の区間が事業化されているが、計画区間が長く、ルートの選定や構造など検討すべき項目が多岐にわたることから、事業化に至っていない区間がある。

- 人口減少と新型コロナウイルス感染症拡大による利用者の急減により、交通事業者は依然として厳しい経営状況にあり、さらに運転士不足により需要に見合った便数を運行することも難しくなっている。
- 路線の効率的な運行を目的としたハブ＆スポーク型運行は、利用者に乗継ぎなど新たな負担が生じるためその軽減を図りたいが、新型コロナウイルス感染症拡大による交通事業者の収益悪化により、新たな設備投資が難しい状況となっている。



成果指標（令和6年度の目標値と実績）

	計画策定時	令和6年度目標	令和6年度実績	令和12年度目標
●長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合（増）	89 %	90 %	86.8 %	» 90 %
●居住誘導区域内の人口密度（維持）	66.2 人/ha	65.3 人/ha	62.8 人/ha	» 62.4 人/ha

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 地域の景観や自然などの個性を生かしたまちづくりをすすめます】

- 建物等の計画に関して事業者に早期の景観協議を行うよう周知を行い、併せてながさきデザイン会議等による助言を継続していく。また、東山手・南山手地区において、引き続き長崎居留地歴史まちづくりグランドデザインやアクションプランに基づく取組みを進め、再生可能エネルギーの利用、長崎市版サステナブルツーリズム等の脱炭素先行地域づくり事業を協議会や地域と連携し推進していく。

【取組みの柱② 安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます】

- 市街化調整区域における住宅団地開発など、住まいの確保に向けた既存制度の活用を促すとともに、定住促進に向けた規制緩和等により、居住機能・都市機能を維持・誘導しやすい環境づくりに取り組む。
- 都心部における人や企業等を呼び込む求心力の向上や、地域拠点における拠点性向上、生活地区における地域特性を生かした暮らしやすい居住環境の確保など、経済再生と定住促進につながる取組みを官民が一体となって強力に推進するため、多様な関係者が取組みのベクトルを合わせるための羅針盤となる長崎まちづくりのグランドデザインの策定を進める。

- 斜面市街地再生事業については、引き続き関係者との協議を進め、着手済み路線の早期完成に努めるとともに、用地の確保ができた箇所から整備の進捗を図る。また、車みち整備事業などのより即効性のある事業への見直しも検討しながら、住環境の改善と防災性の向上に取り組む。
- 良好な道路ネットワークを形成するため、高規格道路や幹線道路の早期整備及び未着手区間の早期事業化に向け、国や県などに対して要望を行う。
- 周辺部までの便数確保にはハブ＆スプーク運行の取組みの継続が必要で、乗継時間の軽減や乗継環境の整備に継続して取り組むとともに、車両等のバリアフリー化や先進的なICT技術の積極的な導入など「長崎市地域公共交通計画」に掲げた「公共交通サービスの向上」の取組みを公共交通事業者と一体となって推進し、利用者へのサービス向上に努める。

第5章 環境意識・行動（環境意識・行動の定着）

第1節 当事者意識の醸成

取組みの柱① 幅広い世代への環境教育・啓発を促進します

【主な取組み】

- 「親子環境教室」や「親子で省エネ実験・施設見学会」を開催したことで、親子での自然環境、省エネ等の体験を通して、家庭においても環境行動への意識を高め、率先して環境行動を実践するきっかけにつながった。

「親子環境教室」 3回 176人

「親子で省エネ実験・施設見学会」 1回 64人 ※九州電力株式会社長崎営業所との共催



【親子環境教室（海）の実施】



【親子で省エネ実験・施設見学会の実施】

- 様々な団体に対し実施する地球温暖化防止活動推進員による環境出前講座にて、省エネの啓発や牛乳パックを用いた工芸工作、防災工芸クッキング等を実施することにより、幅広い世代において自ら課題を見つけ解決していく能力を身に着ける機会につながった。（環境出前講座 28回 893人）
- 学校生活において、節電・節水、緑のカーテン、落ち葉や給食残滓を利用した堆肥づくりなどの環境行動の取組みを通して、環境意識の醸成が図られた。特に、小中学校 57 校においては、総合的な学習の時間等における環境学習を実施した。また、21 校において給食用牛乳パックの回収を行い、67 校において家庭から排出されるペットボトル等のふたやプルタブの回収を行ったことから、児童・生徒及び保護者のごみ分別・リサイクル意識の醸成が図られた。

【問題点とその要因】

- サステナプラザを中心に様々な講座を実施し、無関心層が興味を持つような内容についても検討しているが、なかなか参加実績につながらない。

取組みの柱② 環境教育の次世代を担うリーダーを育成します

【主な取組み】

- 環境団体との連携により小中学校の総合的な学習時間を利用して実施する E S D (持続可能な開発のための教育) 講座を 8 校で実施したことにより、子どもたちが自ら課題を見つけ解決していく能力を身に着ける機会につながった。



【ESD 講座の実施】

- サステナプラザながさきにおいて、地球温暖化防止活動推進員のスキルアップ研修を実施し、環境教育の次世代を担うリーダーの育成を図った。（スキルアップ研修 3回 31人）
- 本市の自然環境や地球温暖化対策を紹介する環境副読本のデータに、脱炭素先行地域及び高島サンゴに関するページを追加し、市内小学校の各児童の端末に掲載したことで、環境問題を身近な問題として感じてもらうための環境学習のサポートにつながった。



【環境副読本】

【問題点とその要因】

- 小中学校においては ESD 講座などの新たな取組みを実施する際には教育課程の中で調整する必要があることから、学校側が実施しやすいような講座内容や周知時期を工夫しているものの、その効果が一部にとどまっている。
- 環境問題に興味を持つ若年層が少ないことから、地球温暖化防止活動推進員の若年層（18～34歳）の割合が 26 人中 3 人と低い。

成果指標（令和6年度の目標値と実績）

	計画策定時	令和6年度目標	令和6年度実績	令和12年度目標
○環境活動に参加した市民の割合（増）	37.8 %	45.8 %	38.5 %	57.8 %
○環境学習等への参加者数（増）	29,678人 (令和元年度)	32,428人	11,539人	35,800人

※環境学習等：親子環境教室、清掃工場等施設見学、公民館講座、あぐりの丘・市民の森体験学習など

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 幅広い世代への環境教育・啓発を促進します】

- 「親子環境教室」や「親子で省エネ実験・施設見学会」を継続し、家庭においても環境行動への意識を高め、率先して環境行動を実践するきっかけづくりに努める。
- エコ工作の講座では、異なる層をターゲットにした講座とするような内容の検討や、参加者には環境ポイントを付与するなどの工夫により、新たに環境行動に取り組む方の掘り起しを図る。

【取組みの柱② 環境教育の次世代を担うリーダーを育成します】

- 環境団体だけでなく民間企業とも連携し、小中学校の授業として実施するESD講座の取組みを広げるとともに、環境副読本、環境行動11か条周知動画や路面電車アドストラップ広告の他にも手法を検討しながら、「ゼロカーボンシティ長崎」の推進と子どもたちが自ら課題を見つけ解決していく能力の育成を図る。

第2節 環境行動の定着

取組みの柱① 自発的な環境行動を推進します

【主な取組み】

- 長崎水辺の森公園にて開催した「ながさきエコライフ・フェスタ」では、約 20,800 人が来場した（令和5年度：約 20,700 人→令和6年度：約 20,800 人）。また、市民が環境団体等の活動に参加する「ながさきエコライフ・チャレンジ月間」を実施し延べ 173 人が参加した。市民や事業者がイベントに参加することで、自らできる環境行動の促進につながった。
- 市民大清掃等のイベントや、ボランティア清掃団体に対してごみ袋の支給を行っており、約 500 団体、延べ約 9 万人がボランティア清掃に参加し、地域や職域、学校など様々な単位・団体による自発的な活動が定期的になされるようになっており、環境行動に対する意識の醸成が図られた。

【問題点とその要因】

- 2回目となるながさきエコライフ・チャレンジ月間は周知方法が確立できていないことなどから、参加者数が伸びなかつた。



【エコライフ・フェスタ】



【清掃活動】

取組みの柱② 環境行動の次世代を担うリーダーを育成します

【主な取組み】

- サステナプラザながさきにおいて、市民の身近な環境行動を推進するため、環境講座（サステナひろば（36回））や海洋プラスチックごみ削減を目的とした山・まち・川・海での清掃活動（2回）等の市民向けイベントを実施したことにより、市民の環境行動の促進につながった。
- 市内の若者で構成される環境団体が、ながさきエコライフ・フェスタにおいて、ブースを出展しPRを行うことで、特に若い世代に向けた環境行動の周知・啓発につながった。また、サステナプラザながさきにおいて、インターン生を2人受け入れ、環境分野の就業体験へつながったことや、長崎大学のゼミ生にゼロカーボンシティ長崎ポータルサイトの記事作成の取材を実施してもらうなど、若い世代への環境意識の向上につながった。

【問題点とその要因】

- 若年層をターゲットとした周知・広報が不足しているため、若年層の各種イベント等への参加が少ない。



【サステナひろば】



【ながさきエコライフ・フェスタ】

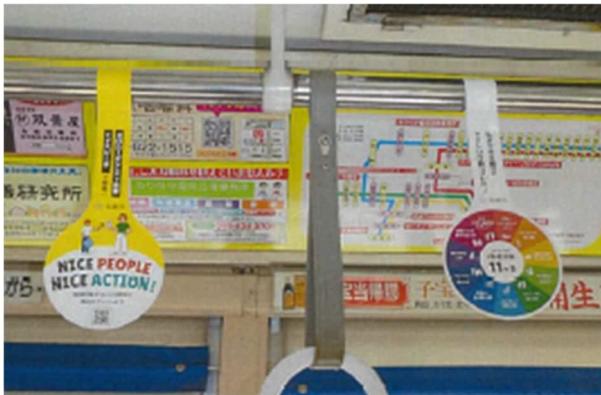
取組みの柱③ 環境行動に向けた周知・広報を推進します

【主な取組み】

- ゼロカーボンシティ長崎ポータルサイトにおいて、1日のエコ日常や環境行動を実践する市民・事業者の取材記事の掲載、環境ポイントを付与するアプリを活用したお得なキャンペーンを行うことで、環境に興味のない方の掘り起しが図った。また、当該アプリの登録を省エネルギー家電製品等購入補助の要件として、ポータルサイトの周知や市民の環境行動の推進を図った。

【ゼロカーボンシティ長崎ポータルサイト】

- 環境のために一人ひとりができることをまとめた「環境行動 11 カ条」を自治会掲示板、路面電車アドストラップなどへ掲示した。さらに、動画を SNS や街頭ビジョンで幅広く周知することにより、環境行動の実践につながるきっかけづくりにつながった。



【路面電車アドストラップ広告】



【SNS 周知用動画】

- 広報ながさき 8月号において、家庭エアコンのお得な設定方法と使用方法を掲載し、家庭部門における省エネ及びCO₂削減の推進を図った。
- ながさきエコライフ・フェスタや居留地まつりにおいて、サステナプラザながさきが省エネルギー家電製品等購入補助や各種補助金等の周知を行うことで、「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向けた機運醸成を図った。
- 子どもたちに花や緑に興味関心を抱いてもらうため、公共花壇デザインコンクールを開催したところ、小学生（3～6年生）から749作品のデザインの応募があり、そのうち4作品を松山町にある市営陸上競技場の花壇に植栽した。多くの子どもたちに花や緑について考える機会を提供でき、より深く花や緑に興味関心を抱いてもらうことにつながった。
- より多くの人に花や緑に触れ、その理解と知識を深めてもらうため、造園関係団体等と連携して実施する「ながさきグリーンキャンペーン」において、会場イベントを市役所庁舎前広場で開催し、約800人が来場した。多くの人に花や緑に触れる機会を提供することで、その理解や知識をより深めるきっかけづくりにつなげることができた。

【問題点とその要因】

- 「サステナプラザながさき」事務所については、より目立つ桜町へ移転し、認知度についても年々上昇している（H29 4.7%⇒ R5 45.9%）ものの、未だ低い状況にある。
- ゼロカーボンシティ長崎ポータルサイトの情報を充実させ、お得なキャンペーンを行うなどにより、環境に興味のない方の掘り起こしを図っているものの、環境行動やイベントの参加など、十分な成果に結びついていない。
- 緑化推進事業の取組み及び周知方法が恒常化しており、新たな市民の参加につながっていない。

成果指標（令和6年度の目標値と実績）

	計画策定期	令和6年度目標	令和6年度実績	令和12年度目標
●環境保全団体 メンバー数（増）	59,283人	61,300人	60,541人	64,300人

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 自発的な環境行動を推進します】

- ゼロカーボンシティ長崎ポータルサイトを活用し、補助金等市民にとって有益な情報を掲載しつつ環境意識への啓発を図るとともに、環境ポイントを付与するアプリを活用し、参加者にキャンペーンなどのインセンティブを実施することにより、新たに環境行動に取り組む方の掘り起こしを図る。

【取組みの柱② 環境行動の次世代を担うリーダーを育成します】

- 環境活動の様子をSNSなどで紹介するなど、若者をターゲットとした周知を図ることで、若者の意識醸成を図る。

【取組みの柱③ 環境行動に向けた周知・広報を推進します】

- 「環境行動11か条」を街頭ビジョン広告や公共交通機関広告を活用してPRし、環境行動の啓発を行う。



【街頭ビジョン広告】



- ゼロカーボンシティ長崎ポータルサイトを活用し、補助金にとって有益な情報を掲載しつつ啓発を図るとともに、環境ポイントを付与するアプリを活用しキャンペーン等のインセンティブを実施することにより、新たに環境行動に取り組む方の掘り起こしを図る。【再掲】

- 幅広い世代へ緑化の推進を図るため、市の様々な広報手段と連携し、時機を捉えて緑化活動を紹介する等緑化の魅力を発信するとともに、イベント等を開催することで、花や緑への興味関心を促す等、緑化の啓発に取り組む。

第3部 資料編



長崎市イメージキャラクター サステなっちゃん

資料1 成果指標詳細

地球環境				
脱炭素社会の実現				
個別目標 ・施策	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
地球温暖化対策の 推進	長崎市域から 排出される 温室効果ガス の排出量(減)	2,044千 t-CO ₂ (令和元年度)	1,280千 t-CO ₂	①長崎市内から排出される温室効果ガスの量。 ②温室効果ガスの排出量の特徴を把握し、適切な温暖化対策を行うための指標となるため。 ③毎年度ごとの温室効果ガス排出量算定により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画上の令和12年度の削減目標値。
	市役所から排 出される温室 効果ガスの排 出量(減)	66,882 t-CO ₂	46,689 t-CO ₂	①市役所の事務及び事業を実施するにあたって排出される温室効果ガス排出量。 ②持続可能な脱炭素社会を構築し、実効性のある地球温暖化対策を進める上で市役所自らの温室効果ガスの排出量を把握し、市民、事業者に率先した対策を講じていく必要があるため。 ③市役所庁内から収集した電気、ガス、その他燃料使用量等のデータに基づく温室効果ガス排出量算定により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画上の令和12年度の削減目標値。
再生可能エネルギーの地産地消の 推進と活性化	公共施設の太 陽光発電設備 の導入箇所数 (増)	56施設	93施設※	①庁舎や学校等の市有公共施設への設備の設置件数。 ②市有公共施設における再生可能エネルギーの導入実績を把握する指標となるため。 ③市役所庁内への導入実績調査により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画上の令和12年度の目標値。
※計画策定期は105施設としていたが、その後の調査結果により93施設を目標としている				
循環型社会				
資源の有効活用				
個別目標 ・施策	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
ごみ排出量の削減 とリサイクルの 推進	4Rを実践して いる人の割合 (増)	76.3% (令和元年度)	86.3%	①市民意識調査において4Rに関する取組みを実践していると回答した人の割合。 ②4Rに関する取組みを実践している人の割合が増えることで、ごみ減量及びリサイクルの推進が図られると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。(令和元年度の数値は環境政策課実施の環境基本計画市民意識調査結果より) ④令和元年度調査時「今後実践する」「実践するつもりはない」「わからない」と回答した人の割合(24.7%相当)を実践している状態となるように1年あたり1%向上を目標に設定する。
	1人1日 あたりのごみ 排出量(減)	968g	937g	①ごみの総排出量を1人1日当たりに換算した数値。(ごみの総排出量/人口/365日) ②ごみの排出量が減少することで、4Rの推進が測られていると考えられるため。 ③ごみ処理統計により把握する。 ④R7年度目標値(平成30年度の中核市平均値)から毎年度3gずつ減を目標に設定する。
廃棄物適正処理の 推進	最終処分場の 年間埋立量 (減)	22,485t (令和元年度)	19,216t	①最終処分場に持ち込まれる不燃ごみが1年間に埋め立てられる総量。 ②廃棄物の適正処理により、埋め立てられる不燃ごみなどが抑制されることにつながると考えられるため。 ③最終処分場で集計される数値により把握する。 ④最終処分場を令和7年(2027年)まで使用したい。そのためには令和7年度までの埋立量は20,637tまでに抑えることを目標とする。(計画期間中は前年度比年間約1.4%減を目標。)
地域環境				
豊かな地域環境の保全と活用				
個別目標 ・施策	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
豊かな自然環境の 保全・共生	ホタル飛翔定 点確認割合 (100%)	95.1%	100%	①定点のうちホタルの飛翔が確認できた箇所数の割合。 ②ホタル飛翔の確認割合が増加することで、川の水、周辺の空気、餌となる生物の生息など、自然環境の保全が図られていると考えられるため。 ③定点調査により把握する。 ④全調査地点においてホタルが観測できることを目標とする。
	森林整備面積 (増)(植林、枝 打ち、間伐等) 【累計】	-	2,070ha	①森林の整備面積。 ②森林保全の程度を把握できるため。 ③林業関係団体からの聞き取り調査により把握する。 ④計画期間中に毎年230ha増を維持することを目標とする。

資料1 成果指標詳細

地域環境				
豊かな地域環境の保全と活用				
個別目標 ・施策	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
良好な生活環境の確保	大気汚染物質の環境基準達成率(100%)	100%	100%	①大気(大陸からの越境汚染や濃さに影響される監視項目である光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)を除く)の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④100%を維持し続けることを目標とする。
	公共用水域の水質の環境基準達成率(100%)	96.0%	100%	①水質の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④毎年向上させ、最終的に100%を目標とする。
	自動車騒音の環境基準達成率(100%)	94.6%	100%	①騒音の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④毎年向上させ、最終的に100%を目標とする。
都市環境				
環境にやさしいまちづくりの推進				
個別目標 ・施策	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
環境と調和した快適なまちづくり	長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合(増)	89%	90%	①長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合。 ②市民が景観に誇りを持つことは、施策の重要な成果であると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和7年度までに市民の9割が満足することを目指し、令和12年度までは9割を維持することとする。
	居住誘導区域内の人口密度(維持)	66.2人/ha	62.4人/ha	①立地適正化計画の集約の視点からの目標値。 ②市街地のコンパクト化を定量的に評価するため。 ③年度末の住民基本台帳(人口)により把握する。 ④立地適正化計画における現況値(平成28年度)と目標値(令和17年度)の案分により各年の目標値を算定する。
環境意識・行動				
環境意識・行動の定着				
個別目標 ・施策	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
当事者意識の醸成	環境活動に参加した市民の割合(増)	37.8%	57.8%	①環境活動に参加した市民の割合。 ②環境活動に参加した市民が増えことで、自発的な環境活動の実践が図られると考えられるため。 ③市民意識調査結果により把握する。 ④令和2年度を基準に毎年2%増を目標とする。
	環境学習等への参加者数(増)	29,678人 (令和元年度)	35,800人	①親子環境教室や施設見学等の環境学習、あぐりの丘、市民の森、科学館、ペンギン水族館等で開催されている観察会や体験学習、及び、市立小中学校が行った環境講座等への参加者数。 ②参加者数が増えることで、環境学習を行う市民が増え、環境意識の醸成が進むと考えられるため。 ③年度末の実績を把握する。 ④令和元年度から毎年550人増を目標とする。
環境行動の定着	環境保全団体メンバー数(増)	59,283人	64,300人	①市民ネットワーク「ながさきエコネット」登録メンバー数及びアドバトプログラム参加者数を合算。 ②人数が増えることで、環境行動を実践する市民が増加していると考えられるため。 ③年度末時点における数値を把握する。 ④令和2年度から毎年500人増を目標とする。

資料2 大気汚染に係る環境基準等

1 環境基準及び評価方法

大気汚染物質の環境基準による評価方法

物質名	環境基準	環境基準による評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えると環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.04ppmを超えると環境基準非達成である。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.20mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えると環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、0.10mg/m ³ を超えると環境基準非達成である。ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値の8時間平均値(1日を8時間ごとの3区分した時の各区分の平均値)が20ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、8時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えると環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、10ppmを超えると環境基準非達成である。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	/	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えると環境基準非達成である。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	/	昼間(5時～20時)の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えると環境基準非達成である。
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	/	長期基準である1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、短期基準である年間の1日平均値のうち、98%値が35μg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、どちらか一方でも超えると環境基準非達成である。

資料2 大気汚染に係る環境基準等

環境基準の適用除外	<p>環境基準は、人の健康保護の見地から設定されたものであり、次のような通常、住民の生活実態が考えられない地域・場所については適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都市計画法に規定する工業専用地域 ② 港湾法に規定する臨港地区 ③ 道路の車道部分 ④ 埋立地・原野・火山地帯
備考	<ul style="list-style-type: none"> ① 短期的評価は、連続して又は隨時行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価する。 ② 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するため、年間にわたる測定結果を長期に観察し、次の方法によって行う。1日平均値である測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値（日平均値の2%除外値）で評価する。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いはしない。 ③ 日平均値の2%除外値とは、1年間に得られた日平均値を整理し、数値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の日平均値が得られた場合は、$365 \times 0.02 = 7$日分）を除外した残りの日平均値の最高値をいう（高い方から8番目の値）。 ④ 日平均値の年間98%値とは、1年間の日平均値を数値の低い方から並べて98%に相当（365日分の日平均値が得られた場合は、$365 \times 0.98 = 358$番目の値）するものをいう。 ⑤ 日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が、1日（24時間）のうち4時間を超える場合は評価対象としない。したがって、20時間以上測定された日のみを対象とし、有効測定日という。 ⑥ 年間にわたって長期的に評価する場合、年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とし、有効測定局という。 ⑦ 光化学オキシダントの環境基準による評価は、昼間（5時～20時）の1時間値で行う。これは、光化学オキシダント生成が、主に日射のある昼間の時間帯であることによる。

■ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ダイオキシン類	0.6 pg-TEQ/ m^3 以下（年間平均値）

2 炭化水素濃度の指針

「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（昭和51年8月13日中央公害対策審議会答申）」において、環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルの指針が次のように設定された。

『光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。（ppmC：メタン換算した濃度）』

資料2 大気汚染に係る環境基準等

3 自動車排出ガスによる大気の汚染の限度

大気汚染防止法第21条第1項において、「都道府県知事は、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が環境省令で定める限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。」と規定されており、環境省令で定める限度は、次のように設定されている。

『一酸化炭素の大気中における含有率の1時間値の月間平均値100万分の10(10ppm)とする。』

4 緊急時の措置

大気汚染防止法施行令別表第5及び長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱別表1

物質	注意報基準	警報基準
いおう酸化物	① 大気中における含有率の1時間値(次項を除き、以下単に「1時間値」という。)0.2ppm以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 ② 1時間値0.3ppm以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合 ③ 1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状態になった場合 ④ 1時間値の48時間平均値0.15ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	① 1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 ② 1時間値0.7ppm以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合	大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合
一酸化炭素	1時間値30ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	1時間値50ppm以上である大気の汚染の状態になった場合
二酸化窒素	1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	1時間値1.0ppm以上である大気の汚染の状態になった場合
オキシダント	1時間値0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になった場合

物質	注意喚起の基準
微小粒子状物質	午前5時、6時、7時の3時間の平均値が85μg/m ³ を超過又は午前5時から12時までの平均値が80μg/m ³ を超過

資料2 大気汚染に係る環境基準等

5 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値（指針値）

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	1年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が $40\text{ngHg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が $25\text{ngNi}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が $140\text{ngMn}/\text{m}^3$ 以下であること。

資料3 大気環境測定局別測定項目等

1 大気環境測定局別測定項目

測定局種類	測定局等の名称	所在地	測定項目									都市計画による用途地域
			浮遊粒子状物質 SPM	二酸化いおう SO ₂	窒素酸化物 NO NO ₂ NO _x	光化学オキシダント O _x	一酸化炭素 CO	炭化水素 H C	微小粒子状物質 PM2.5	風向・風速		
一般環境大気測定局	東長崎	矢上町	○		○	○			○	○		商業
	小ヶ倉	小ヶ倉町	○		○	○			○	○		工業
	稻佐小学校	稻佐町	○	○	○	○			○	○		第1種 住居
	村松	琴海村松町	○	○	○	○		○	○	○		—
自動車排出ガス測定局	長崎駅前	大黒町	○		○		○	○				商業
	中央橋	江戸町	○		○			○				商業

注) 微小粒子状物質（PM2.5）は平成25年3月から稻佐小学校測定局にて、平成25年11月から小ヶ倉測定局にて、平成26年2月から東長崎測定局にて、平成26年3月から村松測定局にて測定を開始した。

資料3 大気環境測定局別測定項目等

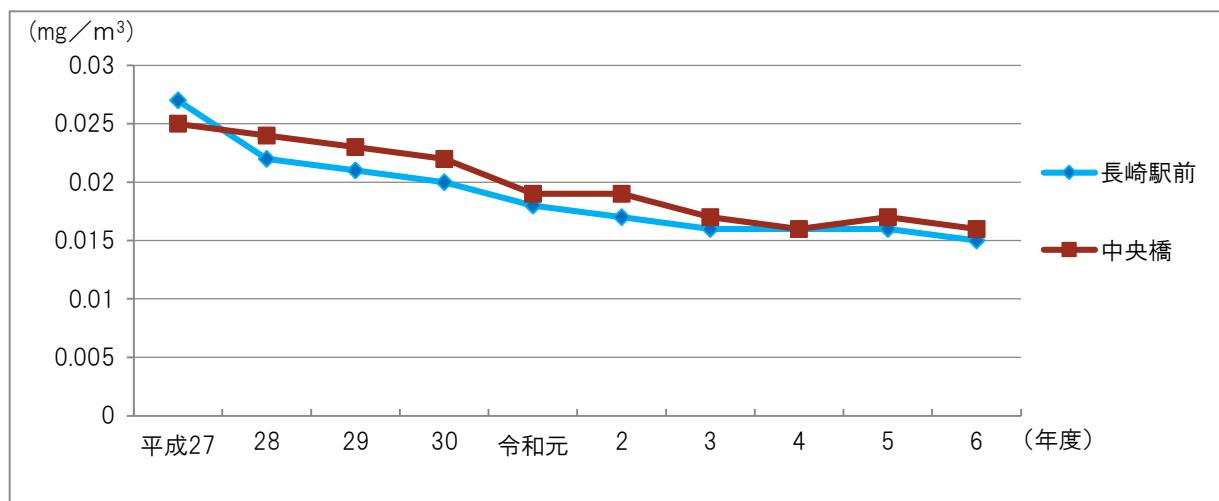
2 大気環境測定局等の配置



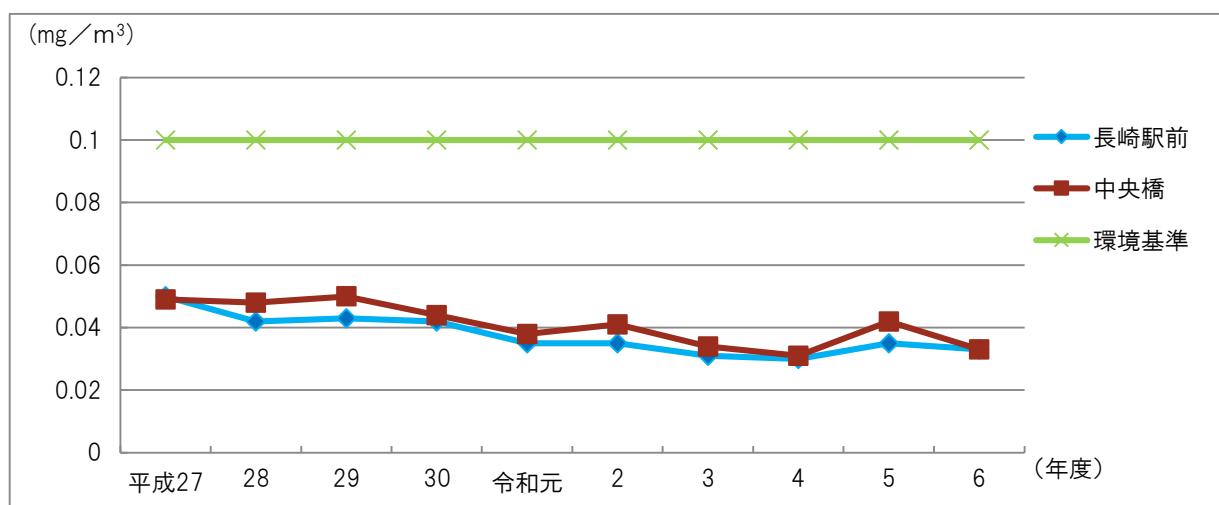
測定局等の区分	測定局名
一般環境大気測定局	東長崎測定局
一般環境大気測定局	小ヶ倉測定局
一般環境大気測定局	稻佐小学校測定局
一般環境大気測定局	村松測定局
自動車排出ガス測定局	長崎駅前測定局
自動車排出ガス測定局	中央橋測定局

資料4 浮遊粒子状物質に係る経年変化

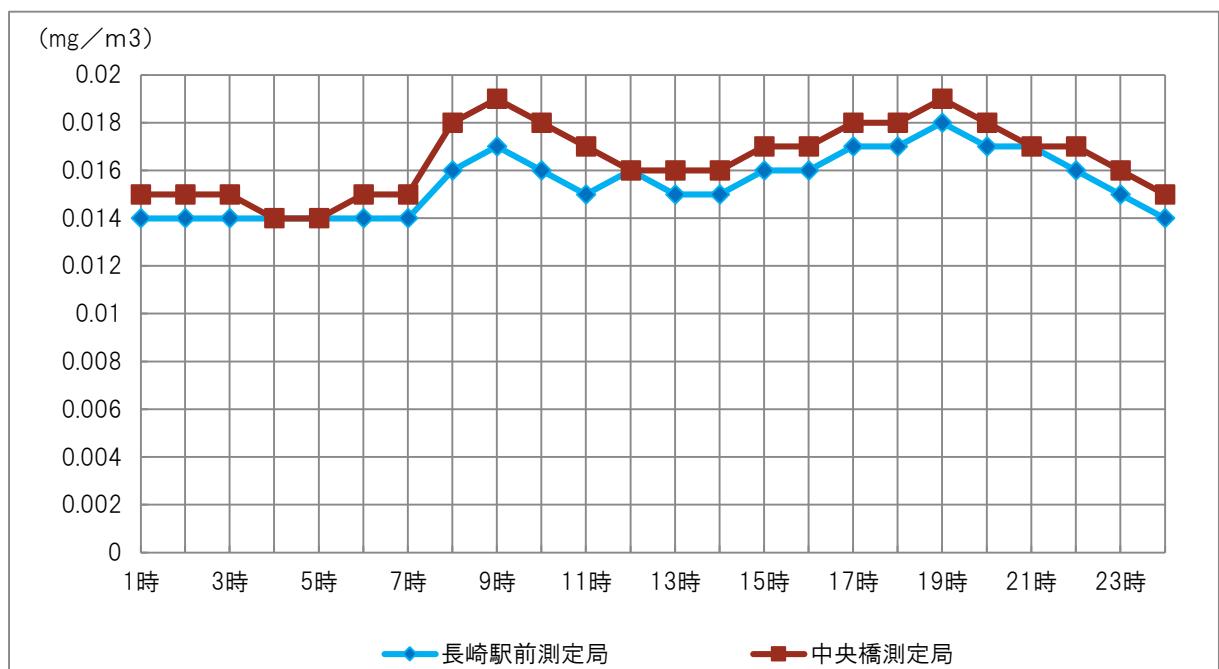
1 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化（単位：mg/m³）



2 浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の経年変化（単位：mg/m³）

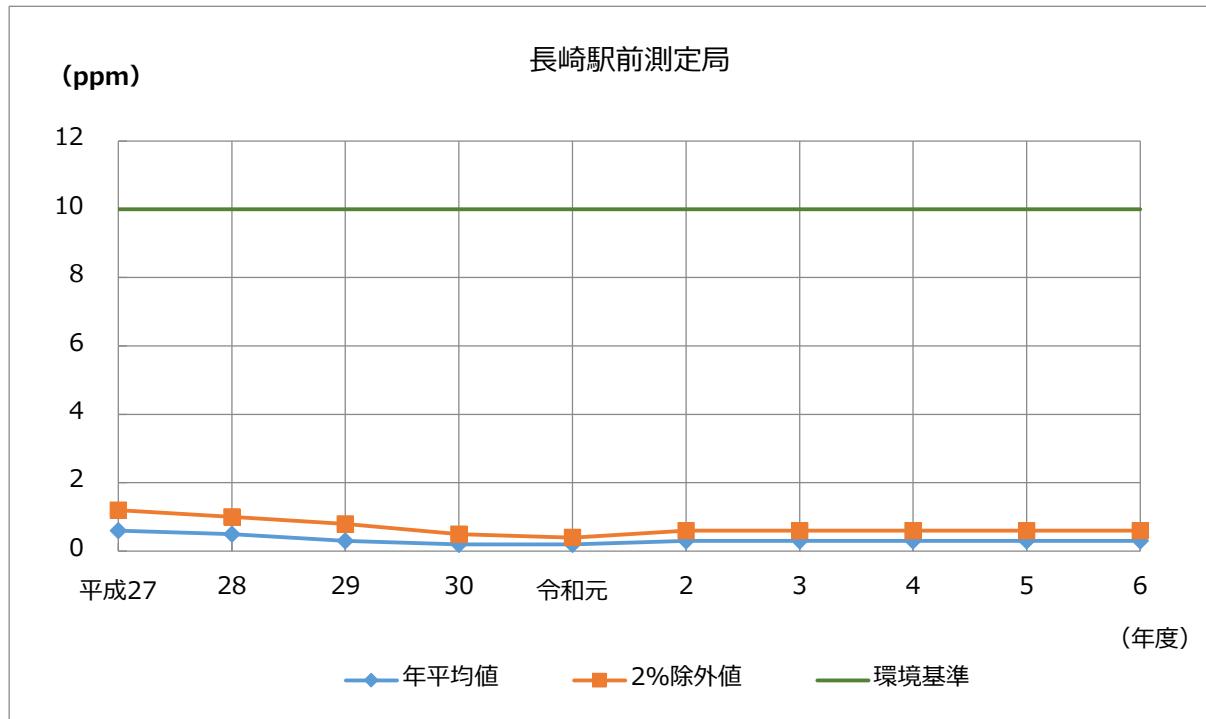


3 大気中の浮遊粒子状物質濃度の年平均時刻変化（令和6年度）

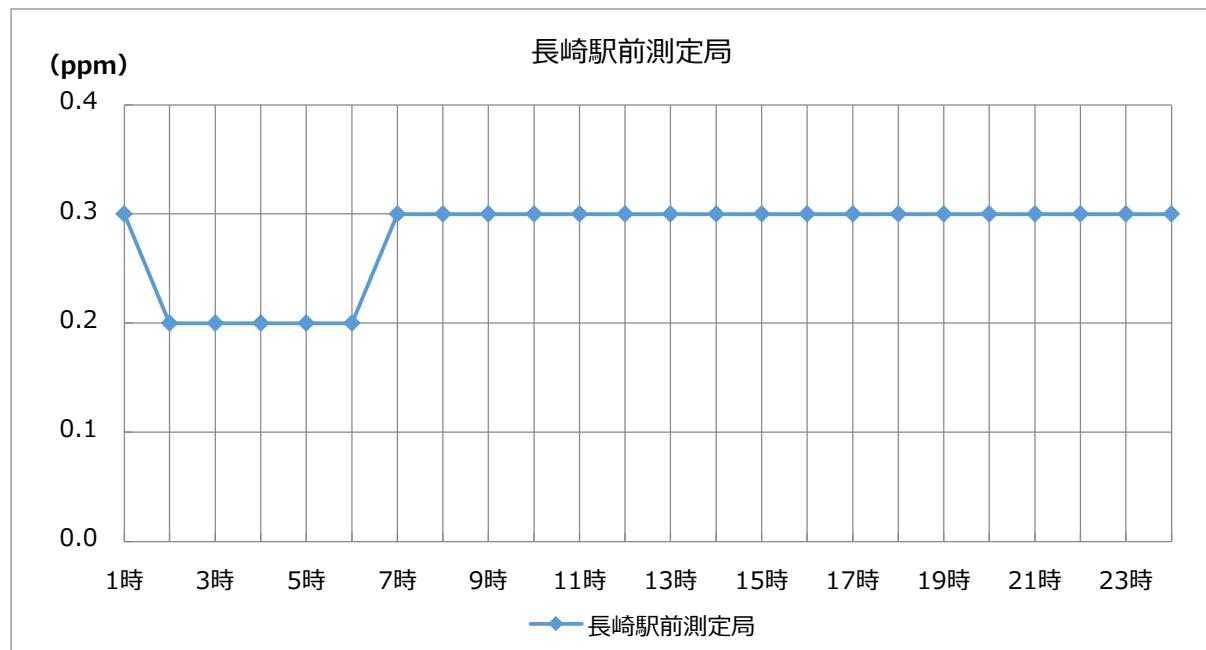


資料5 大気中の一酸化炭素に係る経年変化

1 大気中の一酸化炭素濃度の経年変化

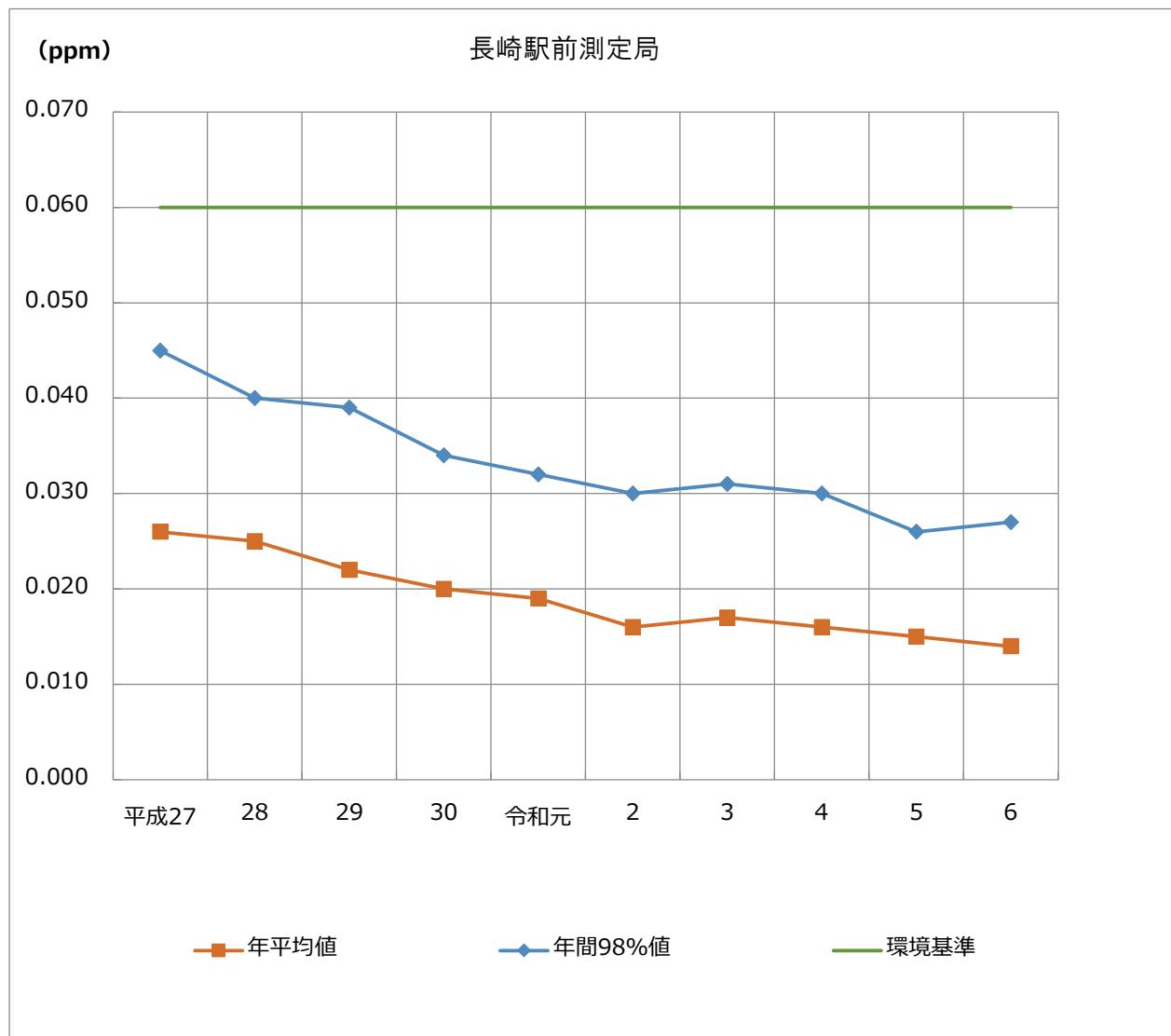


2 大気中の一酸化炭素濃度の年平均時刻変化（令和6年度）

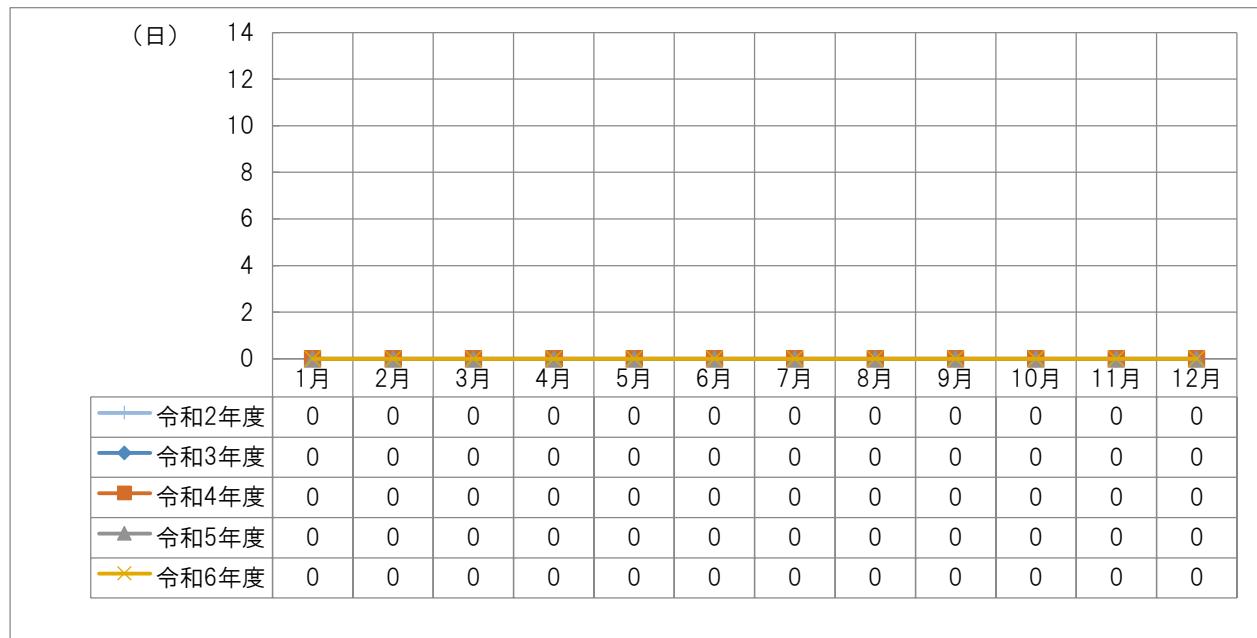


資料6 二酸化窒素に係る経年変化

1 長崎駅前測定局における二酸化窒素濃度等の経年変化

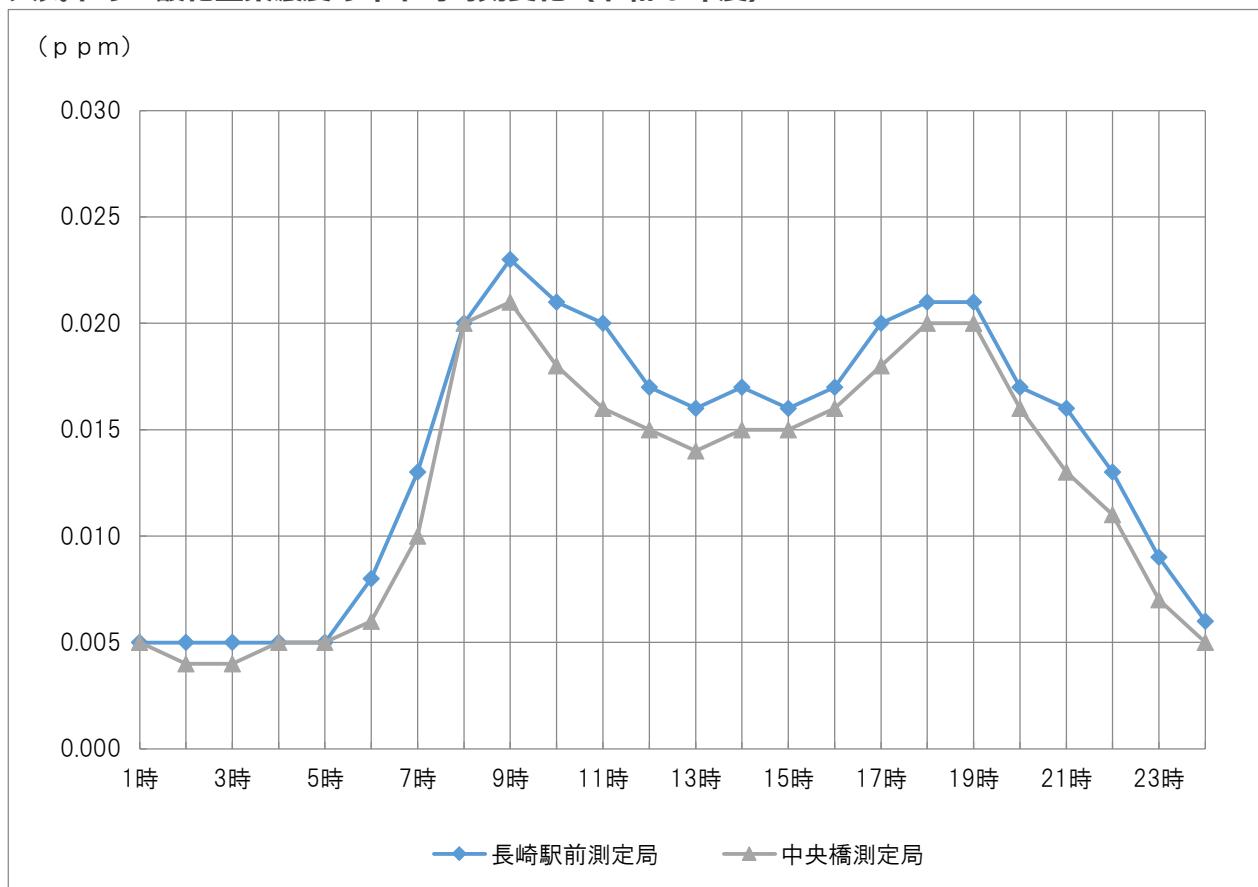


2 長崎駅前測定局における二酸化窒素の日平均値が 0.06ppm を超えた日数の月別変化



資料6 二酸化窒素に係る経年変化

3 大気中の二酸化窒素濃度の年平均時刻変化（令和6年度）

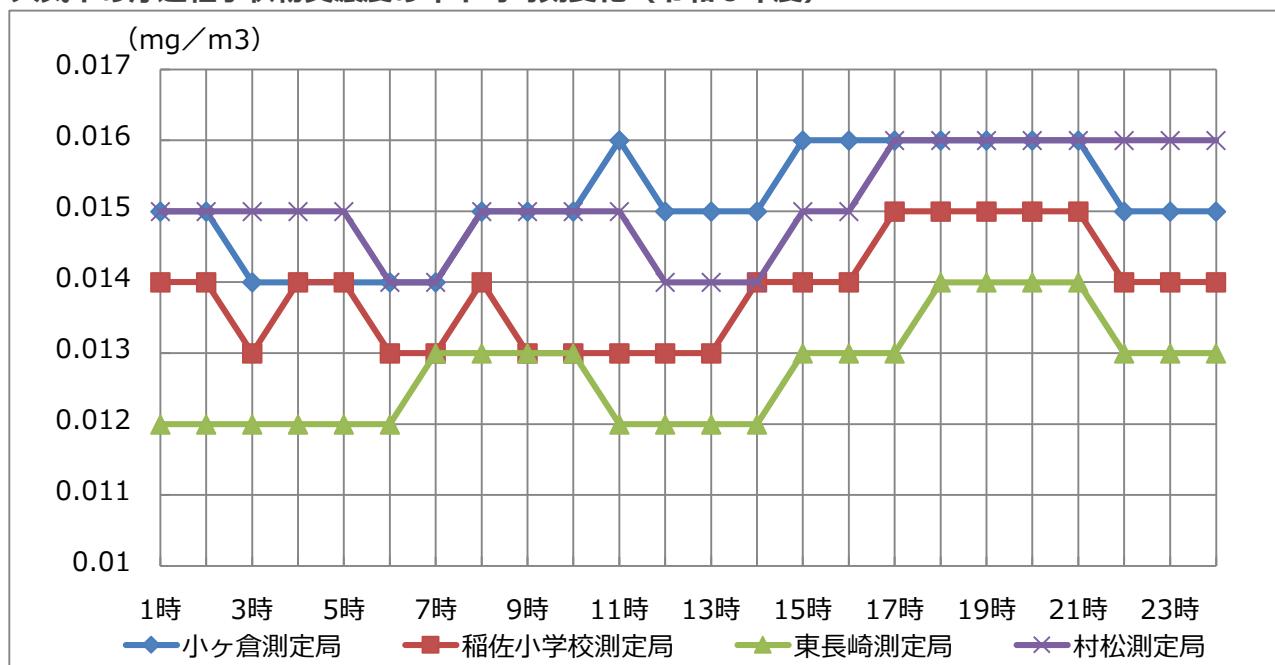


資料7 その他物質に係る経年変化

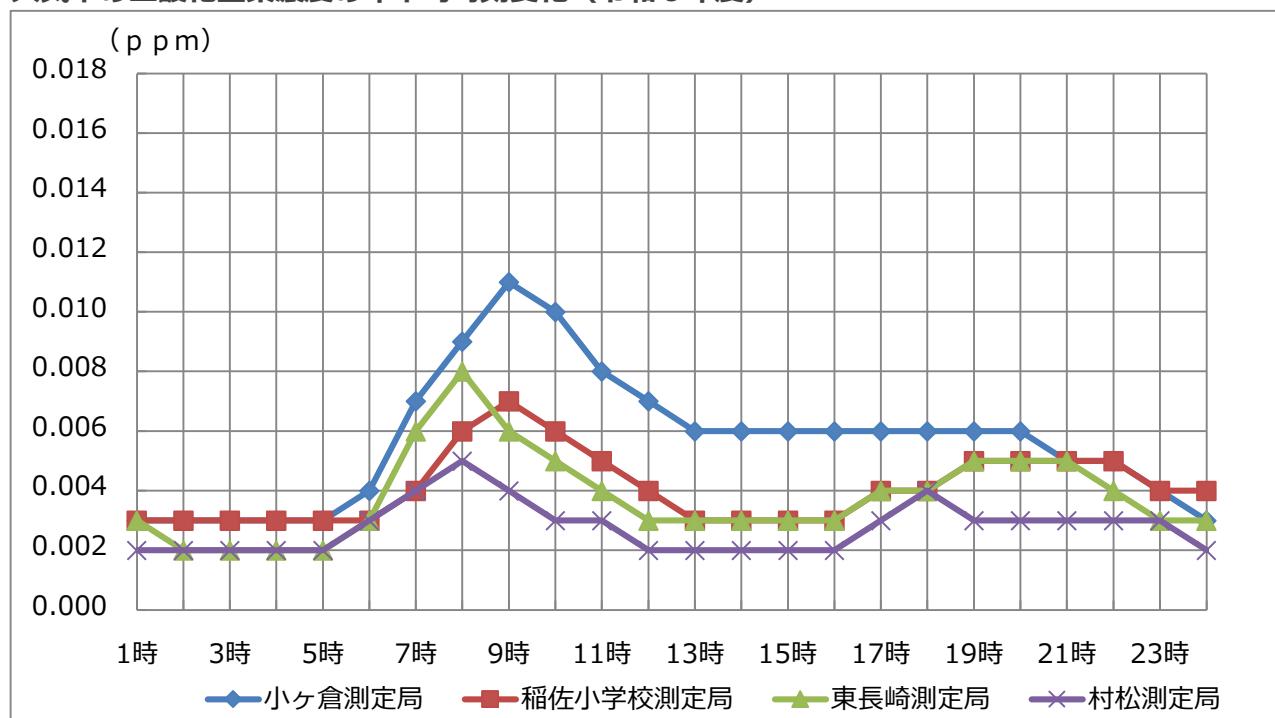
1 非メタン炭化水素の6~9時における年平均値の経年変化（単位：ppmC）

測定局	年度 平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6
長崎駅前	0.21	0.24	0.18	0.14	0.13	0.12	0.10	0.09	0.09	0.08
中央橋	0.20	0.21	0.23	0.15	0.15	0.14	0.13	0.14	0.13	0.10

2 大気中の浮遊粒子状物質濃度の年平均時刻変化（令和6年度）

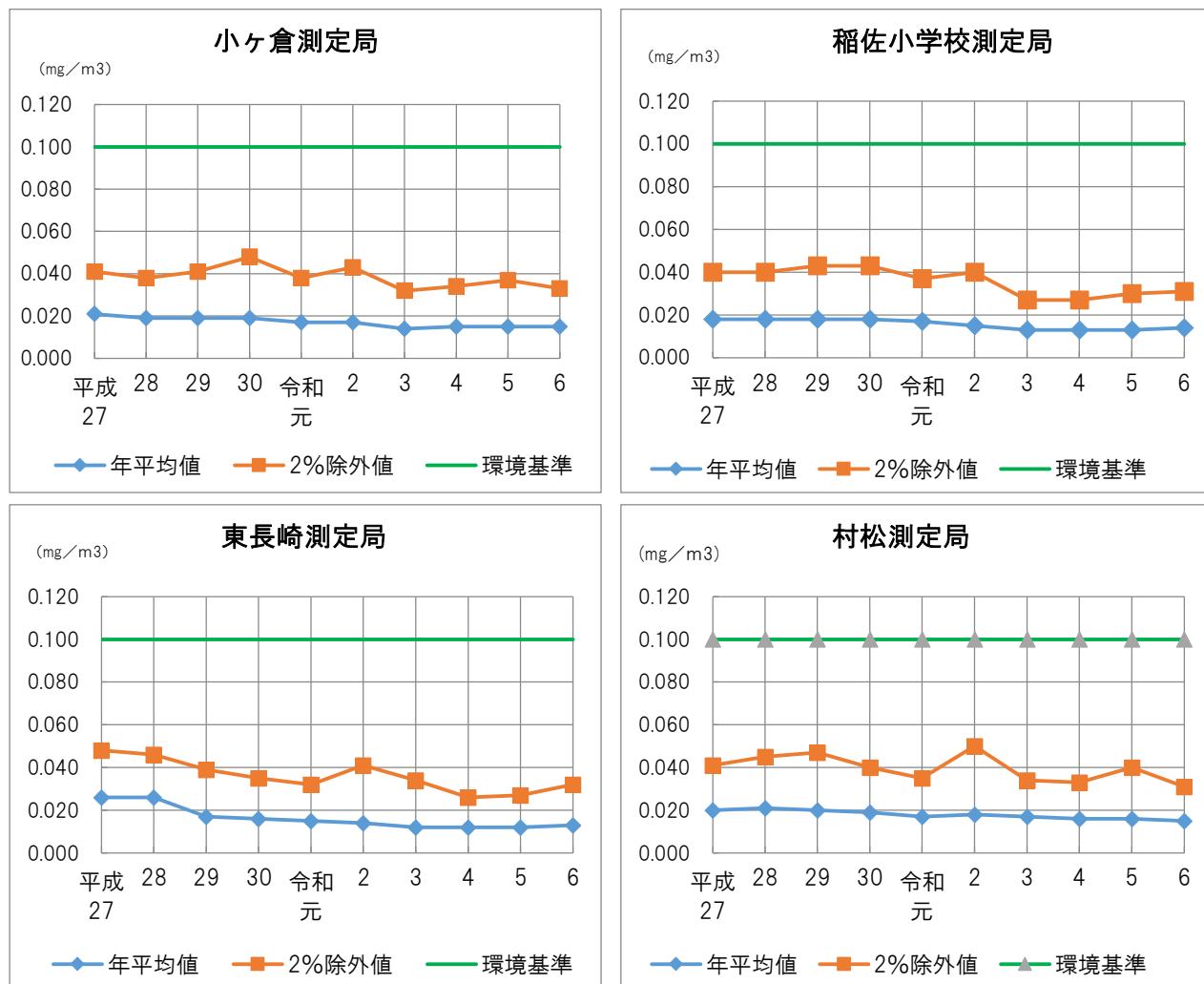


3 大気中の二酸化窒素濃度の年平均時刻変化（令和6年度）

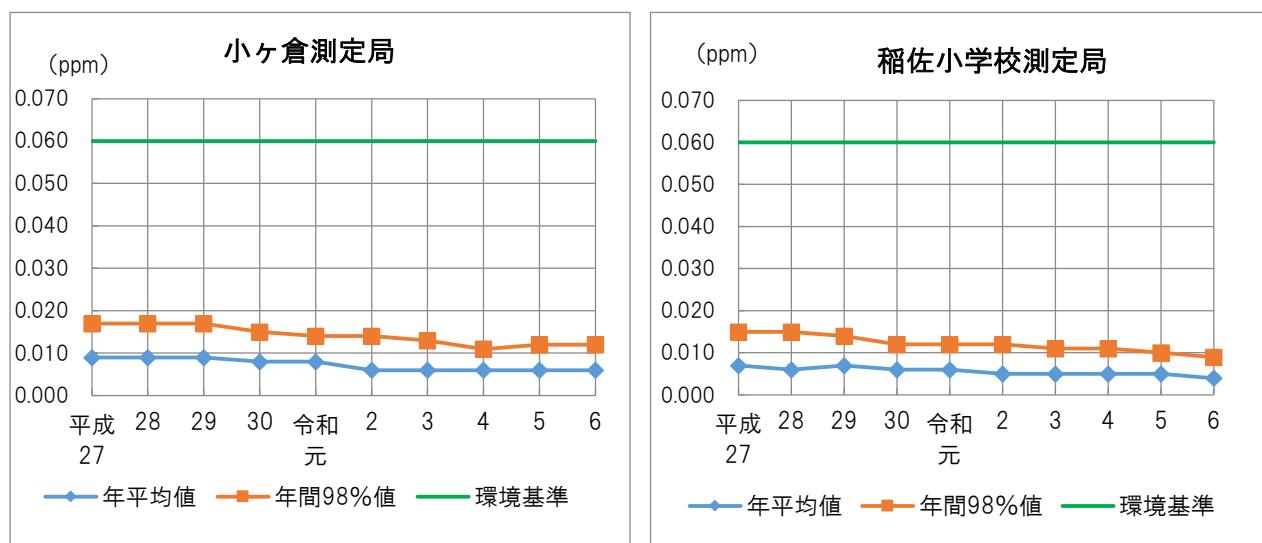


資料7 その他物質に係る経年変化

4 大気中の浮遊粒子状物質濃度の経年変化

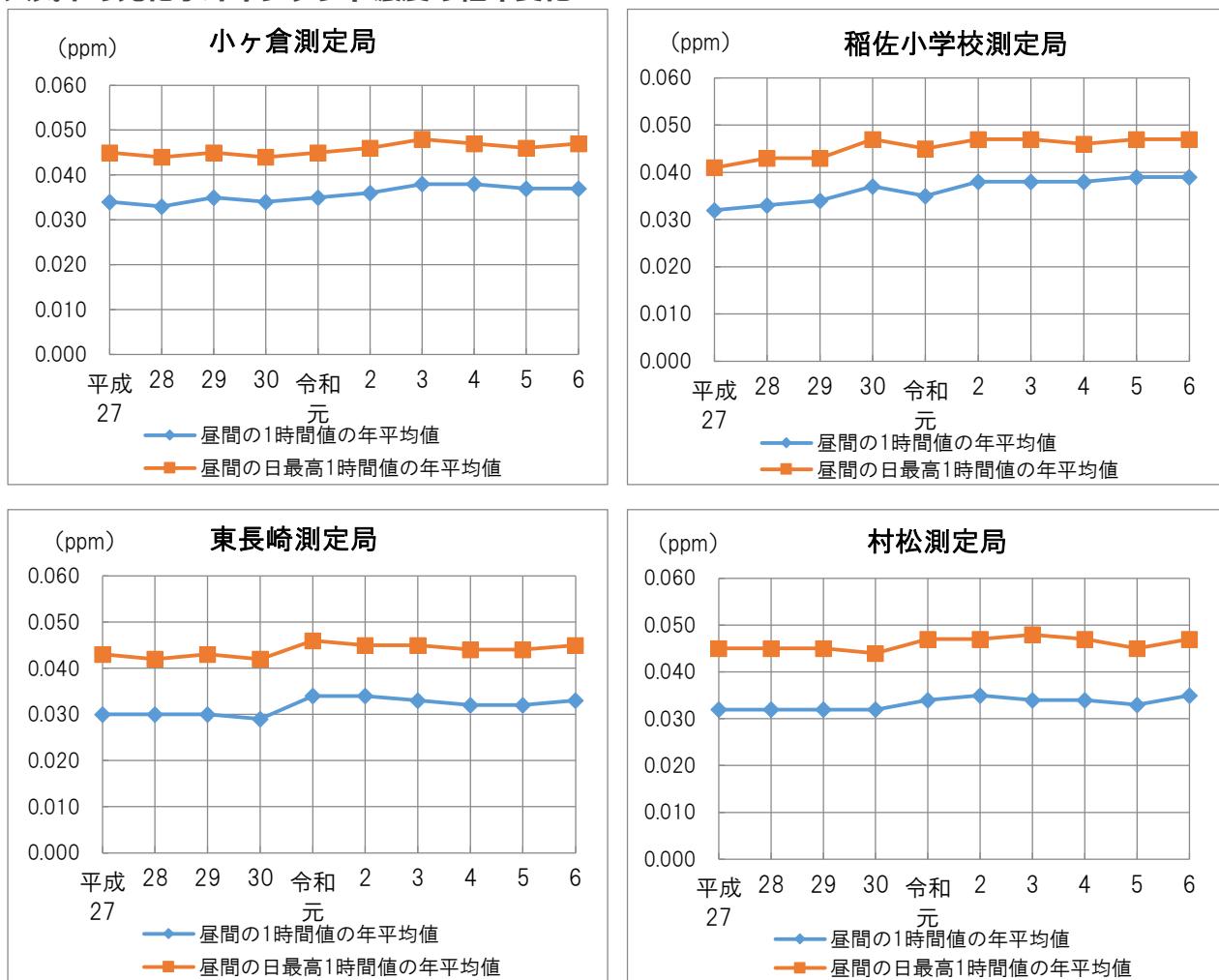


5 大気中の二酸化窒素濃度の経年変化

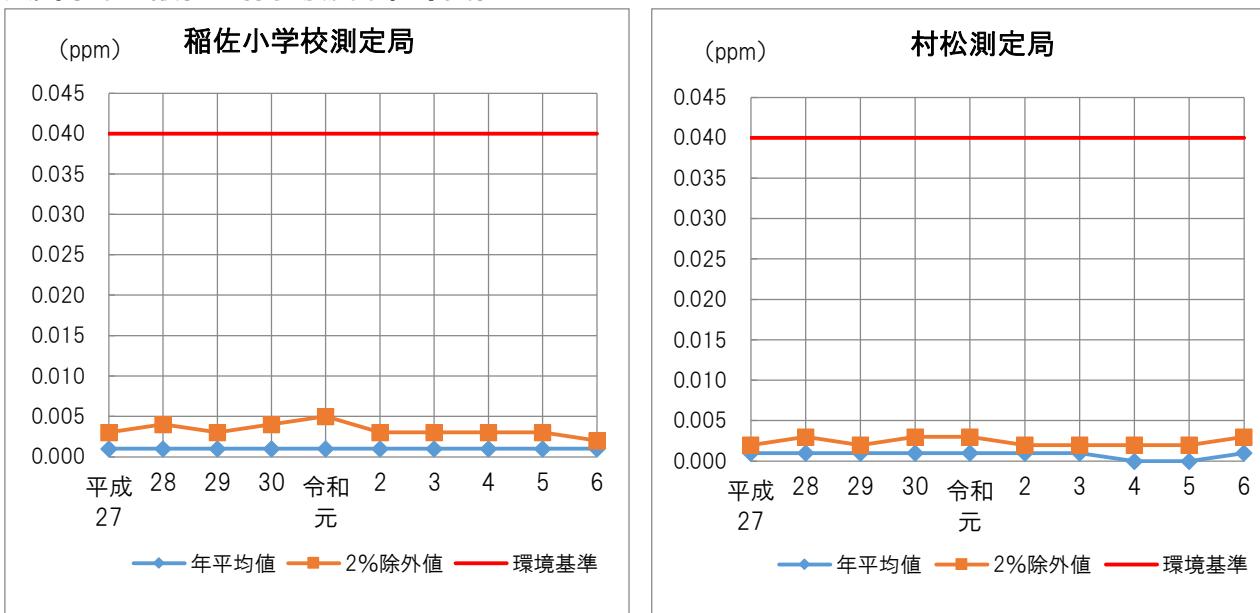


資料7 その他物質に係る経年変化

6 大気中の光化学オキシダント濃度の経年変化



7 大気中の二酸化いおう濃度の経年変化



資料8 悪臭に係る各種基準

1 悪臭物質のにおい及び主な発生源・敷地境界線における規制基準（悪臭防止法）

悪臭物質	におい	主な発生源	規制基準 (ppm)	
			A区域	B区域
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	1	2
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	0.002	0.004
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	0.02	0.06
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	0.01	0.05
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	0.009	0.03
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等	0.005	0.02
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等	0.05	0.1
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場等	0.4	0.8
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等	0.03	0.07
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場、魚腸骨処理場、廃棄物処分場等	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場、魚腸骨処理場、廃棄物処分場等	0.0009	0.002
イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場、魚腸骨処理場、廃棄物処分場等	0.001	0.004
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.02	0.07
ノルマルバニルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.009	0.02
イソバニルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.003	0.006
イソブタノール	刺激的な醸酵したにおい	塗装工程を有する事業所等	0.9	4
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等	3	7
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等	1	3
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等	10	30
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等	1	2

(注) A区域には6段階臭気強度表示の臭気強度2.5に対応する濃度を、B区域には3.0に対応する濃度をそれぞれ基準値としている。

資料8 悪臭に係る各種基準

2 排出基準（長崎県悪臭防止指導要綱）

区域の区分	工場等の敷地の境界線における臭気濃度	工場等の煙突その他の排出口における臭気濃度
第1種区域	20	500
第2種区域	30	1000

- (備考) 1 第1種区域とは、悪臭防止法第3条の規定に基づいて市長が定めた規制地域のうち「A区域」をいう。
- 2 第2種区域とは、第1種区域以外の区域をいう。
- 3 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気で臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率をいう。
- 4 臭気濃度の測定は、別に定める3点比較式臭袋法により行うものとする。
- 5 煙突その他の排出口における排出基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用しないものとする。

資料9 水質汚濁に係る環境基準

1 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く）

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU /100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU /100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU /100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	

利水状況が水産利用のみの場合は、当分の間、大腸菌数の基準は適用しない。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

水域類型	浦上川(1) (川平取水堰より上流) : A
	浦上川(2) (大井手川浦上貯水池えん堤より上流) : A
	浦上川(3) (浦上川(1)、浦上川(2)を除く水域) : C
	中島川(1) (本河内低部隈字水池えん堤より上流) : A
	中島川(2) (西山高部隈字水池えん堤より上流) : A
	中島川(3) (中島川(1)、中島川(2)を除く水域) : A
鹿尾川	(全域) : A
西海川	(全域) : A
神浦川	(全域) : A
八郎川	(全域) : A
手崎川	(全域) : A

(2) 海域

項目 類型	基 準 値							
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	類型	全窒素 (N)	全磷 (P)
A	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU /100mL 以下	検出されないこと	II	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
B	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上		検出されないこと	III	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
水域類型	長崎湾(1) (長崎市神崎鼻立標と同女神立標を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域) 長崎湾(2) (長崎市四郎ヶ島西端と香焼町長刀崎を結ぶ線及び陸岸に 囲まれた海域のうち長崎湾(1)を除く海域) 長崎湾(1)、長崎湾(2)以外の長崎市沿岸海域 長崎湾(2)及び網場湾は、大腸菌数の基準は適用しない。							: B III : A II : A

資料9 水質汚濁に係る環境基準

2 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふつ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

(備考) 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

3 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）

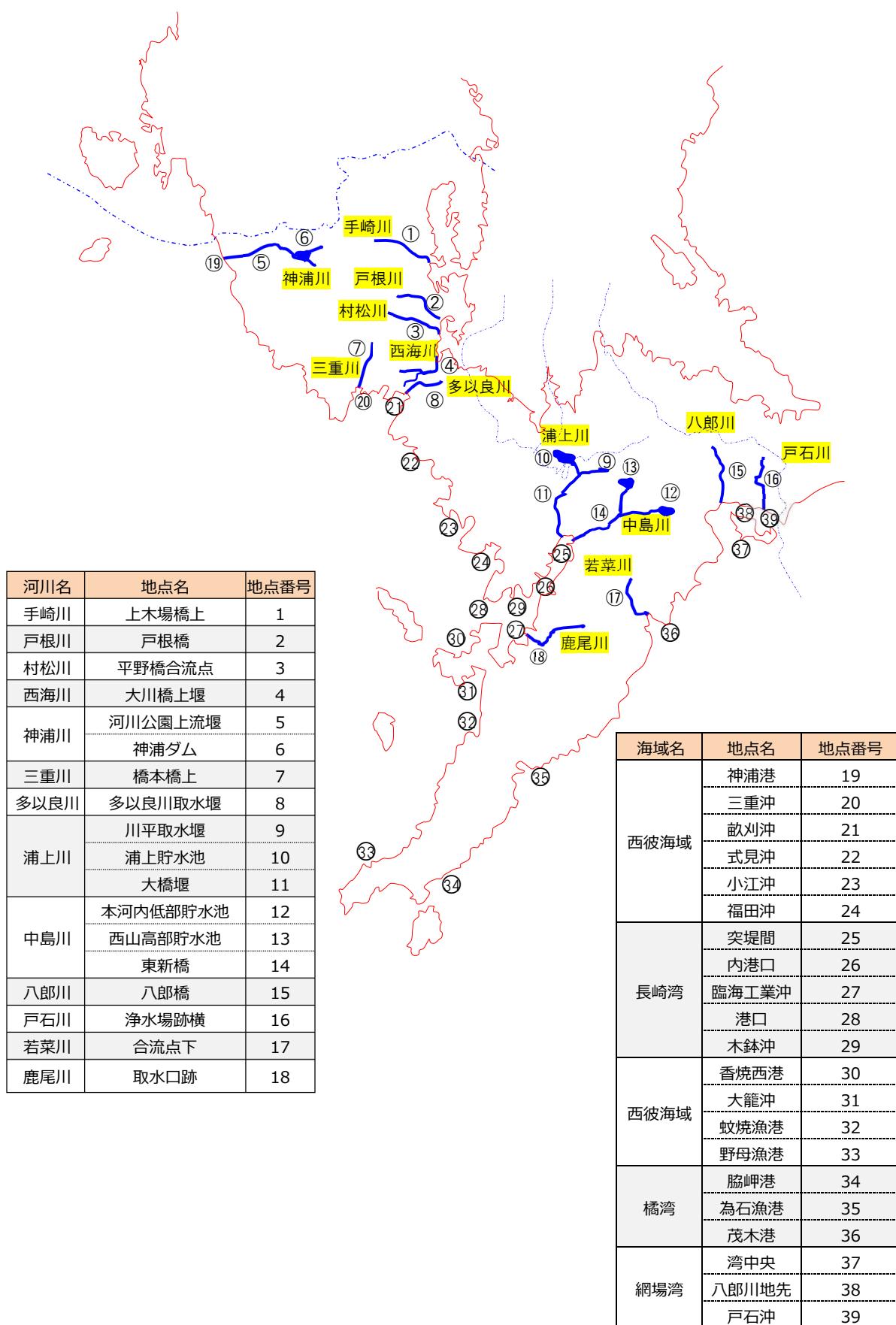
公共用水域

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	-
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	トレエン	0.6mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシリ	0.06mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	ニッケル	-
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
		PFOS 及び PFOA	0.00005mg/L以下

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふつ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

資料 10 水質調査地点



資料 11 河川水質測定結果（令和6年度）

河川名	地点名（地点番号）	類型	pH			DO(mg/L)			
			最小値	最大値	m / n	最小値	最大値	m / n	平均値
浦上川	川平取水堰（9）	A	7.8	8.6	3 / 48	7.4	12	1 / 48	9.7
	浦上貯水池（10）	A	7.6	9.0	5 / 12	7.1	13	3 / 12	9.8
	大橋堰（11）	C	7.8	9.3	20 / 48	7.6	14	0 / 48	10
中島川	本河内低部貯水池（12）	A	7.4	8.9	4 / 12	8.0	12	0 / 12	10
	西山高部貯水池（13）	A	7.3	8.0	0 / 12	7.3	14	1 / 12	10
	東新橋（14）	A	7.7	9.2	11 / 48	7.2	13	1 / 48	10
鹿尾川	取水口跡（18）	A	7.3	7.9	0 / 48	6.1	11	9 / 48	8.8
西海川	大川橋上堰（4）	A	7.5	8.8	2 / 48	6.7	14	4 / 48	10
手崎川	上木場橋上（1）	A	7.1	7.4	0 / 12	8.1	12	0 / 12	9.8
八郎川	八郎橋（15）	A	7.6	9.6	17 / 48	5.8	14	5 / 48	10
神浦川	河川公園上流堰（5）	A	7.2	8.0	0 / 48	6.7	13	3 / 48	9.5
	神浦ダム（6）	A	7.3	7.4	0 / 4	8.6	11	0 / 4	9.7
若菜川	合流点下（17）		7.6	8.6	— 48	6.9	12	— 48	9.5
戸石川	浄水場跡横（16）		7.7	9.3	— 48	6.9	14	— 48	9.5
三重川	橋本橋上（7）		7.4	7.9	— 16	6.8	11	— 16	9.1
多以良川	多以良川取水堰（8）		7.5	7.7	— 16	7.7	11	— 16	9.7
戸根川	戸根橋（2）		7.1	7.3	— 4	8.4	11	— 4	9.7
村松川	平野橋合流地点（3）		7.0	7.5	— 4	8.1	11	— 4	9.5

河川名	地点名（地点番号）	類型	BOD(mg/L)							
			最小値	最大値	m / n	m/n (%)	X / Y	X/Y (%)	平均値	75%値
浦上川	川平取水堰（9）	A	<0.5	1.1	0 / 48	0	0 / 12	0	0.6	0.7
	浦上貯水池（10）	A	0.8	2.1	1 / 12	8.3	1 / 12	8.3	1.6	1.9
	大橋堰（11）	C	<0.5	1.9	0 / 48	0	0 / 12	0	0.9	1.1
中島川	本河内低部貯水池（12）	A	0.8	2.7	2 / 12	16.7	2 / 12	16.7	1.5	1.7
	西山高部貯水池（13）	A	0.9	1.8	0 / 12	0	0 / 12	0	1.2	1.4
	東新橋（14）	A	<0.5	1.4	0 / 48	0	0 / 12	0	0.8	1.0
鹿尾川	取水口跡（18）	A	<0.5	0.8	0 / 48	0	0 / 12	0	0.5	0.6
西海川	大川橋上堰（4）	A	<0.5	1.5	0 / 48	0	0 / 12	0	0.7	0.8
手崎川	上木場橋上（1）	A	<0.5	0.6	0 / 12	0	0 / 12	0	0.5	<0.5
八郎川	八郎橋（15）	A	<0.5	1.4	0 / 48	0	0 / 12	0	0.8	0.9
神浦川	河川公園上流堰（5）	A	<0.5	0.8	0 / 48	0	0 / 12	0	0.5	0.5
	神浦ダム（6）	A	<0.5	1.2	0 / 4	0	0 / 4	0	0.9	1.0
若菜川	合流点下（17）		<0.5	1.7	— 48		— 12		0.7	0.7
戸石川	浄水場跡横（16）		<0.5	4.5	— 48		— 12		1.2	1.6
三重川	橋本橋上（7）		<0.5	1.0	— 16		— 4		0.6	0.5
多以良川	多以良川取水堰（8）		<0.5	0.8	— 16		— 4		0.6	0.5
戸根川	戸根橋（2）		<0.5	<0.5	— 4		— 4		<0.5	<0.5
村松川	平野橋合流地点（3）		<0.5	0.5	— 4		— 4		0.5	<0.5

資料11 河川水質測定結果（令和6年度）

河川名	地点名(地点番号)	類型	SS(mg/L)				大腸菌数(CFU/100ml)				
			最小値	最大値	m / n	平均値	最小値	最大値	m / n	平均値	90%値
浦上川	川平取水堰(9)	A	<1	4	0 / 48	2	3	690	4 / 48	95	270
	浦上貯水池(10)	A	6	23	0 / 12	16	1	71	0 / 12	16	30
	大橋堰(11)	C	<1	58	1 / 48	4	16	2300	- 48	170	330
中島川	本河内低部貯水池(12)	A	7	27	1 / 12	16	2	88	0 / 12	22	64
	西山高部貯水池(13)	A	8	33	1 / 12	19	1	34	0 / 12	9	29
	東新橋(14)	A	<1	27	1 / 48	3	59	8600	33 / 48	900	1500
鹿尾川	取水口跡(18)	A	<1	2	0 / 48	1	6	710	4 / 48	100	320
西海川	大川橋上堰(4)	A	<1	26	1 / 48	4	7	920	16 / 48	230	610
手崎川	上木場橋上(1)	A	<1	1	0 / 12	1	2	250	0 / 12	65	100
八郎川	八郎橋(15)	A	<1	6	0 / 48	2	5	710	2 / 48	69	110
神浦川	河川公園上流堰(5)	A	<1	1	0 / 48	1	<1	940	4 / 48	84	98
	神浦ダム(6)	A	<1	1	0 / 4	1	<1	13	0 / 4	5	13
若菜川	合流点下(17)		<1	4	- 48	1	17	960	- 48	170	250
戸石川	浄水場跡横(16)		<1	13	- 48	3	30	1700	- 48	240	480
三重川	橋本橋上(7)		1	5	- 16	3	110	9400	- 16	510	750
多以良川	多以良川取水堰(8)		<1	1	- 16	1	7	190	- 16	72	160
戸根川	戸根橋(2)		<1	1	- 4	1	11	150	- 4	93	150
村松川	平野橋合流地点(3)		<1	1	- 4	1	6	250	- 4	110	250

(備考) m : 環境基準に適合しない検体数 n : 総検体数 X : 環境基準に適合しない日数

Y : 総測定日数 平均値 : 日間平均値の年平均値

資料12 海域水質測定結果（令和6年度）

海域名	地点 (地点番号)	類型	pH			DO(mg/L)			
			最小値	最大値	m / n	最小値	最大値	m / n	平均値
長崎湾	突堤間 (25)	B	8.0	8.3	0 / 48	5.4	9.9	0 / 48	7.8
	内港口 (26)	B	8.0	8.3	0 / 48	6.2	9.4	0 / 48	8.0
	臨海工業沖 (27)	A	8.0	8.3	0 / 48	6.4	10	18 / 48	8.1
	港口 (28)	A	8.1	8.3	0 / 48	6.5	10	16 / 48	8.0
	木鉢沖 (29)	A	8.0	8.3	0 / 48	6.6	9.6	15 / 48	8.0
網場湾	湾中央 (37)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.9	8.8	8 / 16	7.8
	八郎川地先 (38)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.6	8.7	8 / 16	7.7
	戸石沖 (39)	A	8.0	8.2	0 / 16	6.9	8.6	8 / 16	7.7
西彼海域	神浦港 (19)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.0	9.1	8 / 16	7.5
	香焼西港 (30)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.4	8.6	8 / 16	7.5
	蚊焼漁港 (32)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.2	8.9	7 / 16	7.5
	野母漁港 (33)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.6	8.8	8 / 16	7.6
	大籠沖 (31)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.3	8.8	8 / 16	7.7
	三重沖 (20)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.8	9.3	5 / 16	7.9
	歛刈沖 (21)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.9	9.2	6 / 16	7.9
	小江沖 (23)	A	7.9	8.3	0 / 16	6.1	8.6	8 / 16	7.6
	福田沖 (24)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.5	8.8	8 / 16	7.6
	式見沖 (22)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.1	8.7	7 / 16	7.6
橋湾	脇岬港 (34)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.6	8.7	6 / 16	7.7
	為石漁港 (35)	A	8.1	8.3	0 / 16	6.6	8.8	6 / 16	7.7
	茂木港 (36)	A	8.0	8.3	0 / 16	6.9	9.2	6 / 16	8.0

海域名	地点名 (地点番号)	類型	COD(mg/L)							
			最小値	最大値	m / n	m/n (%)	X / Y	X/Y (%)	平均値	75%値
長崎湾	突堤間 (25)	B	1.0	3.9	2 / 48	4.2	0 / 12	0	2.0	2.2
	内港口 (26)	B	0.9	2.5	0 / 48	0	0 / 12	0	1.6	1.9
	臨海工業沖 (27)	A	0.8	2.3	4 / 48	8.3	1 / 12	8.3	1.5	1.8
	港口 (28)	A	0.6	2.0	0 / 48	0	0 / 12	0	1.4	1.7
	木鉢沖 (29)	A	0.8	2.4	3 / 48	6.3	1 / 12	8.3	1.5	1.7
網場湾	湾中央 (37)	A	0.7	1.8	0 / 16	0	0 / 4	0	1.3	1.5
	八郎川地先 (38)	A	0.7	2.0	0 / 16	0	0 / 4	0	1.3	1.6
	戸石沖 (39)	A	0.8	1.8	0 / 16	0	0 / 4	0	1.3	1.6
西彼海域	神浦港 (19)	A	0.9	1.3	0 / 16	0	0 / 4	0	1.2	1.2
	香焼西港 (30)	A	0.8	1.7	0 / 16	0	0 / 4	0	1.2	1.3
	蚊焼漁港 (32)	A	0.9	1.7	0 / 16	0	0 / 4	0	1.3	1.5
	野母漁港 (33)	A	1.1	2.3	1 / 16	6.3	0 / 4	0	1.5	1.5
	大籠沖 (31)	A	1.0	1.9	0 / 16	0	0 / 4	0	1.3	1.3
	三重沖 (20)	A	0.8	2.6	1 / 16	6.3	1 / 4	25	1.5	1.4
	歛刈沖 (21)	A	0.8	2.4	2 / 16	12.5	1 / 4	25	1.4	1.3
	小江沖 (23)	A	0.8	1.6	0 / 16	0	0 / 4	0	1.2	1.2
	福田沖 (24)	A	0.8	1.7	0 / 16	0	0 / 4	0	1.2	1.2
	式見沖 (22)	A	0.8	1.5	0 / 16	0	0 / 4	0	1.2	1.3
橋湾	脇岬港 (34)	A	1.0	1.8	0 / 16	0	0 / 4	0	1.4	1.4
	為石漁港 (35)	A	0.8	1.6	0 / 16	0	0 / 4	0	1.2	1.4
	茂木港 (36)	A	1.0	1.9	0 / 16	0	0 / 4	0	1.4	1.3

資料12 海域水質測定結果（令和6年度）

海域名	地点名 (地点番号)	類型	大腸菌数(CFU/100ml)					全窒素(mg/L)			全磷(mg/L)		
			最小値	最大値	m / n	平均値	90%値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
長崎湾	突堤間(25)	B	< 1	92	/ 48	7.1	15	0.14	0.42	0.21	0.016	0.039	0.024
	内港口(26)	B	< 1	25	/ 48	1.7	2.5	0.12	0.29	0.16	0.011	0.020	0.015
	臨海工業沖(27)	A	< 1	18	0 / 48	1.4	2.7	0.10	0.27	0.14	0.010	0.024	0.014
	港口(28)	A	< 1	10	0 / 48	1.2	1.4	0.10	0.16	0.13	0.010	0.017	0.013
	木鉢沖(29)	A	< 1	20	0 / 48	1.5	2.2	0.10	0.20	0.14	0.010	0.018	0.014
網場湾	湾中央(37)	A	< 1	7	0 / 16	1.9	4.5						
	八郎川地先(38)	A	< 1	20	0 / 16	2.5	4.1						
	戸石沖(39)	A	< 1	22	0 / 16	4.9	14						
西彼海域	神浦港(19)	A	< 1	21	0 / 16	1.8	4.0						
	香焼西港(30)	A	< 1	2	0 / 16	1.1	1.2						
	蚊焼漁港(32)	A	< 1	10	0 / 16	1.9	3.3						
	野母漁港(33)	A	< 1	96	0 / 16	2.3	5.9						
	大籠沖(31)	A	< 1	5	0 / 16	1.1	1.5						
	三重沖(20)	A	< 1	15	0 / 16	1.7	3.7						
	畝刈沖(21)	A	< 1	11	0 / 16	2.4	6.5						
	小江沖(23)	A	< 1	10	0 / 16	1.5	2.7						
	福田沖(24)	A	< 1	1	0 / 16	1.0	1.0						
	式見沖(22)	A	< 1	2	0 / 16	1.1	1.2						
橘湾	脇岬港(34)	A	< 1	2	0 / 16	1.1	1.2						
	為石漁港(35)	A	< 1	5	0 / 16	1.2	1.5						
	茂木港(36)	A	< 1	5	0 / 16	1.6	2.3						

(備考) m : 環境基準に適合しない検体数 n : 総検体数 X : 環境基準に適合しない日数 Y : 総測定日数

平均値 : 日間平均値の年平均値

資料13 BOD(75%値)、COD(75%値)の経年変化

1 BOD(75%値)の経年変化

(網かけした箇所は環境基準値を超過していることを示す)

(単位: mg/L)

河川名	地 点 名	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6
浦上川	川平取水堰	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7
	浦上貯水池	1.4	1.9	2.5	1.9	1.9	2.1	1.7	1.8	1.7	1.9
	大橋堰	1.0	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.0	1.3	1.1
中島川	本河内低部貯水池	1.7	1.5	1.7	2.1	1.4	1.9	1.6	1.9	1.7	1.7
	西山高部貯水池	1.2	1.5	1.1	1.8	1.6	1.5	1.3	1.5	1.5	1.4
	東新橋	0.8	1.0	1.1	1.1	0.9	1.0	1.2	1.2	1.3	1.0
鹿尾川	取水口跡	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6
八郎川	八郎橋	0.6	0.7	0.8	0.8	1.0	0.9	0.8	0.8	1.0	0.9
西海川	大川橋上堰	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8
手崎川	上木場橋上	0.6	0.5	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5	<0.5	0.7	<0.5
神浦川	河川公園上流堰	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

2 COD(75%値)の経年変化

(単位: mg/L)

海域名	地 点 名	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6
長崎湾	突堤間	1.8	1.9	1.7	2.1	1.9	2.2	2.0	2.1	1.6	2.2
	内港口	1.7	1.7	1.7	1.8	1.6	1.7	2.0	1.7	1.7	1.9
	臨海工業沖	1.4	1.7	1.7	1.7	1.4	1.6	1.3	1.6	1.8	1.8
	港口	1.4	1.6	1.7	1.6	1.4	1.5	1.6	1.5	1.6	1.7
網場湾	湾中央	1.5	1.2	1.6	1.3	1.3	1.4	1.7	1.3	1.6	1.5
	八郎川地先	1.4	1.4	1.8	1.4	1.3	1.7	1.9	1.4	1.4	1.6
西彼海域	神浦港	1.2	1.0	1.5	1.3	1.0	1.1	1.5	1.1	1.3	1.2
	香焼西港	1.2	1.3	1.5	1.5	1.4	1.2	1.3	1.1	1.5	1.3
	蚊焼漁港	1.0	1.2	1.5	1.3	1.0	1.2	1.2	1.3	1.5	1.5
	野母漁港	1.5	1.3	1.5	1.5	1.5	1.4	1.8	1.3	1.7	1.5
	大籠沖	0.8	1.2	1.5	1.3	1.1	1.2	1.3	1.2	1.6	1.3
橘湾	脇岬港	1.2	1.2	1.3	1.3	1.1	1.2	1.3	1.1	1.3	1.4
	為石漁港	1.1	1.2	1.3	1.4	1.2	1.1	1.5	1.1	1.2	1.4
	茂木港	1.1	1.3	1.6	1.4	1.1	1.2	1.9	1.5	1.7	1.3

資料14 その他の項目の測定結果（令和6年度）

(単位：mg/L)

河川名	地点名	塩化物イオン（※1）		
		最小値	最大値	平均値
浦上川	川平取水堰	11	33	18
	浦上貯水池	7.3	16	10
	大橋堰	11	25	16
中島川	本河内低部貯水池	7.3	14	9.5
	西山高部貯水池	7.1	8.4	7.7
	東新橋	10	14	12
鹿尾川	取水口跡	8.2	10	9.2
八郎川	八郎橋	9.8	18	12
西海川	大川橋上堰	13	25	18
手崎川	上木場橋上	7.4	11	9
神浦川	河川公園上流堰	9.0	11	10
	神浦ダム	7.9	9.2	8.4
若菜川	合流点下	9.8	12	10
戸石川	浄水場跡横	28	34	31
三重川	橋本橋上	140	220	190
多以良川	多以良川取水堰	10	12	11
戸根川	戸根橋	6.9	8.0	7.3
村松川	平野橋合流地点	8.2	10	9.3

(単位：mg/L)

河川名	地点名	MBAS（※2）		
		最小値	最大値	平均値
浦上川	川平取水堰	<0.05	<0.05	<0.05
	浦上貯水池	<0.05	<0.05	<0.05
	大橋堰	<0.05	<0.05	<0.05
中島川	本河内低部貯水池	<0.05	<0.05	<0.05
	西山高部貯水池	<0.05	<0.05	<0.05
	東新橋	<0.05	<0.05	<0.05
鹿尾川	取水口跡	<0.05	<0.05	<0.05
八郎川	八郎橋	<0.05	<0.05	<0.05
西海川	大川橋上堰	<0.05	<0.05	<0.05
手崎川	上木場橋上	<0.05	<0.05	<0.05
神浦川	河川公園上流堰	<0.05	<0.05	<0.05
	神浦ダム	<0.05	<0.05	<0.05
若菜川	合流点下	<0.05	<0.05	<0.05
戸石川	浄水場跡横	<0.05	<0.05	<0.05
三重川	橋本橋上	<0.05	<0.05	<0.05
多以良川	多以良川取水堰	<0.05	<0.05	<0.05
戸根川	戸根橋	<0.05	<0.05	<0.05
村松川	平野橋合流地点	<0.05	<0.05	<0.05

資料14 その他の項目の測定結果（令和6年度）

(単位：mg/L)

	地点名	塩化物イオン（※1）		
		最小値	最大値	平均値
長崎湾	突堤間	18000	19000	19000
	内港口	18000	19000	19000
	臨海工業沖	18000	19000	19000
	港口	18000	19000	19000
	木鉢沖	18000	19000	19000
網場湾	湾中央	18000	19000	19000
	八郎川地先	18000	19000	19000
	戸石沖	19000	19000	19000
西彼海域	神浦港	19000	19000	19000
	香焼西港	19000	19000	19000
	蚊焼漁港	18000	19000	19000
	野母漁港	18000	19000	19000
	大籠沖	18000	19000	19000
	三重沖	18000	19000	19000
	歎刈沖	18000	19000	19000
	小江沖	18000	19000	19000
	福田沖	18000	19000	19000
橋湾	式見沖	18000	19000	19000
	脇岬港	18000	19000	19000
	為石漁港	19000	19000	19000
	茂木港	18000	19000	19000

(※1) 塩化物イオンは、水質汚濁状況の変化を把握するための指標。

(※2) MBAS（陰イオン界面活性剤）は、合成洗剤等の河川への混入状況を把握するための指標。

<公共用水域及び地下水の水質測定結果>

長崎市が実施した公共用水域及び地下水の水質測定結果は、長崎県のホームページに公表されています。

下記 URL または QR コードから水質データをご確認いただけます。

【URL】

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyochozen-ondankataisaku/kankyokanshi/mizu-kankyokanshi/595331.html>

【QR コード】



資料15 道路交通振動の測定結果（令和6年度）

一連番号	測定地点名称	測定地点住所	測定年月日	測定対象道路			
				路線名	車線数	センサス番号	
						市町村コード	区間番号
1	消防団第29分団2	長崎市古賀町891-6	2024/6/4	国道34号	2	201	10120
2	中央消防署飽の浦出張所	長崎市飽の浦町10-2	2024/6/11	国道202号	4	201	10880
3	長崎駅前自動車公害測定期局	長崎市大黒町3-1	2024/6/18	国道202号	6	201	10920
4	平和公園（中心地地区）	長崎市松山町5	2024/7/2	国道206号	5	201	11410
5	北消防署	長崎市大橋町16-1	2024/7/25	国道206号	4	201	11420
6	北総合事務所琴海地域センター	長崎市琴海村松町703-14	2024/8/20	国道206号	2	201	11490
7	中央消防署松が枝出張所	長崎市松が枝町4-31	2024/9/2	国道499号	6	201	13310
8	長崎市営草住住宅集会所	長崎市草住町207	2024/9/9	国道499号	4	201	13340
9	長崎市立南陽小学校	長崎市竿浦町1062	2024/10/2	国道499号	2	201	13350
10	平床公園	長崎市若草町5-25	2024/11/11	県道長崎式見港線	2	201	60140
11	消防団第7分団	長崎市西山2丁目6-5	2024/10/23	県道昭和町馬町線	4	201	61660
12	魚の町公園	長崎市魚の町5-1	2024/11/5	市道出来大工町江戸町線	4	-	100001

備考：25dB未満の測定結果については参考値である。

資料15 道路交通振動の測定結果（令和6年度）

都市計画 用途地域	要請 限度 区域	測定結果 (dB)		要請限度 (dB)		要請限度 達成状況		交通量 (台／10分)		走行速度 (km/h)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	測定側	反対側	測定側	反対側
準住居	1	45	-	65	60	○	-	128	114	55.1	46.7
工業	2	31	-	70	65	○	-	118	95	56.3	58.0
商業	2	55	-	70	65	○	-	296	307	56.0	59.5
近隣商業	2	41	-	70	65	○	-	287	263	58.4	51.1
商業	2	36	-	70	65	○	-	230	194	51.9	47.9
-	-	45	-	-	-	-	-	108	103	50.9	48.0
商業	2	34	-	70	65	○	-	153	206	60.3	59.6
準住居	1	30	-	65	60	○	-	172	191	68.4	67.9
第1種住居	1	15	-	65	60	○	-	107	132	66.4	65.3
第1種住居	1	14	-	65	60	○	-	52	49	40.9	43.3
準住居	1	36		65	60	○	-	104	120	62.9	64.1
商業	2	35		70	65	○	-	104	105	52.8	48.4

資料 16 自動車交通騒音の測定結果（令和 6 年度）

一連番号	測定地点名称	測定地点住所	測定開始年月日	測定終了年月日	測定対象道路			
					路線名	車線数	センサス番号	
							市町村コード	区間番号
1	消防団第 29 分団 2	長崎市古賀町 891-6	2024/6/3	2024/6/6	国道 34 号	2	201	10120
2	中央消防署飽の浦出張所	長崎市飽の浦町 10-2	2024/6/10	2024/6/13	国道 202 号	4	201	10880
3	長崎駅前自動車公害測定局	長崎市大黒町 3-1	2024/6/17	2024/6/20	国道 202 号	6	201	10920
4	平和公園（中心地地区）	長崎市松山町 5	2024/7/1	2024/7/4	国道 206 号	5	201	11410
5	北消防署	長崎市大橋町 16-1	2024/7/8	2024/7/11	国道 206 号	4	201	11420
6	北総合事務所琴海地域センター	長崎市琴海村松町 703-14	2024/8/19	2024/8/22	国道 206 号	2	201	11490
7	中央消防署松が枝出張所	長崎市松が枝町 4-31	2024/9/2	2024/9/5	国道 499 号	6	201	13310
8	長崎市営草住住宅集会所	長崎市草住町 207	2024/9/9	2024/9/12	国道 499 号	4	201	13340
9	長崎市立南陽小学校	長崎市竿浦町 1062	2024/9/30	2024/10/3	国道 499 号	2	201	13350
10	平床公園	長崎市若草町 5-25	2024/11/11	2024/11/14	県道長崎式見港線	2	201	60140
11	消防団第 7 分団	長崎市西山 2 丁目 6-5	2024/10/21	2024/10/24	県道昭和町馬町線	4	201	61660
12	魚の町公園	長崎市魚の町 5-1	2024/11/5	2024/11/8	市道出来大工町江戸町線	4	-	100001

資料16 自動車交通騒音の測定結果（令和6年度）

都市 計画 用途 地域	環境 基準 類型	測定結果 dB (A)		要請限度 dB (A)		環境基準 dB (A)		住居等 戸数	要請 限度 達成 状況	環境 基準 達成 状況	環境基準 達成率%		交通量 (台/10分)		走行速度 (km/h)		
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間				昼	夜	昼	夜	測定側	反対側	
準住居	B	70	66	75	70	70	65	761	○ ○ ○	×	99.0	93.3	128	114	55.1	46.7	
工業	C	70	63	75	70	70	65	676	○ ○ ○ ○	○	100.0	100.0	118	95	56.3	58.0	
商業	C	70	66	75	70	70	65	781	○ ○ ○	×	97.6	93.0	296	307	56.0	59.5	
近隣商業	C	72	67	75	70	70	65	1854	○ ○	× ×	81.1	81.6	287	263	58.4	51.1	
商業	C	71	66	75	70	70	65	2386	○ ○	× ×	93.4	93.4	230	194	51.9	47.9	
-	B	60	57	75	70	70	65	414	○ ○ ○ ○	○	100.0	100.0	108	103	50.9	48.0	
商業	C	71	64	75	70	70	65	640	○ ○	×	○	90.0	100.0	153	206	60.3	59.6
準住居	B	69	62	75	70	70	65	462	○ ○ ○ ○	○	97.8	100.0	172	305	68.4	67.9	
第1種住居	B	64	56	75	70	70	65	475	○ ○ ○ ○	○	100.0	100.0	107	132	66.4	65.3	
第1種住居	B	63	54	75	70	70	65	764	○ ○ ○ ○	○	100.0	100.0	52	49	40.9	43.3	
準住居	B	71	63	75	70	70	65	725	○ ○	×	○	98.3	100.0	104	120	62.9	64.1
商業	C	64	58	75	70	70	65	387	○ ○ ○ ○	○	100.0	100.0	104	105	52.8	48.4	

資料17 環境騒音（一般地域）測定結果（令和6年度）

一連番号	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル (LAeq)		環境基準 (LAeq)		環境基準適合状況	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	鳴見台北公園	2024/4/15～2024/4/16	第一種低層住居専用地域	A	48	35	55	45	○	○
2	小江原台東公園	2024/4/11～2024/4/12	第一種低層住居専用地域	A	45	30	55	45	○	○
3	老人福祉センター しらゆり荘	2024/4/4～2024/4/5	第一種低層住居専用地域	A	42	33	55	45	○	○
4	矢上団地第一公園	2024/5/20～2024/5/21	第一種低層住居専用地域	A	44	35	55	45	○	○
5	シーボルト記念館	2024/5/9～2024/5/10	第一種中高層住居専用地域	A	42	34	55	45	○	○
6	山ノ木公園	2024/4/15～2024/4/16	第一種中高層住居専用地域	A	50	38	55	45	○	○
7	老人憩の家つづじ荘	2024/4/11～2024/4/12	第一種中高層住居専用地域	A	50	45	55	45	○	○
8	下川平公園	2024/5/16～2024/5/17	第一種中高層住居専用地域	A	46	39	55	45	○	○
9	老人福祉センター あじさい荘	2024/5/16～2024/5/17	第一種中高層住居専用地域	A	52	44	55	45	○	○
10	大浜東公園	2024/5/13～2024/5/14	第一種中高層住居専用地域	A	46	36	55	45	○	○
11	立山公園	2024/5/16～2024/5/17	第一種中高層住居専用地域	A	42	31	55	45	○	○
12	祝捷山公園	2024/5/9～2024/5/10	第一種中高層住居専用地域	A	48	36	55	45	○	○
13	晴海台地区公民館	2024/4/18～2024/4/19	—	A	53	39	55	45	○	○
14	香焼地域センター	2024/4/4～2024/4/5	第一種住居地域	B	44	30	55	45	○	○
15	淵地区ふれあい センター	2024/4/11～2024/4/12	第一種住居地域	B	49	39	55	45	○	○
16	式見地域センター	2024/5/13～2024/5/14	第一種住居地域	B	40	32	55	45	○	○
17	出津地区ふれあいセン ター	2024/5/13～2024/5/14	—	B	42	37	55	45	○	○
18	西山2丁目公園	2024/4/22～2024/4/23	第一種住居地域	B	55	45	55	45	○	○
19	戸町地区ふれあい センター	2024/4/18～2024/4/19	第一種住居地域	B	56	42	55	45	×	○
20	恐竜パーク体育館	2024/4/18～2024/4/19	—	B	48	34	55	45	○	○
21	仁田佐古地区ふれあい センター	2024/5/9～2024/5/10	第一種住居地域	B	46	34	55	45	○	○
22	あけぼの公園	2024/4/22～2024/4/23	第一種住居地域	B	38	29	55	45	○	○
23	深堀地域センター	2024/4/4～2024/4/5	第一種住居地域	B	48	41	55	45	○	○
24	白岩公園	2024/5/9～2024/5/10	第一種住居地域	B	40	45	55	45	○	○
25	日見地域センター	2024/4/22～2024/4/23	第一種住居地域	B	49	44	55	45	○	○
26	老人憩の家東望荘	2024/5/20～2024/5/21	第一種住居地域	B	47	38	55	45	○	○
27	戸石地区公民館	2024/5/20～2024/5/21	第一種住居地域	B	45	36	55	45	○	○
28	長崎市営陸上競技場	2024/4/15～2024/4/16	準住居地域	B	56	47	55	45	×	×

資料17 環境騒音（一般地域）測定結果（令和6年度）

一連番号	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル (L _{Aeq})		環境基準適合状況		測定地点測定期間	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
29	緑ヶ丘地区ふれあいセンター	2024/4/11～2024/4/12	近隣商業地域	C	52	44	60	50	○	○
30	老人憩の家ひまわり荘	2024/4/8～2024/4/9	近隣商業地域	C	55	54	60	50	○	×
31	水の浦公園	2024/4/8～2024/4/9	近隣商業地域	C	50	48	60	50	○	○
32	老人福祉センターすみれ荘	2024/4/15～2024/4/16	商業地域	C	57	49	60	50	○	○
33	中町公園	2024/5/13～2024/5/14	商業地域	C	56	48	60	50	○	○
34	浦上駅前ふれあいセンター	2024/5/16～2024/5/17	商業地域	C	58	54	60	50	○	×
35	趨屋町公園	2024/4/8～2024/4/9	商業地域	C	49	50	60	50	○	○
36	樺島町公園	2024/4/18～2024/4/19	商業地域	C	55	44	60	50	○	○
37	中央公園	2024/4/8～2024/4/9	商業地域	C	54	51	60	50	○	×
38	東望公園	2024/5/20～2024/5/21	準工業地域	C	57	45	60	50	○	○
39	長崎県社会保険診療報酬支払基金	2024/4/22～2024/4/23	工業地域	C	52	47	60	50	○	○
40	小ヶ倉地域センター	2024/4/4～2024/4/5	工業地域	C	53	48	60	50	○	○

※類例：Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域

Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域

Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

資料18 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（令和6年度）

物質名（単位）	測定地点名	地域分類	検体数	平均値	最小値	最大値	全 国（令和4年度）		
							平均値	最小値	最大値
ダイオキシン類 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	4	0.0075	0.0066	0.0087	0.014	0.0024	0.31
	中央橋	沿道	4	0.0091	0.0079	0.011	0.014	0.0044	0.049
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	0.56	0.16	0.82	0.62	0.18	2.1
	中央橋	沿道	6	0.70	0.38	1.1	0.78	0.29	1.6
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	0.022	<0.006	0.090	0.29	0.0022	5.1
	中央橋	沿道	6	0.030	<0.007	0.14	0.31	0.0045	1.9
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	0.025	<0.010	(0.035)	0.076	0.0030	0.73
	中央橋	沿道	6	0.028	<0.010	0.046	0.11	0.0050	1.8
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	0.86	0.27	1.2	1.3	0.24	9.6
	中央橋	沿道	6	1.1	0.38	2.3	1.6	0.38	7.6
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	0.0060	<0.0004	0.034	0.041	0.0015	0.34
	中央橋	沿道	6	0.0059	<0.0005	0.033	0.056	0.0031	0.68
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	0.027	<0.007	0.079	0.027	0.00090	0.41
	中央橋	沿道	6	0.022	(0.005)	0.068	0.017	0.00090	0.17
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	0.18	0.11	0.25	0.19	0.058	1.7
	中央橋	沿道	6	0.18	0.12	0.22	0.16	0.081	0.37
1, 2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	0.18	0.035	0.27	0.11	0.033	0.30
	中央橋	沿道	6	0.19	0.037	0.30	0.12	0.044	0.34
1, 3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	0.034	(0.013)	0.071	0.062	0.0023	1.7
	中央橋	沿道	6	0.070	0.033	0.15	0.081	0.0070	0.31
酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	12	0.035	0.013	0.057	0.061	0.012	0.31
	中央橋	沿道	12	0.040	0.021	0.066	0.068	0.025	0.18
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	2.0	1.1	2.8	1.9	0.55	8.6
	中央橋	沿道	6	1.7	1.1	2.2	2.2	0.86	6.9

資料18 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（令和6年度）

物質名（単位）	測定地点名	地域分類	検体数	平均値	最小値	最大値	全 国（令和4年度）		
							平均値	最小値	最大値
ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	2.3	1.3	3.6	2.4	0.69	11
	中央橋	沿道	6	2.2	1.7	3.1	2.6	0.81	5.6
ベンゾ [a] ピレン (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	0.056	0.00079	0.14	0.15	0.0092	1.9
	中央橋	沿道	6	0.061	(0.0026)	0.11	0.15	0.026	1.7
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	1.5	1.2	1.8	1.6	0.50	4.0
	中央橋	沿道	6	1.5	1.3	1.8	1.7	1.1	3.1
ニッケル化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	1.8	0.90	2.5	2.1	0.11	15
	中央橋	沿道	6	2.7	2.1	3.4	2.3	1.0	10
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	0.80	0.35	2.4	0.91	0.050	3.2
	中央橋	沿道	6	0.85	0.33	2.0	0.97	0.39	1.9
ベリリウム及びその化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	0.0084	<0.0016	0.029	0.016	0.0010	0.084
	中央橋	沿道	6	0.010	0.0044	0.025	0.018	0.0040	0.060
マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	16	1.1	32	16	0.015	120
	中央橋	沿道	6	20	13	37	20	0.018	97
クロム及びその化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	1.9	1.1	3.0	3.7	0.079	29
	中央橋	沿道	6	5.2	1.7	8.7	4.9	1.7	23
トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	2.5	0.98	3.5	4.6	0.061	28
	中央橋	沿道	6	2.9	1.6	6.2	6.2	1.3	37
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	1.4	1.1	1.8	1.4	0.31	3.0
	中央橋	沿道	6	1.4	1.1	1.7	1.3	0.31	2.7

注1) <を含む数値については、平均値の算出結果が検出下限値未満の値であったことを示す。

注2) 括弧書きの数値については、平均値の算出結果が検出下限値以上定量下限値未満の値であったことを示す。

資料 19 有害大気汚染物質の経年変化

物質名（単位）	測定地点名	地域分類	R2 平均値	R3 平均値	R4 平均値	R5 平均値	R6 平均値
ダイオキシン類 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$) 環境基準値：0.6 以下	小ヶ倉	一般環境	0.010	0.010	0.013	0.0076	0.0075
	中央橋	沿道	0.0088	0.0088	0.010	0.0088	0.0091
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 環境基準値：3 以下	小ヶ倉	一般環境	0.77	0.57	0.90	0.47	0.56
	中央橋	沿道	0.86	0.77	0.71	0.55	0.70
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 環境基準値：130 以下	小ヶ倉	一般環境	0.0042	0.018	0.006	0.017	0.022
	中央橋	沿道	0.0042	0.026	0.007	0.019	0.030
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 環境基準値：200 以下	小ヶ倉	一般環境	0.0038	0.080	0.006	0.027	0.025
	中央橋	沿道	0.0040	0.033	0.006	0.021	0.028
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 環境基準値：150 以下	小ヶ倉	一般環境	1.4	1.0	0.69	0.92	0.86
	中央橋	沿道	1.7	1.1	0.71	0.88	1.1
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 指針値：2	小ヶ倉	一般環境	0.0016	0.017	0.0040	0.017	0.0060
	中央橋	沿道	0.0016	0.018	0.0040	0.015	0.0059
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 指針値：10	小ヶ倉	一般環境	0.0063	0.017	0.003	0.017	0.027
	中央橋	沿道	0.0058	0.019	0.004	0.017	0.022
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 指針値：18	小ヶ倉	一般環境	0.14	0.16	0.27	0.17	0.18
	中央橋	沿道	0.13	0.16	0.18	0.17	0.18
1, 2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 指針値：1.6	小ヶ倉	一般環境	0.15	0.11	0.12	0.26	0.18
	中央橋	沿道	0.16	0.16	0.11	0.25	0.19
1, 3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 指針値：2.5	小ヶ倉	一般環境	0.018	0.060	0.006	0.069	0.034
	中央橋	沿道	0.067	0.10	0.057	0.080	0.070
酸化工チレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	0.056	0.031	0.053	0.032	0.035
	中央橋	沿道	0.064	0.042	0.063	0.037	0.040

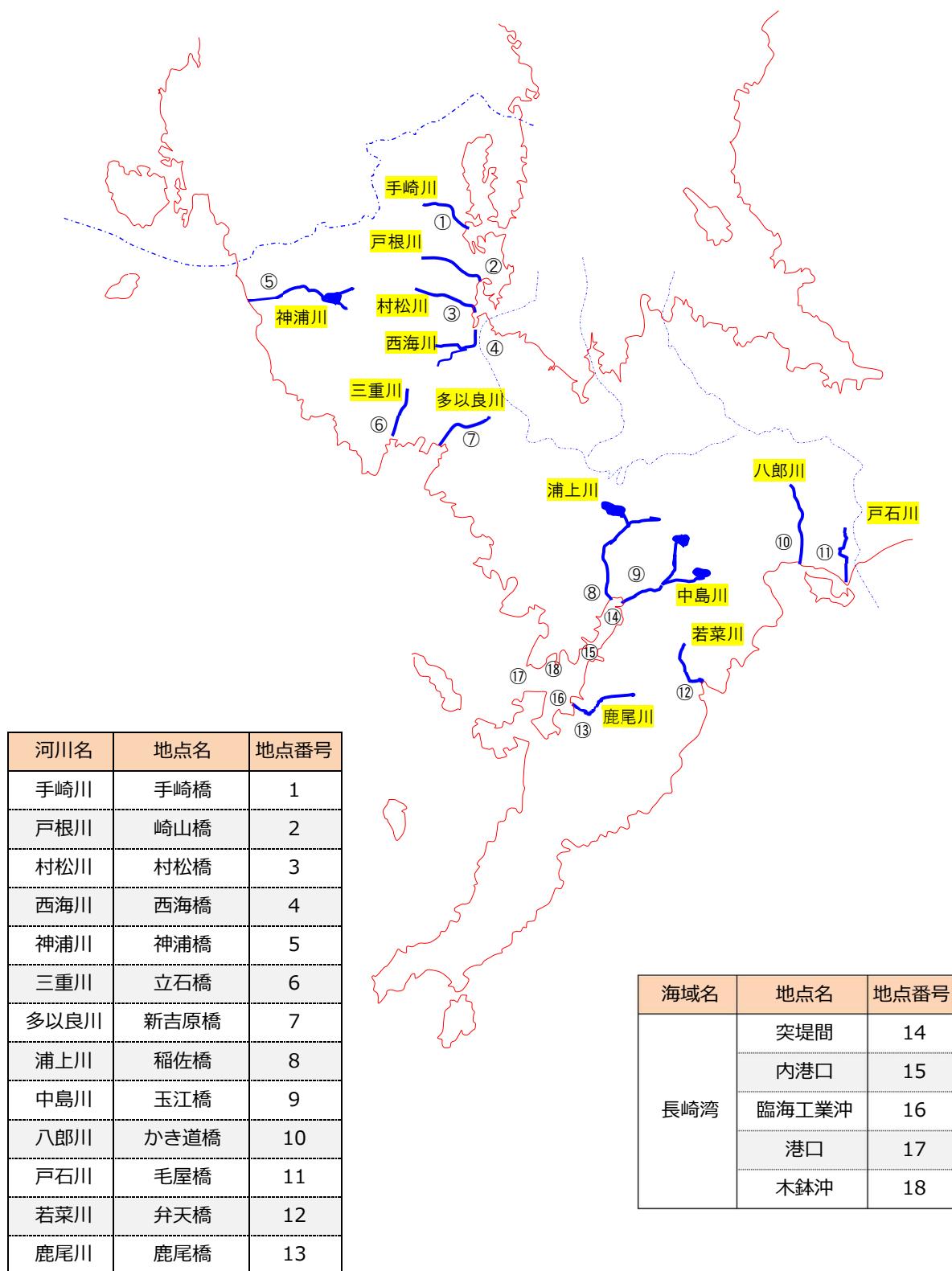
資料 19 有害大気汚染物質の経年変化

物質名 (単位)	測定地点名	地域分類	R2 平均値	R3 平均値	R4 平均値	R5 平均値	R6 平均値
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 指針値 : 120	小ヶ倉	一般環境	1.6	1.9	1.9	1.4	2.0
	中央橋	沿道	1.5	1.7	2.3	3.2	1.7
ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	1.9	2.1	1.9	2.3	2.3
	中央橋	沿道	2.2	2.3	3.2	4.4	2.2
ベンゾ [a] ピレン (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	0.035	0.050	0.049	0.019	0.056
	中央橋	沿道	0.054	0.073	0.050	0.029	0.061
水銀及びその化合物 (ng/m^3) 指針値 : 40	小ヶ倉	一般環境	1.5	1.7	1.5	2.0	1.5
	中央橋	沿道	1.5	1.7	1.4	2.0	1.5
ニッケル化合物 (ng/m^3) 指針値 : 25	小ヶ倉	一般環境	0.81	2.1	1.1	1.5	1.8
	中央橋	沿道	1.3	3.1	1.7	5.0	2.7
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3) 指針値 : 6	小ヶ倉	一般環境	0.79	1.3	0.97	0.62	0.80
	中央橋	沿道	0.77	1.8	0.97	0.61	0.85
ベリリウム及び その化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	0.014	0.035	0.0064	0.025	0.0084
	中央橋	沿道	0.016	0.034	0.0085	0.027	0.010
マンガン及びその化合物 (ng/m^3) 指針値 : 140	小ヶ倉	一般環境	7.5	12	7.1	15	16
	中央橋	沿道	11	26	10	14	20
クロム及びその化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	1.2	4.9	1.4	1.5	1.9
	中央橋	沿道	2.5	8.0	3.2	3.4	5.2
トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	2.2	9.4	11	2.1	2.5
	中央橋	沿道	2.7	2.8	2.6	1.9	2.9
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 指針値 : 94	小ヶ倉	一般環境	1.3	1.8	1.2	1.9	1.4
	中央橋	沿道	1.3	1.7	1.2	1.6	1.4

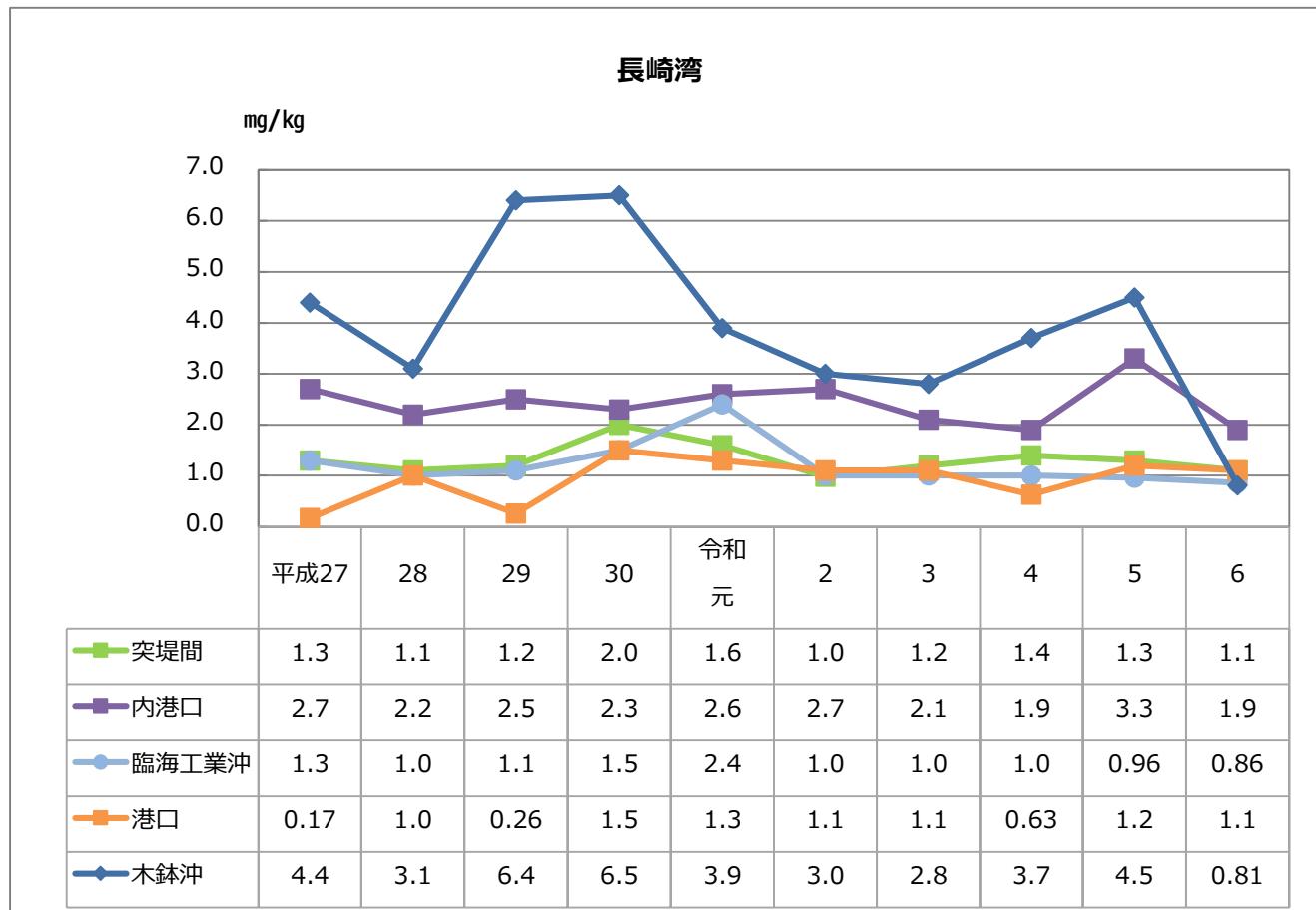
注1) <を含む数値については、平均値の算出結果が検出下限値未満の値であったことを示す。

注2) 括弧書きの数値については、平均値の算出結果が検出下限値以上定量下限値未満の値であったことを示す。

資料 20 底質調査地点



資料21 底質中の総水銀含有量の経年変化



資料22 公害関係法令に基づく規制監視状況

1 工場及び事業場等の監視状況（令和6年度）

(件)

件数		種別	大気	水質	騒音	振動	悪臭	合計	
監視件数	立入検査	公害関係法、条例の届出対象工場等	72 ※1 法 66	39 ※2 法 39	28 ※3 法 10 ※4 条例 18	2 ※5 法 2		141	
		特定粉じん排出等作業	11					11	
		特定建設作業			13	0		13	
	計	83	39	41	2	0		165	
	指導	口頭	48	2	69	4	27	150	
		文書	0	0	0	0	0	0	
勧告		0	0	0	0	0		0	
命令		0	0	0	0	0		0	
主な指導内容			○特定建築材料調査結果の報告及び掲示等 ○粉じん発生防止のための散水	○汚水処理施設の改善 ○水質検査自主測定の指導	○防音擋等の騒音防止施設の設置 ○作業内容の変更 ○住民に対し工事内容の周知徹底	○工事の方法の改善 ○住民に対し工事内容の周知徹底	○脱臭施設の改善		

※1 大気汚染防止法

※2 水質汚濁防止法

※3 騒音規制法

※4 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例

※5 振動規制法

資料23 諸届出の受理状況

1 大気関連施設設置状況等

(1) ばい煙発生施設の設置状況

(件)

大気汚染防止法施行令別表第1の番号	施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	ボイラー	277	260	191	191	194
5	溶解炉	1	1	0	0	0
6	加熱炉	15	15	15	15	15
9	焼成炉	1	1	0	0	0
11	乾燥炉	4	4	4	4	4
12	電気炉	0	0	0	0	0
13	廃棄物焼却炉	5	5	5	5	7
29	ガスタービン	36	41	38	39	38
30	ディーゼル機関	143	148	142	147	144
31	ガス機関	3	4	5	8	8
施設数		477	479	400	409	410
事業場数		213	223	204	211	206

(2) 一般粉じん発生施設の設置状況

(件)

大気汚染防止法施行令別表第2の番号	施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2	鉱物又は土石の堆積物	16	16	16	16	16
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	74	72	74	74	75
4	破碎機及び摩碎機	23	22	23	23	24
5	ふるい	18	18	18	18	17
施設数		131	128	131	131	132
事業場数		21	21	21	21	21

資料23 諸届出の受理状況

(3) ダイオキシン類対策特別措置法特定施設の設置状況

(件)

施設名		焼却能力	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
大気基準適用施設	廃棄物焼却炉	4000 kg/h以上	4	4	4	4	4	4	6
		2000 kg/h以上 4000 kg/h未満	0	0	0	0	0	0	0
		200 kg/h以上 2000 kg/h未満	1	1	1	1	1	1	1
		100 kg/h以上 200 kg/h未満	4	3	3	2	2	1	1
		50 kg/h以上 100 kg/h未満	4	4	3	1	1	1	1
		50 kg/h未満	0	0	0	0	0	0	0
		上記以外	0	0	0	0	0	0	0
		小計（施設数）	13	12	11	8	8	7	9
水質基準対象施設	廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設		2	2	2	1	3	3	3
	廃棄物焼却炉において 生ずる灰の貯留施設		2	2	2	2	2	2	3
	廃PCB等又はPCB処理場 の分解施設及びPCB汚染 物又はPCB処理物の洗浄 施設及び分解施設		0	0	0	0	0	0	0
	下水道終末処理施設		1	1	1	1	1	1	1
	水質基準対象施設を設置 する工場又は事業場から 排出される水の処理施設		0	0	0	0	0	0	0
	小計（施設数）		5	5	5	4	6	6	7
施設数			18	18	17	15	14	13	16
事業場数			12	12	11	10	7	7	7

(4) 監視状況（令和6年度）

(件)

監視 件数	立入検査		大気	水質
	立入検査		3	3
	導指	口頭	2	0
		文書	0	0
	勧告		0	0
	命令		0	0
	主な指導内容			

資料23 諸届出の受理状況

2 水質に係る特定事業場等の監視

(1) 特定事業場の監視状況（令和6年度）

(件)

水質汚濁防止法施行 令別表第1の号番号	業種名又は施設名	立入件数 (延べ)	違反件数 (延べ)
3	水産食料品製造業	3	0
11	飼料又は有機質肥料の製造業	1	0
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	1	0
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設	1	0
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	0
66の3	旅館業	17	0
66の6	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0
68の2	病院で病床数が300以上であるもの	4	0
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	7	0
72	し尿処理施設	2	0
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0
合計		39	0

資料23 諸届出の受理状況

(2)水質汚濁防止法関係特定施設数(令和6年度内訳) (件)

水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号	業種名又は施設名	1日当たりの平均排出量 50m ³ 以上ものの(a)	有害物質を排出する恐れのあるもの	1日当たりの平均排出量 50m ³ 未満のもの(b)	有害物質を排出する恐れのあるもの	合計(a)+(b)
1の2	畜産農業又はサービス業			36		36
2	畜産食料品製造業			4		4
3	水産食料品製造業	2		60		62
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			9		9
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業			2		2
9	米菓製造業又はこうじ製造業			1		1
10	飲料製造業			1		1
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	1		1		2
16	麵類製造業			20		20
17	豆腐又は煮豆の製造業			12		12
18の2	冷凍調理食品製造業			1		1
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業			3		3
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業			8		8
38	石けん製造業			2		2
54	セメント製品製造業			2		2
55	生コンクリート製造業	1		15		16
61	鉄鋼業			1		1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			3		3
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設			6		6
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1		6	4	7
66の3	旅館業	12		94		106
66の4	共同調理場			4		4
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業			5		5
66の6	飲食店	1		10		11
66の7	そば店・うどん店・すし店・喫茶店等			1		1
67	洗濯業			49	4	49
68	写真現像業			17	5	17
68の2	病院で病床数が300以上であるもの	4		4	2	8
70の2	自動車分解整備事業			7		7
71	自動式車両洗浄施設			120		120
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	4		24	15	28
71の3	一般廃棄物処理施設	1		3		4
71の4	産業廃棄物処理施設			2		2
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設			1	1	1
72	し尿処理施設	12		1		13
73	下水道終末処理施設	10				10
74	特定事業場から排出される水の処理施設			2	1	2
合 計		49	0	537	32	586

資料23 諸届出の受理状況

(3) 水質汚濁防止法関係特定施設数（経年変化）

(件)

水質汚濁防止法施行令別表 第1の号番号	業種名又は施設名	年度				
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1の2	畜産農業又はサービス業	36	36	36	36	36
2	畜産食料品製造業	3	3	4	4	4
3	水産食料品製造業	61	61	61	62	62
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	9	9	9	9	9
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	2	2	2	2	2
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1	1	1	1	1
10	飲料製造業	1	1	1	1	1
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	2	2	2	2	2
16	麵類製造業	20	20	20	20	20
17	豆腐又は煮豆の製造業	12	12	12	12	12
18の2	冷凍調理食品製造業	1	1	1	1	1
19	紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業	3	3	3	3	3
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	7	7	6	7	8
38	石けん製造業	2	2	2	2	2
54	セメント製品製造業	2	2	2	2	2
55	生コンクリート製造業	15	15	16	16	16
61	鉄鋼業	1	1	1	1	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	4	4	4	3	3
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設	6	6	6	6	6
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	7	6	7	7	7
66の3	旅館業	91	98	93	100	106
66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	1	2	2	4
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	5	5	5	5	5
66の6	飲食店	11	11	11	11	11
66の7	そば店・うどん店・すし店・喫茶店等	1	1	1	1	1
67	洗濯業	61	61	49	49	49
68	写真現像業	19	17	17	17	17
68の2	病院で病床数が300以上あるもの	8	8	8	8	8
70の2	自動車分解整備事業	6	7	7	7	7
71	自動式車両洗浄施設	120	118	119	120	120
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	28	26	28	28	28
71の3	一般廃棄物処理施設	3	3	3	3	4
71の4	産業廃棄物処理施設	2	2	2	2	2
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	1	1	1	1	1
72	し尿処理施設	15	13	12	13	13
73	下水道終末処理施設	11	11	11	11	10
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	2	2	2	2
合 計		580	579	567	577	586

資料23 諸届出の受理状況

3 騒音・振動関連施設設置状況等

(1) 騒音規制法関係

ア 特定施設

(件)

施設種類	年度 令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
金属加工機械	209 (50)	208 (50)	208 (50)	226 (53)	228 (52)
空気圧縮機等	1,399 (218)	1,348 (219)	1,368 (218)	1,340 (219)	1,338 (217)
土石用破碎機等	22 (3)	22 (3)	22 (3)	27 (4)	27 (4)
建設用資材製造機械	12 (10)	12 (10)	12 (10)	14 (11)	14 (11)
木材加工機械	47 (7)	47 (7)	47 (7)	52 (6)	52 (6)
印刷機械	244 (46)	244 (46)	240 (45)	235 (40)	236 (41)
合成樹脂用射出成形機	6 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)
計	1,939	1,887	1,903	1,900	1,901
工場等実数	335	336	334	334	332

() 内の数字は工場等実数

イ 特定建設作業

(件)

作業の種類	年度 令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
くい打機等を使用する作業	32	25	16	25	22
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	415	352	372	363	320
空気圧縮機を使用する作業	12	18	13	17	23
コンクリートプラント等を使用する作業	0	0	0	0	0
バックホウを使用する作業	3	2	5	0	0
トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0
ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0
計	462	397	406	405	365

※バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーは環境大臣が指定する低騒音型を除く。

資料23 諸届出の受理状況

(2) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（指定施設）(件)

施設の種類	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
冷凍機	1,940	1,980	2,025	2,160	2,207	
クーリングタワー	465	475	474	474	473	
板金又は製缶作業を行う作業場	142	138	138	131	131	
鉄骨又は橋梁の組立て作業場	14	14	14	14	14	
計	2,561	2,607	2,651	2,779	2,825	
工場・事業場数	591	594	596	584	587	

(3) 振動規制法関係

ア 特定施設

(件)

施設の種類	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
金属加工機械	79 (21)	78 (21)	77 (21)	77 (21)	77 (21)	77 (21)
圧縮機	133 (50)	133 (49)	136 (50)	134 (48)	129 (48)	
土石用破碎機等	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
コンクリート ブロックマシン等	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	
木材加工機械	65 (19)	65 (19)	65 (19)	65 (19)	65 (19)	
印刷機械	20 (4)	20 (4)	20 (4)	19 (3)	21 (4)	
計	300	299	301	298	295	
特定工場等数	97	96	97	94	95	

（ ）内の数字は工場等実数

イ 特定建設作業

(件)

作業の種類	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
くい打機等を使用する作業	32	23	16	24	19	
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	
ブレーカーを使用する作業	295	233	261	259	235	
舗装版破碎機を使用する作業	0	0	0	0	0	
計	327	256	277	283	254	

資料23 諸届出の受理状況

4 長崎市環境保全条例に基づく届出の受理状況

長崎市環境保全条例に基づく指定施設設置届出状況

(件)

指定施設名	年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
金属の表面処理の用に供するblast		62 (21)	77 (22)	76 (21)	76 (22)	75 (21)
綿製造施設または再生施設		7 (4)	7 (4)	7 (4)	7 (4)	7 (4)
原動機を使用する木材加工作業場		30 (32)	30 (32)	30 (32)	32 (34)	31 (33)
廃油の焼却炉		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
獣畜、魚介類又は鳥類の死体、臓器、骨、羽毛若しくはふんの焼却		7 (7)	7 (7)	7 (7)	8 (8)	7 (7)
廃油の再生の用に供する加熱処理施設		2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
洗濯業の用に供する乾燥施設 (ドライクリーニング用に限る。)		205 (135)	205 (135)	205 (135)	205 (135)	205 (135)
原動機を使用する吹付塗装作業場		214 (177)	220 (179)	220 (179)	223 (179)	217 (178)
畜舎		113 (55)	111 (53)	111 (53)	111 (53)	111 (53)
鶏舎		52 (10)	52 (10)	52 (10)	52 (10)	52 (10)
手動式カラー写真現像施設		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計		692	711	710	716	707
(事業場等の数)		(443)	(444)	(443)	(446)	(443)

() 内の数字は事業場等の数

資料23 諸届出の受理状況

5 濾化槽法に基づく届出の受理状況

(1) 設置届出状況

(基)

年度	人槽 (人) 処理方式	5~ 20	21~ 100	101~ 200	201~ 300	301~ 500	501 以上	合 計	設置 再開	廃止 休止	増減
30	単独	329	199	11	1	2	4	546	46	44	2
	合併	2,550	105	31	11	10	21	2,728			
	合計	2,879	304	42	12	12	25	3,274			
R1	単独	312	196	11	1	1	4	525	47	47	0
	合併	2,572	103	31	11	11	21	2,749			
	合計	2,884	299	42	12	12	25	3,274			
2	単独	295	190	9	1	1	4	500	30	56	▲26
	合併	2,573	101	31	11	11	21	2,748			
	合計	2,868	291	40	12	12	25	3,248			
3	単独	284	188	9	1	1	4	487	32	50	▲18
	合併	2,571	98	31	11	11	21	2,743			
	合計	2,855	286	40	12	12	25	3,230			
4	単独	277	177	9	1	1	4	469	31	37	▲6
	合併	2,594	95	31	10	11	14	2,755			
	合計	2,871	272	40	11	12	18	3,224			
5	単独	268	174	9	1	1	4	457	34	38	▲4
	合併	2,592	97	31	11	11	21	2,763			
	合計	2,860	271	40	12	12	25	3,220			
6	単独	263	173	9	1	1	4	451	23	20	3
	合併	2,600	98	31	11	11	21	2,772			
	合計	2,863	271	40	12	12	25	3,223			

※濾化槽法改正により、令和2年度から濾化槽の休止（再開）手続きが明確化された。

資料23 諸届出の受理状況

(2) 長崎市浄化槽保守点検登録業者一覧表 (29業者)

(令和7年8月現在)

登録番号	会社名	営業所の所在地	電話番号
1	日の出設備工業	長崎市歓刈町 746-1	0957-22-7344
3	西日本高速道路エンジニアリング九州(株)長崎芒塚作業所	" 芒塚町 783-1	0957-26-7683
4	(株)東和環境システム	" 三ツ山町 1401-2	844-8463
5	翔陽設備(有)	" 平間町 592-5	838-7001
6	(株)九電工長崎営業所	" 平野町 22-40	840-0810
7	長崎衛生設備	" 北陽町 3-3	894-9948
8	(有)旭環境整備	" 戸石町 500-82	807-2761
9	日化メンテナンス(株)	" 西海町 2653-1	884-0613
10	(有)福島清掃	" 伊王島 2 丁目 2047-10	848-9645
12	(株)協環	" 京泊 2 丁目 8-57	801-2155
13	(有)ヤマシタ清掃	" 琴海戸根町 3101-13	884-2050
14	(有)三和清掃社	" 為石町 1669	892-2866
15	長崎水研工業	" 三ツ山町 1596-3	080-3185-3102
16	(有)松田メンテナンス工業	" 樺島町 9-13	824-2369
19	環境メンテナンス	" 淵町 17-6	090-1167-4333
22	琴海清掃(有)	" 長浦町 1100	885-2504
24	シンセイテクノス(株)	" 田中町 594-2	838-5066
25	協和技研(有)	" 歓刈町 746-1	850-6730
26	(株)工コシス長崎営業所	" 曙町 28-18	861-8835
27	マツモトメンテナンス	" 稲田町 17-1	827-7446
30	(有)野母崎清掃社	" 高浜町 3265-36	894-2041
31	イーエヌ環境コンテック(株)	" 北浦町 2973-3	836-1103
34	(一財)クリーンながさき	" 茂里町 2-34	844-4117
35	(株)設備保守センター	" 平野町 22-40	840-0836
36	東洋工業	" 桶屋町 31-3-603	090-5723-2706
37	九州ビルテックス(株)長崎事業所	" 池島町 152-1	850-4116
38	(株)ナガネツ	" 小江原 2 丁目 35-3	845-5246
39	長崎市環境整備事業協同組合	" 為石町 1669	893-7123
40	木下住設長崎営業所	" 三ツ山町 1596-3	090-5746-6806

資料23 諸届出の受理状況

6 化製場等及び畜舎に関する監視状況等

(1) 施設数

(令和7年3月31日未現在)(件)

種類	化製場等に関する法律に基づく許可施設							
	化製場	死亡獣畜取扱場	牛	豚	馬	鶏	犬	合計
許可件数	1	1	6	3	4	4	12	31
施設数	1	2	8	7	4	8	12	42

種類	長崎市環境保全条例に基づく指定施設				
	牛	豚	馬	鶏	合計
届出件数	46	5	3	9	62
施設数	89	17	5	50	161

(2) 立入検査状況

(年度別)(件)

年度	内訳							
	化製場	死亡獣畜取扱場	牛	豚	馬	鶏	犬	合計
令和元	1	0	0	0	0	0	0	1
2	0	0	1	0	0	0	1	2
3	0	0	0	0	0	1	1	2
4	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	1	0	0	1
6	1	0	0	0	0	1	0	2

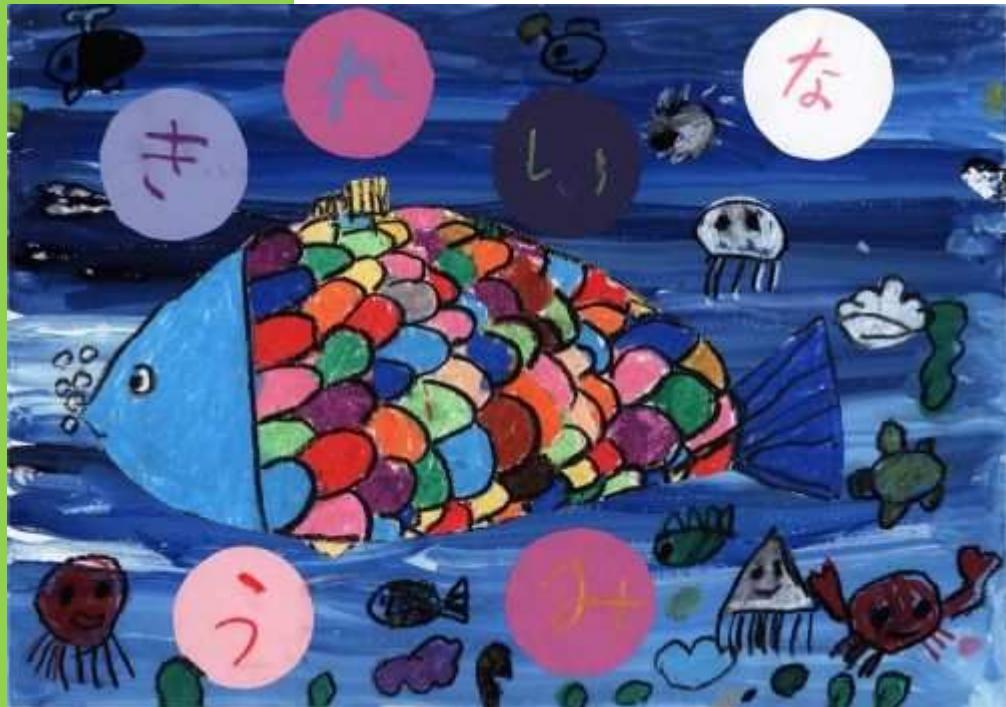
※化製場には、化製場法第8条に基づく準用施設を含む。



-環境行動 11 か条ポスター-

表紙・裏表紙

表紙及び裏表紙の作品は、それぞれ「令和6年度 環境ポスター」の小学生の部及び中学生の部における優秀賞受賞作品です。



長崎市環境白書 令和7年度版（令和8年1月 発行）

編集・発行 長崎市 環境部 環境政策課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（13階）

電話 095-829-1156

FAX 095-829-1218